資料編

資料1.	アンケート調食票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 100
資料 2.	東京都震災復興まちづくり模擬訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・107
資料3.	静岡市大岩 2 丁目自主防災会・・・・・・・・・・・・・・・・・110
資料4.	災害復興まちづくり支援機構・・・・・・・・・・・・・・・・・ 115
資料 5.	用語の解説・・・・・・・・・・・・・・118
資料6.	参考文献・ホームページ リスト・・・・・・・・・・・ 120
資料7.	事例シート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・122

資料1. アンケート調査票

第17回健康長寿のまちシンポジウム 来場者アンケート

本日は「第17回健康長寿のまちシンポジウム」にご参加いただきまして、誠にありがとうございました。 今後のより良いシンポジウムのために、皆様のご意見を反映させていただきたいと思いますので、 お手数ではございますが、以下の質問に、ご回答下さいますようお願いいたします。 なお、回答用紙につきましては、シンポジウム終了後、受付にて回収させていただきます。

以下、あてはまるものに 〇 をご記入ください。

	年齢	Ď					
	1.	~19歳	2.20歳代	t 3.	30歳代	4. 40歳代	
	5.	50歳代	6.60歳何	七 7.	70歳代	8.80歳~	
	性別	j					
	1.	男	2. 女				
	お住	Eまいの場所	:				
	1.	東京都	2. 千葉県	3.	埼玉県	4. 神奈川県	
	5.	1~4以外	にお住まいの方(記	入例. 茨城県:)	
	お勤	めの場所					
	1.	東京都	2. 千葉県	3.	埼玉県	4. 神奈川県	
	5.	1~4以外	にお住まいの方(記	入例.茨城県:)	
	=r=	•					
	<u>所属</u>		(①社会福祉法人	の短が重業		<u> </u>	>>
			(①医療法人			N.	// }>
					③その他〈	<	<i>"</i>
			業者(1~3以外《				<i>"</i>
			(①学生		③その他〈		// >>
	役職	ŧ					
			事長、取締役等)	2		、部長、マネージャー	- 等)
			長、研究員、専門員		. その他 ()
-							
	普段	の業務で保備	建医療福祉や防災に関				
			祉関係に関わってい	2	. 防災関係に関わ	っている	
	3.	その他の業	務に関わっている				
	今回]のシンポジ ワ	ウムを何で知りまし <i>た</i>	:か			
	1.	新聞()	2. 雑誌 ()	3. 開催案内の送付	
	4.	知人·友人	、などの紹介	5. ホームペー	ージ	6. その他(

大変参考になった	0 4 40 = 4			
1	2. 参考になっ	った	3. 普通	
あまり参考にならなかった	5. その他()
「パネルディスカッション : 災				
大変参考になった	2. 参考になる	った	3. 普通	
あまり参考にならなかった	5. その他()
会場について				
良かった 2. 普通 3	. 良くなかった	(理由:)
絵加弗について				
	円程度) 2.	無料がよい	3. どちらでも	かまわない
		L. ,		
19A.	۷.			
欠回のシンポジウムで取り上げ	てほしいテーマ、	内容、講演者な	があれば、お書きくだ	ださい
ーマ()
容·				
н .				
寅者:				
ス u ・				
	ます】			
	- · -	20 F 2 +>+44++18	=#10 こ ね マハナーよ	
引時の備えについてお伺いし あなたの所属する団体では、被災	・・・ した時のためにと	ごのような対策が	講じられていますか	
言時の備えについてお伺いし あなたの所属する団体では、被災 (<u>あてはまるもの全て</u> お選び下さ	した時のためにと い)		講じられていますか	
『時の備えについてお伺いし あなたの所属する団体では、被災 (あてはまるもの全てお選び下さ 被災時の行動計画の策定	とした時のためにと とい) 2. 防ジ	災用品等の備蓄		
書時の備えについてお伺いし あなたの所属する団体では、被災 (あてはまるもの全てお選び下さ 被災時の行動計画の策定 防災手帳の作成	した時のためにとい 2. 防ジ 4. 防ジ	災用品等の備蓄 災訓練の定期的9	 尾施	
『時の備えについてお伺いし あなたの所属する団体では、被災 (あてはまるもの全てお選び下さ 被災時の行動計画の策定	した時のためにとい 2. 防ジ 4. 防ジ	災用品等の備蓄 災訓練の定期的質 こ講じられていた	 尾施	
	あまり参考にならなかった	あまり参考にならなかった 5. その他(あまり参考にならなかった 5. その他(会場について 良かった 2. 普通 3. 良くなかった(理由: 参加費について 有料でもよい(円程度) 2. 無料がよい 欠回のシンポジウムにも参加したいと思われますかはい 2. いいえ 2. いいえ 次回のシンポジウムで取り上げてほしいテーマ、内容、講演者がつマ(容:	会場について 良かった 2. 普通 3. 良くなかった (理由: 参加費について 有料でもよい (円程度) 2. 無料がよい 3. どちらでも 次回のシンポジウムにも参加したいと思われますか はい 2. いいえ 次回のシンポジウムで取り上げてほしいテーマ、内容、講演者があれば、お書きくなーマ (容:

17 あなた自身は、被災した時のためにどのような対策を講じていますか(あてはまるもの全てお選び下さい)

	1.	被災時の避難路と避難場所の確認	2.	防災用品等の備蓄	
	3.	安否確認策の確認	4.	防災訓練への定期的参加	Ī
	5.	自主防災組織への参加	6.	要援護者等に対する救援	ネットワークへの参加
	7.	耐震強度の高い住宅への居住	8.	家具の転倒等の防止対策	:
	9.	特に講じていない	10.	その他()
8	あ	なたの住む地域には、ご近所同士で	声をか	けあう関係がありますか	
	1.	はい	2.	いいえ	
9	₽.	5なたの住む地域には、被災時に協力	しあっ	て救援活動をする関係が	ありますか
	1.	はい	2.	いいえ	
0	₽.	oなたは、災害ボランティアとして活動	かるこ	とに関心がありますか	
	1.	ある	2.	ない	
1_	ð.	なたは、災害ボランティアとして活動	した経	験がありますか	
	1.	はい	2.	いいえ	
_	11.	/a-14-			
		(害ボランティアとして活動する場合	门、何办	必要と思いますか(上位	3つまでお選び下さい)
		所属機関の理解(雇用関係等)			マエリー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	2.	被災地からの必要情報の発信(ボラン	,		
	2. 3.	被災地からの必要情報の発信(ボランボランティア団体等による被災地と	ボラン	ティア希望者の間の調整	
	2. 3. 4.	被災地からの必要情報の発信(ボランボランティア団体等による被災地と 取引先等の理解(担当業務の進行管	ボラン	ティア希望者の間の調整 整等)	
	2. 3. 4. 5.	被災地からの必要情報の発信(ボランボランティア団体等による被災地と 取引先等の理解(担当業務の進行管職場の職員等の理解(他の職員への	ボラン	ティア希望者の間の調整 整等)	
	2. 3. 4. 5.	被災地からの必要情報の発信(ボランボランティア団体等による被災地と 取引先等の理解(担当業務の進行管	ボラン	ティア希望者の間の調整 整等)	
	2. 3. 4. 5. 6.	被災地からの必要情報の発信(ボランボランティア団体等による被災地と取引先等の理解(担当業務の進行管職場の職員等の理解(他の職員へのその他(ボラン (理の調 の負担発 (態にな	ティア希望者の間の調整 整等) 注生等) こた時、ご自身の個人 情)
3	2. 3. 4. 5. 6.	被災地からの必要情報の発信(ボランボランティア団体等による被災地と 取引先等の理解(担当業務の進行管職場の職員等の理解(他の職員への その他(ボラン (理の調 の負担発 (態にな	ティア希望者の間の調整 整等) 注生等) こた時、ご自身の個人 情)
3	2. 3. 4. 5. 6.	被災地からの必要情報の発信(ボランボランティア団体等による被災地と取引先等の理解(担当業務の進行管職場の職員等の理解(他の職員へのその他(ボラン (理の調 の負担発 (態にな	ティア希望者の間の調整 整等) 生等) た た時、ご自身の個人情 らか1つお選び下さい)	着報を避難情報として登録
3 ア)イ)	2. 3. 4. 5. 6. 数 5	被災地からの必要情報の発信(ボランボランティア団体等による被災地と取引先等の理解(担当業務の進行管職場の職員等の理解(他の職員へのその他(なたは、寝たきりや独居の要援護がことに賛同しますか(それぞれについて名、住所、連絡先(電話番号)	ボラン (理の調 の負担発 (態にな	ティア希望者の間の調整 整等) (生等) (った時、ご自身の個人情 (らか1つお選び下さい) (1. 賛同する	着報を避難情報として登録 2. 賛同しない
3 ア)イ)ウ)	2.34.56. 麦丁 旦 性 家	被災地からの必要情報の発信(ボランボランティア団体等による被災地と取引先等の理解(担当業務の進行管職場の職員等の理解(他の職員へのその他(なたは、寝たきりや独居の要援護がことに賛同しますか(それぞれについて名、住所、連絡先(電話番号) 生別、年齢	ボラン (理の調 の負担発 (態にな	ティア希望者の間の調整 整等) 生等) た時、ご自身の個人情 らか1つお選び下さい) 1. 賛同する 1. 賛同する	着報を避難情報として登録 2. 賛同しない 2. 賛同しない
3 ア)イ)ウ)エ)	2.3.4.5.6.	被災地からの必要情報の発信(ボランボランティア団体等による被災地と取引先等の理解(担当業務の進行管職場の職員等の理解(他の職員へのその他(なたは、寝たきりや独居の要援護がことに賛同しますか(それぞれについて名、住所、連絡先(電話番号) 生別、年齢 家族等緊急連絡先	ボラン (理の調 (対 (対 (は (は (は (は (は (は (は (は (は (は	ティア希望者の間の調整 整等) (生等) (まった時、ご自身の個人情 らか1つお選び下さい) 1. 賛同する 1. 賛同する 1. 賛同する	報を避難情報として登録 2. 賛同しない 2. 賛同しない 2. 賛同しない
3 ア イ) ウ エ) オ)	23456	被災地からの必要情報の発信(ボランボランティア団体等による被災地と取引先等の理解(担当業務の進行管職場の職員等の理解(他の職員へのその他(なたは、寝たきりや独居の要援護がことに賛同しますか(それぞれについて名、住所、連絡先(電話番号) 生別、年齢 家族等緊急連絡先 自力避難の可否	ボラン (理の調 (対 (対 (は (は (は (は (は (は (は (は (は (は	ディア希望者の間の調整 整等) 注生等) た時、ご自身の個人情 らか1つお選び下さい) 1. 賛同する 1. 賛同する 1. 賛同する 1. 賛同する	報を避難情報として登録 2. 賛同しない 2. 賛同しない 2. 賛同しない 2. 賛同しない 2. 賛同しない
3 ア イ ウ エ オ カ)	23456	被災地からの必要情報の発信(ボランボランティア団体等による被災地と取引先等の理解(担当業務の進行管職場の職員等の理解(他の職員へのその他(なたは、寝たきりや独居の要援護がことに賛同しますか(それぞれについて名、住所、連絡先(電話番号) 注別、年齢 家族等緊急連絡先 自力避難の可否 要介護度、必要とする介護についての	ボラン (理の調 (対 (対 (は (は (は (は (は (は (は (は (は (は	ティア希望者の間の調整 整等) (生等) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)	情報を避難情報として登録 2. 賛同しない 2. 賛同しない 2. 賛同しない 2. 賛同しない 2. 賛同しない 2. 賛同しない
3 アイウエオカキ	23456	被災地からの必要情報の発信(ボランボランティア団体等による被災地と取引先等の理解(担当業務の進行管職場の職員等の理解(他の職員へのその他(なたは、寝たきりや独居の要援護がとに賛同しますか(それぞれについて名、住所、連絡先(電話番号) 生別、年齢 家族等緊急連絡先 自力避難の可否 要介護度、必要とする介護についての認知症の有無、程度	ボラン (理の調 (対 (は (は (は (は (は (は (は (は (は (は	ティア希望者の間の調整 整等) 生等) た時、ご自身の個人情 らか1つお選び下さい) 1. 賛同する 1. 賛同する 1. 賛同する 1. 賛同する 1. 賛同する 1. 賛同する 1. 賛同する 1. 賛同する	がおける は 対 は 対 は 対 は が は が は が は が は が は が は が
3 アイウエオカキ	23456	被災地からの必要情報の発信(ボランボランティア団体等による被災地と取引先等の理解(担当業務の進行管職場の職員等の理解(他の職員へのその他(なたは、寝たきりや独居の要援護力とに賛同しますか(それぞれについて名、住所、連絡先(電話番号) 生別、年齢な疾等緊急連絡先 自力避難の可否 と介護度、必要とする介護についての認知症の有無、程度 整難する際に支援してくれる者の有無のかりつけ医、持病、服用薬などの医	ボラン (注) (注) (注) (注) (注) (注) (注) (注)	ディア希望者の間の調整 整等) 注生等) *** た時、ご自身の個人情 <u>6か1つ</u>お選び下さい) 1. 賛同する 1. 賛同する 1. 賛同する 1. 賛同する 1. 賛同する 1. 賛同する 1. 賛同する 1. 賛同する 1. 賛同する	##を避難情報として登録 2. 賛同しない
3 アイウエオカキク		被災地からの必要情報の発信(ボランボランティア団体等による被災地と取引先等の理解(担当業務の進行管職場の職員等の理解(他の職員へのその他(なたは、寝たきりや独居の要援護がとに賛同しますか(それぞれについて名、住所、連絡先(電話番号) 注別、年齢を疾等緊急連絡先 自力避難の可否 要介護度、必要とする介護についての認知症の有無、程度 避難する際に支援してくれる者の有無のかりつけ医、持病、服用薬などの医問23で賛同すると回答した方)登録	ボラカ (東) (東) (東) (東) (東) (東) (東) (東) (東) (東)	ディア希望者の間の調整 整等) 注生等) *** た時、ご自身の個人情 <u>6か1つ</u>お選び下さい) 1. 賛同する 1. 賛同する 1. 賛同する 1. 賛同する 1. 賛同する 1. 賛同する 1. 賛同する 1. 賛同する 1. 賛同する	##を避難情報として登録 2. 賛同しない 2. 賛同しない
3 アイウエオカキク 4	23456	被災地からの必要情報の発信(ボランボランティア団体等による被災地と取引先等の理解(担当業務の進行管職場の職員等の理解(他の職員へのその他(なたは、寝たきりや独居の要援護力とに賛同しますか(それぞれについて名、住所、連絡先(電話番号) 生別、年齢な疾等緊急連絡先 自力避難の可否 と介護度、必要とする介護についての認知症の有無、程度 整難する際に支援してくれる者の有無のかりつけ医、持病、服用薬などの医	ボラカ (東) (東) (東) (東) (東) (東) (東) (東) (東) (東)	ディア希望者の間の調整 整等) 注生等) *** た時、ご自身の個人情 <u>6か1つ</u>お選び下さい) 1. 賛同する 1. 賛同する 1. 賛同する 1. 賛同する 1. 賛同する 1. 賛同する 1. 賛同する 1. 賛同する 1. 賛同する	##を避難情報として登録 2. 賛同しない 2. 賛同しない
3 アイウエオカキク	23456	被災地からの必要情報の発信(ボランボランティア団体等による被災地と取引先等の理解(担当業務の進行管職場の職員等の理解(他の職員へのその他(なたは、寝たきりや独居の要援護がとに賛同しますか(それぞれについて名、住所、連絡先(電話番号) 生別、年齢家族等緊急連絡先自力避難の可否要介護度、必要とする介護についての認知症の有無、程度と難する際に支援してくれる者の有無なかかりつけ医、持病、服用薬などの医問23で賛同すると回答した方)登録すか(あてはまるもの全てお選び下	ボラカ (東) (東) (東) (東) (東) (東) (東) (東) (東) (東)	ディア希望者の間の調整 整等) (注等) (注等) (注) (注) (注) (注) (注) (注) (注) (注	##を避難情報として登録 2. 賛同しない

7. その他(

25 被災地外の民間保健福祉事業者が被災地の要援護高齢者等の救援活動に参加することは、どれくらい有意義だと思いますか(1つお選び下さい)

1. 大変有意義だと思う

2. どちらかというと有意義だと思う

)

)

- 3. 有意義だとは思わない
- 4. その他(
- 26 被災地外の民間保健福祉事業者が、被災地の要援護高齢者等の救援活動を行 うための仕組みとして、どのような整備が有効だと思いますか(上位<u>3つまで</u>*裏面に続きます お選び下さい)
 - 1. 被災地と被災地外のあいだで必要な救援情報を受発信できる仕組みをつくる
 - 2. 要援護高齢者に対するガイドラインのなかに、被災地外からの救援活動を位置づけておく
 - 3. 民間の保健福祉医療事業者の事業者団体(協会等)が被災地に対し必要な人材・設備・機材を投入できるように、救援ガイドラインを策定しておく
 - 4. 要援護高齢者に対する被災後の各時期の救援策を効果的に講じられるように、地域防災計画等の行政計画に、保健医療福祉事業者の要援護者に対する行動計画を入れておく
 - 5. 要援護高齢者に対する救援活動の経費のうち、介護保険制度・医療保険制度が適用できない経費を補填するために、新たな財源を確保する
 - 6. その他(
- 27 被災地外の民間保健福祉事業者が、被災地の救援活動を支援するための財源の確保策として、 どのような方策が望ましいと思いますか(1つお選び下さい)
 - 1. 国や地方自治体が税を財源として利用するための制度をつくる(税による負担)
 - 2. 介護保険制度・医療保険制度の一部を財源として積み立てる(保険による負担)
 - 3. 民間の保健医療福祉事業者の事業者団体が個別に財源を確保する(民間の負担)
 - 4. 支援事業者ごとに自己負担する(無償)
 - 5. その他(
- 28 避難所で生活をする場合、どのようなものが特に必要だと思われますか(上位3つまでお選び下さい)

1. 暖かい食事

2. 暖かいシャワー・お風呂

3. 冷暖房

4. イベント・交流

5. 家の様子の確認

6. 話し相手

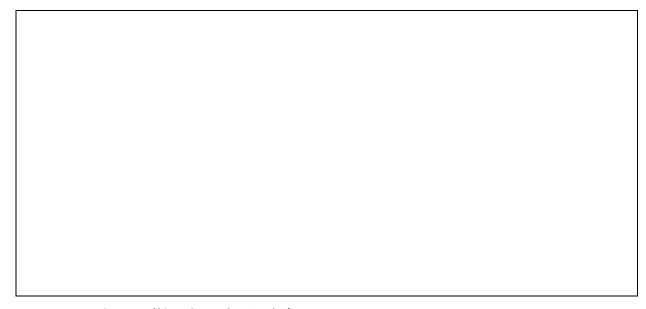
7. プライバシー

8. 生活相談

9. 被災地の情報

10. その他(

29 その他、ご意見・ご感想あれば、お聞かせください



質問は以上です。 ご協力ありがとうございました。 お帰りの際に、受付にお渡しくださいますよう、お願いいたします。

社団法人シルバーサービス振興会

資料2. 東京都震災復興まちづくり模擬訓練

北沢3・4・5丁目

「地域復興まちづく」)模擬訓練」のあらまし

オリエンテーション・まち歩き

実施日:平成17年8月27日(土)

会 場:北沢小学校体育館・ランチルーム

参加者:38名(総勢105名)

・区から防災街づくりの取り組み等について説明があり、3チームに分かれまち歩きをしました。「ダメージボイント」「資源ボイント」などのチェックを行い、会場に戻って「まちの復興資源マップ」を作成しました。



まち歩き

● まち歩きでわかったこと、復興まちづくりの課題など

①狭い道路や行き止まり路、ブロック塀が多く、災害時の避難経路の確保が課題である。

②駐車場や小さな公園、防災井戸など資源も多いが、ブロック塀や鎖で囲まれているなど、いざという時 に活用できるか心配がある。そのため、小さな公園を生垣と合わせて緑のネットワーク化や、公園等の 役割を事前に決めておくべきなどの提案が出されました。

避難所から復興を考える

実施日:平成17年9月10日(土)~11日(日)

会 場:北沢小学校体育館·運動場·北沢地区会館

参加者:142名(総勢243名)

・阪神・淡路大震災と新潟県中越大震災での体験談を 聞いたあと、復興を3つのステージに分けて訓練や 話し合いをしました。



模型で仮設市街地の検討

ステニジョ 発災からの3日の応急対応・避難所運営訓練

・避難所と医療救護所を設営し、一般参加者も交えて初期消火などの防災教室を体験しました。その後、避難所運営訓練として、避難所受付、炊き出し等のほか、医師会との連携による医療救護所訓練やマンホールトイレの設営訓練など、実践的な訓練を実施しました。

ステージ2 4日~2ヶ月期の避難所運営から地域の復興に向けた課題を検討する

- ・被災後4日から2ヶ月の時期に考慮すべき課題(人の把握、まちの安全確認、行政との折衝、復興のための地域組織、復興を考える情報、地域組織への支援、地域管理・整理、住宅等の修繕、転居者との連絡、地区内仮設など)について、各チームで話し合いました。
- ・また、要援護者支援のあり方については、民生委員やきたざわ苑、北沢在宅介護支援センターからの参加者、北沢保健福祉センターを中心に特別チームを編成し、支援の内容や体制について議論しました。

● 4日~2カ月の期間の地域の復興に向けた課題など

- ①町会、まちづくり協議会などで、耐震改修相談会や災害時の高齢者の安否確認の方法、商店会・工業会・消防団との話し合いなど、事前に取り組みを行う必要がある。
- ②若い人々を巻き込んでいくことが重要であり、そのために中学生の防災訓練参加や、訓練を通して町会、PTA、子どもたちとの連携が求められる。
- ③要援護者支援について、要援護者の多様性に対応すること、要援護者の現況の把握、避難行動・ 避難所・在宅の要援護者への配慮などが重要である。

ステニジ3 2ヶ月以降、仮説市街地計画の検討

・地区の被害想定から、地域内の仮設市街地の計画対象戸数を約2,222戸と設定し、地域の空地の 分布状況と見比べながら、不足ニーズへの対応や仮設市街地での必要施設など、仮設市街地づくり の進め方を検討しました。

● 仮設市街地に関する課題など

- ①地区内に仮設市街地の用地や戸数を確保する方法として、土地のドナー制度や貸室ボランティアの 実施、設置場所の多様化(ミュゼットハウス、屋上仮設)、学校を統廃合し仮設用地を生み出してはどうか。
- ②被害の状況によっては姉妹都市への集団疎開も検討してはどうか。
- ③復興まちづくりの進め方として、商店街復興と仮設住宅の同時・段階的復興が重要であり、被害状況により、現行の地区計画の見直しを行い、修復型と区画整理を組み合わせた復興を行っていくべき。

復興まちづくりの進め方を考える

実施日:平成17年10月30日(日) 会場:北沢小学校体育館

参加者:31名(総勢100名)

・これまでに出された課題に対して区の考え方を提示 し、各チームで「復興まちづくりのあり方・進め方」 の検討を行い、ミニシンポジウム形式で話し合いま した。



ミニシンポジウムの様子

● 災害後の復興のあり方、進め方に関する課題など

- ①地域協働復興組織は北沢地区全体で組織し、行政と復興のあり方について協議すべきである。
- ②今回の訓練で生まれた話し合いの場を継続し、復興組織を育成していくことが重要である。
- ③行政内に、地区の見守り役となる縦割りでない組織が作られるべきである。
- ①土地のドナー制度や仮設市街地のあり方など、事前の仕組みづくりが重要であり、事前に具体的な 内容を前向きに詰めていくべきである。
- ⑤要援護者の情報を地区で把握する方法として、あらかじめ同意を得た方の名簿を作り、要援護者マップをつくることから始めていくことが有効である。



模擬訓練参加者の声 [第2回訓練実施後のアンケート結果より抜すい]

- ●避難所訓練と復興模擬訓練を一 体とした今回のような訓練は必 要性が高く、意義もあるため、 今後も繰り返していくことが求 められている。
- ●今後の訓練の進め方として、よ り詳細な内容よりも、まずは今 回と同様の訓練を地域内で広め ていくことが求められている。



第2回ワークショップ 会場の様子(北沢小体育館)

●行政と地域との協働や行政による復興方針に対する関心 が強い。地域住民による防災活動を進めながら、行政と 地域との連携を取り続けていくことが重要である。

【懐疑訓練参加団体】 東北沢自治会、北沢3・4丁目西町会、北沢4丁目町会、北沢中央自治会、北沢5丁目町会、北沢3・4丁目地区まちづくり協議会、北沢 5丁目・大原1丁目地区まちづくり協議会、下北沢一番街商店街振興組合、北沢小学校PTA、北沢小学校、北沢中学校PTA、たたざわ苑、北沢在宅介護支援センター、北沢6丁目商店街振興組合、日本奉仕団北沢出張所分団、北沢2丁目協和会、世田谷消防団第9分団、北沢4匹生委員・児童委員協議会、東北沢20ビいの家、北沢小学校避難所運営本部 【運営】:世田谷区(北沢総合支所、危機管理室、都市整備部)、(財)東京都建築・防災まちづくりセンター、仮設市街地研究会 【協力】:東京都、災害復興まちづくり支援機構

資料3.静岡市大岩2丁目自主防災会

1. 防災まちづくり活動の経緯

- ・行政に手が廻らない活動を住民がやる主旨で昭和56年5月1日に、『大岩2丁目自主防災会』を設立した。
- ・防災訓練を核に、普段の町会活動との連携を図っていった。
- ・840世帯あまりが在住し、世帯を持っている住人はほとんどが町会に加入している。
- ・初期の頃、子供会活動を活発に行っていったメンバーが中心に、防災訓練、福祉活動が拡がっていった。規約(別紙1:大岩二丁目自主防災会規約参照)を作り、それに沿った訓練を行い、集合訓練を中心に活動を開始した。





毛布と物干し竿で担架を作る訓練風景 消火器を正しく使うための訓練風景

2. 大岩二丁目自主防災会の取り組み

(1) 班毎に防災まちづくり活動を任せ、防災まちづくりに主体的に参加できる環境づくり

- ・ 多人数が参加する集合訓練は一般住民が一部の人の訓練を見ている、見学者的な態度になりがちである。阪神・淡路大震災を契機として参加型訓練とするために、班別防災会を作り班毎に独立した訓練を行う方向で活動を行い、それまで参加者が8百人規模であったものを1,200人規模まで増やすことができた。
- ・ 各班内では自主防災会での役割(救出、救護など)を担うメンバーが相互に協力して防災訓練 を実施している。
- ・ 班別訓練は、距離的に身近な場所で訓練が行われるため近隣住民の出席率が上昇し、マンションのような非定住型の若年住民の多い場所でも、近くの駐車場で訓練を実施することで多人数の参加者に訓練に参加することができた。

(2) 『自主防災台帳』の作成

- ・ 防災まちづくり活動を進める上で、地域にどの程度災害時要援護者が居るかを把握することは 大変に重要であり、行政からの要請を受けて、自主防災台帳の作成を行った。
- ・ 初年度は、プライバシー保護の観点から、自主防災台帳の作成に反対する人は居た。反対する人は参加しなくても良いというスタンスでできるところから自主防災台帳の作成を進めていった。
- ・ 結果的に、地域内に様々な人材が居ることがわかり、緊急時に救護、医療など、専門的な技能 を必要とする活動の担い手が見えた。
- ・ その後、毎年自主防災台帳の記入票を配り、記入、提出してもらい、台帳のメンテナンスを行っている。

自主防災台帳

班	組	
-/-	4:17	

大岩2丁目自主防災会

,	住所	静岡市	Jr	0. Y		電話				
No.	氏	名	続 柄	生年月日 M.T.S.H	血液型	昼間の 周場所	緊急時可能(へ協力 可能×	防災上の参考事項、 役立つ資格、技能、
			101	IVI. 1.5.11	42	(平日)	社: 日	休日	夜間	要介護者、介護理由
1									2 1	
2									-	
3										
4										to the
5										ATTENDED TO THE PARTY OF THE PA

(記入上の注意)

- (1) 緊急時の自主防への協力 …… 小学生以下は除く。
- (2) 防災上役立つ資格、技能など……(例)元消防団員、班団員、保健婦、看護婦、元警察官、 自衛官、整体師、栄養士、調理師、救急・水難救助資格者、アマチュア無線有資格者

大岩2丁目自主防災会が配布した自主防災台帳

(3)災害弱者の救出、避難計画の作成

・ 防災台帳作成の結果、災害時に援護を必要するお年寄りや障碍者が把握されたことから、向こう三軒両隣の助けあいを行う、住民のリスト化を行うとともに、隣組でどう助け合うかを相談することを行っている。

「向こう三軒両隣援護活動」について

Na.	氏	名	誰が避難	救出する。	か記入して	ください	***	
	Д.	13	昼	[6]	夜	間	備	考
1	100			15 (10 000 4 000 10 000 10 000				
2	iliza i							
-								
3	11 H "							
-								
4						***************************************		
5								
524						di		

- (1) 避難・救出する人を2名~3名記入してください。
- (2) 備考欄には、寝たきり・歩行困難・またはどんな障害を持っているかなどを記入してください。

「向こう三軒両隣援護活動」の記入表

(4)地域安全の会(自警団)の結成

・ 災害時における初期火災の発見、連絡、消火、または盗難防止など、住民の力で行うため 「大岩2丁目地域安全の会」を結成し、①地震対策のグループ、②防犯対策のグループ、③防 火対策のグループに分かれて、活動を実施している。

(5)「自主防災会」とボランティア活動を組み合わせた組織づくり

- ・ ボランティア活動を通じて、人と人とのつながりを持ち、災害時にはボランティア活動を 担う組織がそのまま自主防災会に移行できるよう、自主防災会及び、大岩2丁目福祉協力会の 組織の見直しを行った。
- ・ 自主防災会は表3に示すように、自主防災台帳の作成で把握された、町内の人材活用を前提に、情報班、救出班、救護班、医療班、輸送班、物資班、消火班の7つの班に分けた。
- ・ 福祉活動と連携した取り組みを整理すると、以下のようである。

①温泉の会=消火班

手足の不自由なお年寄りのいるお宅に梅ヶ島金山温泉よりトラック2台で、約3.5トンの源泉を運び、各家庭のお風呂に直接給湯している。

町内にたまたま梅ヶ島金山温泉の関係者が居たことから、温泉の無料提供を受け、福祉活動を実施している。偶数月の第一日曜日午前8時半から午後4時半までをかけて運搬、給湯を行っている。休日に多くの時間を割く温泉宅配活動は無償のボランティアでは長続きしないことから、有償で活動を行ってもらっており、その費用は町会費の中から出す形となっている。

②車で送る会=輸送班

足腰の悪いお年寄りの方々が朝病院に行く時に、車で送るボランティア活動を行っている。

③福祉会=炊き出し班

70 才以上の一人暮らし老人と80 才以上2人暮らし老人に毎月第3木曜日に給食サービスを行っている。材料費の実費は町会費から負担する形になっている。

4)こそくり会=救出班

お年寄りのお宅で、「戸が動きにくい」、「棚を作りたい」、「タンスが倒れないように止めて欲しい」といった要望を受けて、簡単な修理を行うなどの活動を行っている。

No.	自主防災会 での活動担当	ボランティア活動 グループの名称	参加者の特徴・ボランティア活動の内容
1	情報班	<u> アマチュア</u> 無線の会 バイクの会	アマチュア無線の有資格者 バイク、オートバイなどの所有者
2	救出班	こそく있会	大工、左官、電気、木工、塗装等建築関係で組織する。老人宅の簡単な修理等のボランティアを実施
3	救護班	訪問看護	看護婦、保健婦の有資格者。寝たきり、一人暮らし の老人のお宅を訪問、血圧測定・健康相談をする
4	医療班	訪問医療	医師の有資格者(内科、外科、整形外科、歯科)
5	輸送班	車で送る会	老人が朝病院などに行く時に車で送るボランティア
6	物資班	福祉会	毎月第③木曜日に一人暮らし老人、80 才以上 2 人 暮らし老人に給食宅配サービスのボランティア
7	消火班	温泉の会	偶数月第1日曜日に体の不自由なお年寄りのいる お宅に温泉宅配サービスを実施

自主防災会とボランティア活動の組織の組み合わせ

(6) 防災訓練参加を促すため、参加して楽しくなるような工夫を

- ・ 防災訓練は決まりきったことを繰り返すことで、訓練参加者が飽きてしまうことも多い。 このため、参加者を飽きさせない、参加して楽しくなる工夫も必要である。
- 具体的には、救助犬協会から救助犬を呼んだところ非常に評判が良かった。
- ・ また、中学校で行った防災訓練では県警のレスキュー隊を呼び、バイクが障害物を越えてジャンプする実演を行った。更に、4階からの避難訓練の際、救助袋の使用も児童には人気の的であった。

(7) 多様な防災施設の整備、防災グッズ等の備蓄

- ・ 木造家屋が多いこともあり、災害としては火災への対応を重視しており、各家庭に消火器の購入を要請している。また、130本の消火器を町内に設置しており、2~3軒に一本消火器が置いてある。これらの消火器は、5年間で2本盗まれ、1本にいたずらされただけである。
- ・ また、町会には2台可搬ポンプがあり、(1台は所有、1台は貸借)、災害用の井戸が3箇所、いずれも水量は豊富である。また一般家庭の井戸で災害用に使用できる井戸は22箇所ある。
- ・ 避難所生活で、要介護者のプライバシーの保護を図るため、ダンボールによる間仕切りをする装置を20組分購入し準備している。
- ・ 更に、町内の住民全員に炊き出しが可能なように、炊き出し用の釜の確保を図るとともに、 町内会として非常時の食糧供出について町内の米屋・スーパーと協定を結んでいる。

(8) 今後、防災まちづくりを進めていく上での課題

①家庭の自助努力強化

- ・今後、更に充実されるべきことは各家庭の防災対応力である。ガラス飛散防止フィルム、耐震診断、耐震補修、最低3日分水と食料の備蓄などの自助努力が必要であり、アンケート調査などを通じて、意識啓発に努めている。
- ・なお、耐震診断は無償の一方で、耐震補修にあたって県から30万円の助成制度があるが、かなりレベルの高い補修を行うことが要件となっており、改修費用が大きくなり、実態として助成制度を活用することが困難な状況である。

②地域間相互交流による防災まちづくりの知恵の共有

- ・静岡県下に現在6000余りの町会があるが、その三分の二は訓練をやってはいない。また、 静岡市内でも自主防災組織が無い町内会もある。
- ・今後、訓練活動を普及するためには個人表彰や団体表彰を受けた人々を集め、組織化し訓練 を進めていくが必要であると感じている。
- ・その上で、交流会で得た他の地域のアイデアをすぐに実行することが、活動の活性化に必要であり、大岩2丁目自主防災会での活動は他の地域の知恵を借りて行ったところも多い。

③小中学校における防災対応施設の充実化

- ・避難所としては、学校施設を活用することになる。避難所運営も考慮に入れ、例えば、防災備品としてバケツを 50 個準備し、避難所生活者がトイレなどを活用する時の雑用水運搬に活用できるように準備している。
- ・避難所運営は、食料と水とトイレがあればできる。例えば、中学校に非常時に炊き出しを行うスペースを確保しておくことなどを通じて、小中学校と地域と結びつきの中で、防災対応力を強くしていくことも考えてみてはどうか。

3. 大岩町2丁目自主防災会の活動から学ぶ点

(1)班(百世帯規模)ベースで防災訓練が行われ、地区レベルにリーダーの活動ノウハウが継承されている。

- ・防災訓練は、自主防災会全体として大枠を決めるだけで、訓練の実質的な展開は、各班に任されている。
- ・従来の大規模な防災訓練では、見学するだけで実際に役立つ防災の体験にはなっていないことが多い。このため、百世帯規模の班レベルまで防災訓練の規模を小さくして、各斑独自の防災訓練を行っている。
- ・その結果、各班の創意工夫が自由に行われ、(例えば、炊き出しの時に、熾した火を使った焼き芋を作るなど)、結果的に、町会長にリーダーシップに依存するのではなく、地区レベルで防災まちづくり活動の担い手が育っており、防災を担う人づくりに成功している。

(2) 平常時のボランティア活動と防災活動の連携化

- ・大工等、建築関係の技能を持つ住民が、高齢者住宅の一部補修を行う、医者などの参加する 医療班が町内在住の高齢者の健康診断を行う、消火班が温泉の宅配サービスを行うというよう に、平常時のボランティア活動と防災活動を連携化させることで、自主防災会への参加者が、 町内住民の20%近くにまで達する、町内ぐるみの防災活動となっている。
- ・平常時のボランティア活動を、防災活動と連携化はさせていく取り組みに注目すべきである。

(3) 町会予算の中に自主防災組織の予算が組まれている。

- ・大岩2丁目自主防災会の場合、自治会の予算枠として、防災活動の予算枠が確保されており、 その中から温泉宅配サービスの活動費や、炊き出し用の材料費などが手当てされている。
- ・経年的に防災まちづくり活動を行うためには、一定の活動費用を確保できるための仕組みが 不可欠であり、防災活動が町会活動の一環として位置づけられ、町会において手当ての支給や 実費を負担する仕掛けが組み込まれていることに注目すべきである。

(4) 自治会の人事と並行して防災担当役職が決められている。

- ・自治会の人事とは別個に並行して、自主防災会の役職が決められており、防災活動の積み重ねを踏まえ、リーダーシップをとれる人材が、各班で選ばれる仕組みとなっている。
- ・このため、自治会人事と切り離して、各班ごとに、顔の見える人間関係の中で、防災まちづくりの担い手に参加してもらうことが可能となっている。

出典: http://www.udri.net/portal/matidukuri/jirei/jireinew/jirei03.htm

資料4.災害復興まちづくり支援機構

1. 災害復興まちづくり支援機構設立の趣意

大規模災害における緊急・応急対策や復興対策を迅速かつ円滑に進めるには、行政のみならず、数多くの専門知識を有する民間の個人・団体等の支援を欠かすことはできません。

一方専門的資格を有する者といえども、災害時における専門的活動は平常時におけるそれとは異なり、各災害時特有の条件の下での活動が要求されます。また、個別的・断片的に対応するのではなく、相互に連携調整を図りつつ、継続的かつ柔軟に対応する必要があります。

以上から、このような専門家個人や団体が、平常時から連係を密にし、いざというときの活動の仕組みをつくると共に研鑽を重ねて行く必要があると考え、関係各位及び諸団体に広く呼びかけ『災害復興まちづくり支援機構』を設立することにしたものです。

2. 災害復興まちづくり支援機構設立の経緯

平成7年1月の阪神・淡路大震災は、未曾有の都市型災害として、東京にも数多くの貴重な教訓を残した。その1つに「被災者の相談事は多種多様で、問題解決には、各種専門家職能団体が密接な連携を取る必要がある。しかも、その連携体制は平常時から整備しておくべきである」というものがある。この教訓を生かす具体的方法について、それぞれ検討をしてきた。

○平成16年1月17日

阪神・淡路大震災後9年にあたり、阪神地区、宮城県地区、静岡県地区及び東京地区の各地 専門家職能団体、研究者及び各行政担当者が神戸に集い、「全国まちづくり専門家フォーラム」 を開催。結論として、住民、各種専門家職能団体及び研究者、行政等とのネットワークを構築 して災害対策の調査・研究・研修・啓蒙等の諸活動を平常時より積極的に展開するべきことを 確認。これを受け、東京の専門家職能団体は協議会を設け、それら諸活動を実現する方法を共 同で協議、検討。

○平成16年9月21日

東京3弁護士会が東京の専門家職能団体に対して、共同で「災害復興まちづくり支援機構」 を設立することを呼びかけ。

○平成16年11月30日

正会員、賛助団体・個人会員及び東京都、(財)東京都建築防災まちづくりセンターの理解、協力をもって、支援機構の設立総会を開催。

3. 復興支援と専門家職能集団の社会的役割

- ① 災害復興時に、専門家及び専門家職能集団の知識経験を充分に活用させるためには、専門家職能集団が連携することが必要不可欠。
- ② 災害復興時に発生する諸問題は、平常時に取り扱う業務よりも複雑であり、かつ、迅速性が要求される難問である場合が多いにも関わらず、これら難問に対応する専門家側では、相応の研修制度やトレーニング方法などはまだまだ準備不足の状況。
- ③ 発生する災害は地域によって特徴があり、災害に万全に対応するには、地域密着で活動を している各地の専門家集団間で連携し、地域性を理解して準備対応しておく必要がある。
- ④ 大規模災害においては当該被災地だけでの自力復興は困難であり、他地域の援助が欠かせない。

4. 社会的役割の実践と検討

- ○東京都の復興市民組織育成事業としての震災復興まちづくり訓練への参加 これまで14地区の震災復興まちづくり訓練への参加
- ○4 つの研究会の立ち上げ
 - ① 専門家の役割に関する研究会
 - ② 大都市において真剣に検討しなければならないマンションの復興に関する研究会
 - ③ 企業の復興に関する問題を取り上げる研究会
 - ④ 災害時の専門家連携に関する研究会

5. 東京都の復興まちづくり事業に関して弁護士会など専門家団体が協定締結

支援機構の正会員となっている東京3弁護士会ほかの専門士業団体が、東京都が係わる復興まちづくりに関して、都民の速やかな復興を支壊するために必要な協力を行うことを骨子とする協定を締結。

東京都は、災害後の復興まちづくりに、弁護士などの専門家等で構成する復興まちづくり 支援班の派遣を要請することができることとなった。

復興まちづくりの支援に関する協定書

東京都(以下「甲」という。)と東京弁護士会など 14 団体(以下「乙」という。)は、地震、風水害その他の災害により東京都内に被害が発生し、復興施策を推進する場合、甲及び乙が相互に協力し、復興まちづくりを円滑に行い、被災住民の生活の早期安定を図るため、この協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、東京都地域防災計画(災害復興計画)に基づき、甲が係わる復興まちづくりに関する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(まちづくり支援班の派遣)

第2条 甲は、復興まちづくりに関する次の事項に該当する場合、弁護士などの専門家等で構成する復興まちづくり支援班(以下「まちづくり支援班」という。)の派遣を要請することができる。

- (1) 甲が専門相談を実施する場合
- (2) 区市町村又は地域復興協議会等から、まちづくり支援班の派遣要請を受けた場合
- (3) その他復興まちづくり事業に関して、まちづくり支援班の派遣が必要な場合
- 2 甲の派遣要請先は、乙の団体等で構成する災害復興まちづくり支援機構(以下「支援機構」 という。)とする。
- 3 支援機構は、甲からの派遣要請があった場合、乙と協議し、別表の専門家及び学識経験者等のうちからまちづくり支援班を速やかに編成し、派遣する。
- 4 乙は、支援機構からの要請に応じ、速やかに専門家を派遣する。

(費用弁償等)

第3条 甲の要請に基づくまちづくり支援班に要する費用に関する弁償等については、別に定めるものとする。

(平常時からの連携)

第4条 甲及び乙は、平常時から、復興まちづくり活動についての支援のための情報交換や訓練等を実施するなど、連携強化に努めるものとする。

2 支援機構は、前項の連携強化に当たって、学識経験者等の参画を得るよう努めるものとする。 (協 議)

第 5 条 この協定に定める事項に疑義が生じた時、又はこの協定に定めのない事項については、 その都度、甲及び乙が協議由上決定する。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は平成19年1月11日から平成20年1月10日までとする。ただし、期間満了の日の3ケ月前までに、甲・乙なんらの申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

甲及び乙は、本協定書を15通作成し、記名押印の上各1通を保有する。

平成19年1月11日

甲 東京都 代表者 東京都知事 乙 東京弁護士会 代表者 会長 他13団体

別 表 (第2条関係)

団体名	派遣する専門家
東京弁護士会	法律相談業務を担当する弁護士
第一東京弁護士会	法律相談業務を担当する弁護士
第二東京弁護士会	法律相談業務を担当する弁護士
東京司法書士会	司法書士法に定める業務に関する相談業務を担当する司法書士
/ 東京税理士会	税務相談業務を担当する税理士
東京都行政書士会	行政関係文書作成に関する相談業務を担当する行政書士
東京土地家屋調査士会	土地家屋調査士法に定める業務に関する相談業務 を担当する土地家屋調査士
東京都社会保険労務士会	労働・社会保険関連相談業務を担当する社会保険党 務士
社団法人中小企業診断 協会東京支部	災害復興計画の作成支援業務を担当する中小企業 診断士
社団法人東京都不動産 鑑定士協会	不動産調査関連相談業務を担当する不動産鑑定士
社団法人日本建築家協 会	建築相談業務を行う建築士
社団法人東京都建築士 事務所協会	建築相談業務を行う建築士
社団法人再開発コーディネーター協会	復興基本計画作成支援業務を担当する再開発コーラ ィネーター
社団法人日本技術士会	災害危険度の技術判断、地域防災力向上への技術引援、その他関連事項の技術相談を担当する技術士

参考: 災害復興まちづくり支援推進機構HP

資料5. 用語の解説

〇アセスメント・アセスメントシート

介護の分野におけるアセスメントとは、要介護者等の身体的・精神的な状態、受けているサービス、生活環境などの状況を事前評価して、解決すべき課題 (ニーズ) を明らかにすることを指す。 課題分析票 (アセスメントシート) は、要介護者等の身体的・精神的な状態、生活環境・社会環境などの状況を評価し、課題を明らかにするために規格化された様式である。

(参考:介護支援専門員基本用語辞典 (㈱エディポック 2006年8月初版第2刷)

〇1次情報

1次情報とは、科学技術情報分野では専門誌や学協会誌に掲載される論文などオリジナルな情報 を指す。本報告書では、安否確認等、何らかの対策を講ずるための基礎情報を1次情報という。

2次情報は、1次情報にもとづき収集・加工された情報のことで、この報告書では、安否確認後の要援護高齢者等に対するサービス対応等の情報をいう。

(参考:関西大学図書館 HP)

Oインフォーマルネットワーク・フォーマルネットワーク

インフォーマルネットワークとは、家族、知人、地域のボランティアなど何らかの縁にもとづいて形成されたネットワークを指す。高齢者が住み慣れた地域で生活を続けていく上で重要な役割の一端を担うことが多い。

フォーマルネットワークは、機関・団体が何らかの目的を持って形成したネットワークを指す。 援護が必要な人を支援していくために自治体、介護保険事業者、医療機関などが形成したネットワークが相当する。

(参考:介護支援専門員基本用語辞典 (㈱エディポック 2006年8月初版第2刷)

〇救援キット

災害時に必要となる複数の物資を一組にしたものをいう。発災期の救援キットとしては、水・食料・薬品の組み合わせ一式が考えられる。

(参考:かたかな語新辞典 旺文社 第5版)

OGIS(地理情報システム)

地理情報システム(GIS: Geographic Information System)は、地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ(空間データ)を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術。平成7年1月の阪神・淡路大震災の反省等をきっかけに、政府において、GISに関する本格的な取組が始まった。その中核となる取組が、国土空間データ基盤の整備である。ハードウェア、ソフトウェアの低価格化が進み、簡易なGIS導入が可能になる一方で、地図データ等については、電子化されていない、データ仕様が異なり利用できない等の問題があり、GISを導入する主体が、各々整備する必要があり、社会的には二重、三重の投資となる等の問題があった。このため、GISの利用に必要な、国土に係る骨格的なデータを、国土空間データ基盤と位置付けて、道路、鉄道等と同様に、高度情報通信社会の社会基盤と考え、その整備を図っていく必要性が認識され始めた。(資料:国土地理院HP)

〇災害時要援護者

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、一般的に高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等があげられている。要援護者は新しい環境への適応能力が不十分であるため、災害による住環境への変化への対応や、避難行動、避難所での生活に困難を来すが、必要なときに必要な支援が適切に受けられれば自立した生活を起こることが可能である。

(資料:災害時要援護者の避難支援ガイドライン 2006年3月 内閣府)

〇地域包括支援センター

地域の高齢者の保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援することを目的として、市町村に設置される施設(介護保険法115条の39)。2005年の介護保険法の改正により創設された。要介護者、要支援者だけでなく、地域のすべての高齢者が要介護状態とならないよう、介護予防のマネジメント、高齢者とその家族に対する相談・支援、高齢者の権利擁護、ケアマネージャーに対する支援などの事業を行う。

(資料:介護支援専門員基本用語辞典 (㈱エディポック 2006年8月初版第2刷)

〇在宅介護支援センター

要援護高齢者やその家族などに対し、医療・保健・福祉の専門家が在宅介護を中心とした総合的な相談に応じ、個々の生活ニーズに対応した保健・福祉サービスが総合的に受けられるように、行政機関、居宅介護支援事業所、サービス提供機関などとの連携調整などを行う。介護保険制度の施行とともに、市区町村ごとに原則1か所設置される基幹型在宅介護支援センターと中学校区ごとに原則1か所設置される地域型在宅介護支援センターに再編された。地域型は24時間体制で、社会福祉士などの福祉関係職と看護師などの保健医療関係職の組み合わせによるスタッフが介護相談や介護予防支援にあたる。

(資料:介護支援専門員基本用語辞典 (㈱エディポック 2006年8月初版第2刷)

Oトリアージ

トリアージとは、災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、傷病の緊急度や程度に応じ、適切な搬送・治療を行うことです。

災害時の医療救護にあたっては、現存する限られた医療スタッフや医薬品等の医療機能を最大限 に活用して、可能なかぎり多数の傷病者の治療にあたることが必要です。

(資料:東京都福祉保健局医療政策部救急災害医療課ホームページ)

資料6.参考文献・ホームページ リスト

■阪神・淡路大震災関連

- ○福祉における危機管理 阪神・淡路大震災に学ぶ 高澤武司・加藤彰彦編 有斐閣 1998年2月
- ○要援護高齢者の施設・在宅救護活動 牧村靖紀 「地域保健」1995年3月
- ○阪神・淡路大震災 被災地"神戸"の記録 1・17神戸の教訓を伝える会編/ぎょうせい
- ○被災高齢者の生活復興と地域見守りの展望 震災 10 年から災害福祉を考える 峯本賀代子/久美㈱ 2005 年 10 月
- ○災害支援からネットワークづくり「月刊福祉」1996年2月
- ○大震災 共に生きる-老人ホームは安心拠点- 兵庫県老人福祉施設連盟/阪神・淡路大震災記録集 1996 年 6 月
- ○神戸発 阪神大震災以降 岩波新書397 酒井道雄編 「高齢者に居住、移転の自由は?」中村大蔵
- ○ボランティアとよばれた 198 人 ながた支援ネットワーク編 中央法規 1995 年 11 月 25 日
- ○到来しつつあるボランティア社会を前提とした災害救援システムの実現にむけて 21 世紀の関西を 考える会 ボランティアを含んだ都市・地域防災チーム 1997 年 8 月
- ○阪神淡路大震災と神戸ルミナリエ・神戸の観光・復興・防災ブログ http://welovekobe1995117. blog66. fc2. com/blog-entry-102. html NPO 法人 全国防災支援ボランティアネットワーク会議
- ○自然災害における危機管理体制を通じた高齢者に対する保健福祉施策のあり方に関する研究事業調査 報告書 (財) 厚生問題研究会 2000 年 3 月

■新潟県中越大震災関連

- ○新潟中越大震災における要支援・介護高齢者に対する危機管理の実態と課題 岡田直人、白澤政和他「老年社会学」2006 年 4 月
- ○特集:介護事業者の防災を考える 「介護保険情報」2005年4月
- 〇中越大震災-自治体の危機管理は機能したか-長岡市災害対策本部編集/ぎょうせい 2005年7月初版
- ○越後をおもうこころと触れ合って 新潟県中越地震 保健師派遣活動報告書 東京都福祉保健局 2005 年 3 月
- ○中越大震災震災記録集「私たちの記録、そしてこれから」社団法人新潟県老人福祉施設協会 2005 年 10 月
- ○新潟県中越大震災におけるケアマネージャーの活動に関する調査研究報告書 大阪市立大学都市問題 研究会 2005年12月
- ○コムスンタイムニュース 2004年11月29日
- ○連合東京ボランティアサポートチームホームページ http://www.tosaibo.net/disaster/2004/niigata.html
- ○小千谷市ボランティアセンター公式ホームページ

■国・自治体の施策

- ○高齢者・障害者の災害時の避難支援のポイント 災害時要援護者避難支援研究会 編著
- ○民間と市場の力を活かした防災戦略の基本的提言 民間と市場の力を活かした防災力向上に関する調査会 中央防災会議(事務局:内閣府) 2004年10月
- 〇杉並区災害時要援護者対策調査 杉並区保健福祉部管理課/ (財)都市防災研究所 2005年12月 〇川崎市資料
 - ・川崎市 災害弱者のための防災マニュアル「災害から身を守ろう」~「いざ」という時上手に助け 合い、身を守るために~ 川崎市
 - ・災害弱者のための防災行動マニュアル 地域で助け合い身を守ろう ~高齢者・障害者などを、災害から守るために~ 川崎市
 - ・災害弱者のための防災行動マニュアル 災害から身を守ろう ~「いざ」という時じょうずに助け 合い、身を守るために~ 川崎市

資料7.事例シート

		災	害復旧の時	期		
目次	I	П	Ш	IV	V	
	発災期	応急住	仮設住	恒久住	アフタ	
		宅対策		宅対策		
	(発 災	期 (4 日	期 (3 週	期 (1年		
	から3日	~3 週間	~1 年)	~3年)	~)	頁
	間)	程度)				
1) 阪神・淡路大震災						
1. 兵庫県 在宅高齢者等援護対策						124
2. 兵庫県高年福祉課①施設対応						125
3. 兵庫県高年福祉課②在宅高齢者支援						126
4. 神戸市①避難・避難所生活						128
5. 神戸市②仮設住宅の確保						129
6. 神戸市③見守り推進員活動						130
7. 加古川市/加古川市社会福祉協議会						131
8. 全国在宅介護事業協会						133
9. 兵庫県老人福祉施設連盟						134
10. 喜楽苑地域福祉センター(尼崎市)						135
11. 特別養護老人ホーム喜楽苑(尼崎市)						136
12. 社会福祉法人 園田苑						137
13. ながた支援ネットワーク①						138
14. ながた支援ネットワーク②						139
15. ながた支援ネットワーク③						140
16. ながた支援ネットワーク④						142
17. ながた支援ネットワーク④						143
18. 西宮ボランティアネットワーク						144
19. 全国防災支援ボランティアネットワーク会議						145
20. 支援者の活動状況①~避難所						146
21. 支援者の活動状況②仮設住宅						147
22. 支援者の活動状況③復興住宅						149
22. 久汲日47/山朔水池曼及兴压七						140
2)新潟県中越大震災						
1. 要支援・介護高齢者に対する危機管理						151
2. 厚生労働省						152
3. 長岡市①弱者対策						154
4. 長岡市②仮設住宅対策						156
5. 東京都 保健師派遣活動						158
6. 新潟県老人福祉施設協会①						160
7. 新潟県老人福祉施設協会②						161
8. 新潟県老人福祉施設協会③						162
9. 新潟県老人福祉施設協会④食の確保						163
10. 新潟県老人福祉施設協会⑤情報						164
11. 新潟県老人福祉施設協会⑥避難者						165
12. 新潟県老人福祉施設協会⑦施設機能						166
13. 新潟県老人福祉施設協会⑧老施協の機能						167
14. 新潟県老人福祉施設協会⑨人的派遣						168
15. 新潟県老人福祉施設協会⑩物的支援						169
16. 新潟県老人福祉施設協会①ケアマネージャー						170
17. 新潟県老人福祉施設協会迎通所介護事業所						171
17. 新海県老人福祉施設協会の通所が護事業所 18. 新潟県老人福祉施設協会の訪問系サービス						171
19. 新潟県老人福祉施設協会(4)入所系サービス						173
20. 高齢者総合ケアセンターこぶし園① 21. 高齢者総合ケアセンターこぶし園②						174
ZI. 向即有総百ソチセノターこかし風(Z)						175

		***	害復旧の時	· 甘日		
	T	П	П	IA	V	
	- 発災期	応急住	仮設住	恒久住	-	
	(発災	宅対策		宅対策		
	から3日	期(4日	期(3週	期(1年		
	間)	~3 週間	~1 年)	~3年)	~)	頁
	1	程度)		1,	ĺ	
22. 長岡市/在宅介護支援センター						176
23. 小千谷市/在宅介護支援センター						177
24. 川口町/在宅介護支援センター						178
25. 特別養護老人ホーム						179
26. ケアハウス						180
27. 高齢者生活福祉センター						182
28. ケアマネージャー						183
29. A病院						184
30. B病院						185
31. 高齢者総合ケアセンターA						186
32. 高齢者総合ケアセンターB①						187
33. 高齢者総合ケアセンターB②						188
34. 社会福祉協議会						189
35. グループホーム						190
36. ケアマネージャー						191
37. 社会福祉法人G						192
38. 在宅介護支援センターH						193
39. 在宅介護支援センター I・ j						194
40. 特別養護老人ホーム L園						195
41. 特別養護老人ホーム あおりの里						196
42. 南魚沼市 特別養護老人ホーム みなみ園						197
43. 長岡市 高齢者総合施設 縄文の杜関原						199
44. 魚沼市 特別養護老人ホーム うかじ園						201
45. 魚沼市 特別養護老人ホーム 八色園						202
46. 民間事業者 入浴サービス						204
47. 民間事業者 コムスン						205
48. とうきょう災害ボランティアネットワーク①						206
49. とうきょう災害ボランティアネットワーウ②						207
50. 小千谷市ボランティアセンター						209

3) 国・自治体の施策

1. 国(内閣府、総務省、厚生労働省、国土交通省)			211
2. 中央防災会議(事務局:内閣府)			213
3. 杉並区 災害時要援護者対策			214
4. 川崎市 防災ハンドブック等			216

1) 阪神・淡路大震災

■阪神・淡路大震災-1

事例名		1. 兵庫県 在宅の高齢者・障害者への援護対策
概要		大震災の発災の1月17日~3月末までの、兵庫県の在宅の高齢者・障害
		者への援護対策の状況
	I∶発災期	・災害直後の混乱した状況の中で、要援護者の安否確認を徐々に開始。相
	(発災から3日間)	当数の緊急入所を要する高齢者、障害者がいることが確認される。
災	Ⅱ∶応急住宅対策期	・1月20日付(4日目)で、厚生省よりショートステイの弾力運用の通
害	(4日~3週間程度)	知があり、避難所に 要介護者等の把握、一時入所をすすめる。
復		・ホームヘルプ活動の充実に努める。
旧	Ⅲ∶仮設住宅生活期	・2月11日から介護専門職員4~5人による介護支援チームを編成し、
の	(3週~1年)	避難所を巡回。介護、相談に応じる。介護入浴サービスを各地の援助
時		を受けて、移動入浴車の派遣を開始。
期		・2月15日(4週間目)から民生委員・児童委員・ホームヘルパー・ボ
		ランティア等を中心として「要援護者生活実態把握ローラー作戦」と
		「要援護者移送作戦」を実施。3月末までに把握した要援護者は59,357
		件、実態に即し、緊急入所(353 件)とヘルパー派遣(653 件)等を
		行う。
		・避難所に専用テレビ(文字放送)の設置、手話通訳者の派遣、車椅子
		の配布等を行う。
		・神戸市・西宮市等4市に高齢者・障害者用仮設住宅を設置。生活援助
		員、介護職員等を派遣
		・仮設住宅にボランティア活動、コミュニティ形成の拠点、心身のケア
		を行う場として「ふれあいセンター」を設置(96年1月31日現在173
		ヶ所で運営)
課是	題等	・これまでの災害対策は、施設対策が基本で、在宅の要援護者対策には
		重点が置かれていなかった。
		・本来であれば在宅介護支援センターが地域における危機管理センター
		として機能すべきだったが、24 時間体制でなく緊急時での対応にあわ
		せた対策を講じていなかった。
		・地域での援護活動の中心である社会福祉協議会やボランティアセンタ
		ーも緊急時の在宅援助を防災計画に明確に位置付けていなかった。
		・自治体の福祉対策は、日常的な活動とネットワーク活動に支えられて
<u></u>	* :欠 小小	初めて効果を発揮する。
参考	音資料	福祉における危機管理 阪神・淡路大震災に学ぶ 有斐閣 1998年2月

■阪神・淡路大震災-2

事例名		2. 兵庫県高年福祉課①施設対応
概要		震災時の要援護高齢者救護対策①
		老人福祉施設の被害状況の把握、復旧活動、被災した施設の入居者の処遇
	 I∶発災期	当日
	(発災から3日間)	・交通網が寸断されていたため、登庁できた職員はわずか。散乱した庁舎
災		内の整理をしながら施設の被害状況の把握に努めるが、電話が通じない
害		状態。県福祉事務所の情報から但馬、丹波、西播磨の施設にはほとんど
復		被害がなく、西宮でも倒壊した施設はないことが判明
旧		2月目 - 最近回線がよみり後回 - 周北 - 短短歩型末眼のAF - 地屋AF - 地屋AF
の時		・電話回線がかなり復旧。県老人福祉施設連盟の会長、地区会長に被害 状況の把握と応急復旧対策に取り組むよう要請。
期		・施設の職員で被災した人もいて人手が足りないところへ、在宅高齢者
,,,	(4日~3週間程度)	の緊急入所があるなど絶対数が足りないので、厚生省と協議し、全国
		の都道府県に介護職員の応援を要請してもらう。県内の被災地以外の
		施設からは職員の派遣は依頼できない状況だった。
		1月25日
		・介護職員の派遣申し出は全国で1,800人以上で、大阪府が派遣側の窓
		口となり、被災施設の派遣要望を連絡すると応援が入るシステムが整
		った。
課題		
備者		県内老人福祉施設の状況
		被災地 10 市 10 町の被災施設 122
		県所管施設 68
		神戸市所管施設 54
		全壊 神戸市所管 養護 1
		半壊、県所管・特養1
		倒壊以外の被害 神戸市所管 67 県所管 53 人的被害
		へり彼舌 軽症 養護4人 特養2人 軽費2人(うち1人は職員)
参考		要援護高齢者の施設・在宅救護活動 牧村靖紀 兵庫県福祉部高年福祉
	· · ·	課副課長(当時) 地域保健 1995年3月

事例名		3. 兵庫県高年福祉課②在宅高齢者支援
概要		震災時の要援護高齢者救護対策②
		在宅要援護高齢者の安否確認・救護
	I∶発災期	
	(発災から3日間)	
	Ⅱ∶応急住宅対策期	①緊急一時入居
	(4 日~3 週間程度)	・緊急施設入所が必要な高齢者が相当数見込まれることが判明。
災		・厚生省と協議し、全都道府県に緊急一時入所受け入れの要請がなされ
害		制度の弾力的な取り扱いの方針も示された。
復		・震災直後から受け入れに必要なベッドは確保できていたが、被災市町
旧		においては福祉事務所の職員が災害対策業務に忙殺され、高齢者福祉
の		事務に対応困難な状況。老人福祉施設連盟と協議し、コーディネート
時		を担当するキーステーションを被災地近接市町に13箇所設置。
期		・2月初旬には、施設入所の必要な人にはほぼ対応できた。 ②避難所緊急パトロール隊による連絡システム
		・1 月 20 日 (4 日目) から、パトカーに県職員 2 名、警察官 3 名が乗り、
		100 台で神戸、芦屋、西宮 3 市の全避難所を巡回。
		・1月25日(9日目)から、避難所で発見された要援護高齢者等の状況
		を県に通報するシステムを実施。
		③ホームヘルパーの派遣
		・ヘルパーの被災後の活動率は80%。被災した人、コーディネーターの
		指示がないと活動できない登録ヘルパーの人などがいたため。
		④介護支援チーム
		・2月11日から、老人福祉施設連盟と協議のうえ、阪神地区の各避難所
		に介護支援チームを派遣
		・阪神地区の在宅介護支援センター等の6施設を拠点に、拠点ごとに介
		護専門職員 4~5 人で編成し、各避難所を巡回、要援護高齢者の発見
		と市町福祉窓口への連絡、介護に関する相談・指導、介護サービスの 提供等を実施。
		5介助入浴サービス
		・県社会福祉協議会の自主的活動として避難所での介助入浴を 2 月 11
		日から実施。
		・この時期になると被災市町でも在宅高齢者のために入浴車の巡回を開
		始していたが、避難所まで手が回らない状況だった。
		⑥被災者福祉なんでも相談
		・1月24日(8日目)から、県福祉部で電話相談窓口を開設し、専用電
		話4台を設置。義捐金、救援物資、行政等各種援助金、住宅確保、施
		設入所、医療等の生活全般にわたる相談を受けた。
		⑦在宅要援護者 生活状況把握のローラー作戦 ***********************************
		・2月20日(4日目)から、被災市との共同事業として在宅の要援護者
		の見落としのないようローラー作戦を展開。
		・在宅高齢者の被害状況と援護ニーズの実態把握は、震災当初から困難を極め現在(3月20日)でも全体のまとめができない状況。
		では2007が11年(0 万 40 日) くど土洋27年 のか くさなど 仏仏に。

課題等	・要援護者への対応で最も困難であったのは在宅高齢者の安否確認だっ
	た。大震災の場合、行政だけで安否確認を行うのは不可能で、地域の
	住民組織との連携が不可欠。普段から小地域を単位として助け合いを
	行う組織を育成し、非常時にも対応できるような連絡連携システムの
	整備が望まれる。
	・災害時の救護ボランティアについては、災害初期には地元自治体が混
	乱状態にあるところに、多くのボランティアがきて、やらなければな
	らないことは目の前にある。それぞれのパートで走り出し、横の連絡
	が十分とれないため混乱があった。ボランティアのコーディネーター
	が必要で、人材の育成・確保が必要。
	・緊急施設入所者の処遇の問題。介護者を亡くすなど在宅での生活が困
	難な人が相当いる。ショートの余裕分の活用、順次開設する新規施設、
	施設の弾力的運用で当面は対応する。
備考	
参考資料	要援護高齢者の施設・在宅救護活動 牧村靖紀 兵庫県福祉部高年福祉
	課副課長(当時) 地域保健 1995年3月

事例名		■ W仲・次路入辰火-4 4. 神戸市①避難・避難所生活
概要	 要	避難・避難所生活
	I : 発災期	1/17(当日)神戸市対策本部設置 救援物資調達開始
	(発災から3日間)	市立学校の教職員の参集率 45%。避難者が詰めかけていた。
災		1/18(2 日目)市立小学校へ教育委員会が被害調査を実施
害		・発災直後から、神戸市は非難の的となった。職員は行政の範囲を超え
復		て奮闘したいたが、やり場のない避難者の怒りが職員にぶつけられた
旧		・市立学校の避難所の 65%が避難所名簿を作成
の		・食料・水不足の深刻化、避難所スペースの不足
時	Ⅱ:応急住宅対策期	・避難直後の混乱の中では、災害弱者を擁護する余裕がなかった。
期	(4日~3週間程度)	・災害弱者の特別な部屋を作るなどの対応が取られたのは、避難所が落
		ち着きを取り戻してから。
		1/24 (9 日目) 市の避難者数 235, 443 人 (ピーク時)
		・地域防災計画で指定している避難所では到底足りない。
		・地域防災計画では避難所は市職員が開設するのが原則。しかし、職員
		は関わることができなかった。
		1/27~2/2 仮設住宅第一次募集。
		1/29(14 日目) 高齢者にインフレエンザ無料予防接種開始。
		1月末 避難所でインフルエンザ流行、自殺・自殺未遂みられる。
		2月初め 高齢者の衰弱死目立つ。
	Ⅲ∶仮設住宅生活期	2/1 避難所の食事配給を業者委託。 2/15 仮設住宅入居開始。
		2/15 仮放圧七八店開始。 2/27 避難者数を就寝者数でカウントするようになる。
		2 月上旬 子どもは疎開、働き手は職場へ、避難所は高齢者ばかりとな
		る。
		3/26 避難所の食事供給を就寝者に限定(3/25 まで周辺住民へも配食、
		配食数約10万人)
		4/3~11 高齢者・障害者向け地域型仮設住宅募集
問記	<u> </u>	○避難所運営
1-3/	E RANCE 1	・細かいケアが行き届くのは体育館よりも教室別の方がよい。
		・知り合い同士を同じ教室にするなど、既存人間関係に配慮が必要。
		○震災で明らかになったこと
		・老朽化した自宅が半壊した人、長期の避難所生活で悪い環境におかれ
		た高齢者、生活再建が困難な経済的弱者など、これまでの災害で表面
		化しなかった「避難生活や復興の上での災害弱者」を生み出したこと。
		○神戸市
		・福祉事務所は死者への対応が最優先。高齢者等に対応できなかった。
		・福祉機関への全国からの応援は地域防災計画にも想定されていなかっ
		た。
参表	 資 料	阪神・淡路大震災 被災地"神戸"の記録 1・17 神戸の教訓を伝える会
		編/ぎょうせい

■阪神·淡路大震災-5

事例名		5. 神戸市②仮設住宅の確保
概要		仮設住宅の確保
	I∶発災期	
	(発災から3日間)	
災	Ⅱ∶応急住宅対策期	1/27(12 日目)~2/2 仮設住宅第一次募集
害	(4日~3週間程度)	・高齢者・障害者のいる世帯、母子家庭など社会的弱者を優先入居とす
復		る。
旧		・市の個別面談調査で、避難所生活者の86.5%が震災以前の住宅に住め
の		ないと回答。
時		・第一次募集数 2,689 戸、応募者 59,449 世帯。
期	Ⅲ∶仮設住宅生活期	2/15 仮設住宅入居開始。
	(3週~1年)	4/3~11 高齢者・障害者向け地域型仮設住宅募集。
		4/7~ 仮設北神戸住宅(三宮から電車で40分)は先着順の募集を開始
		したが、2ヶ月間、空き家があった。(居住地から遠い仮設住宅の不人気)
		5月下旬 兵庫県は仮設 83,000 戸の増設を決定、7月中の避難所解消を
		打ち出す
		・生活圏に近い仮設住宅の希望者が多いことから、県は7月中の避難所
		解消を断念
		7/1~ 仮設住宅最終申し込み 既成市街地への住宅に希望が集中した。
		8/20 (216 日目) 避難所の食事供給を打ち切り。前日時点での避難所
		の生活者は 7,600 人
問題	恿・課題等	○仮設住宅の立地
		・利便性の高い仮設住宅、生活圏に近い仮設住宅。
		・駅・商店街、病院の近く。
		・築き上げてきた人間関係。
		・土地で事業を営んできた人は生活が成り立たない。
参考	音資料	阪神・淡路大震災 被災地"神戸"の記録 1・17 神戸の教訓を伝える会
		編/ぎょうせい

事例名 6		6. 神戸市③見守り推進員活動
概要	ξ	見守り推進員活動(大震災から6年目)
		地域コミュニティの復興として、高齢者を中心に被災者の生活を見守る
		地域活動を進めるため、神戸市は平成 13 年 4 月「見守り推進員活動」
		を立ち上げた。
災	Ⅴ∶アフターケア期	○見守り推進員事業の目的
害	(3年~)	・4年間の予定で全市の各在宅介護支援センター(77ヶ所)に見守り推
復		進員を1人配置し、各地域の民生委員、児童委員、友愛訪問ボランテ
旧		ィア、その他地元ボランティアと連携を図って福祉ネットワークを築
の		こうとするもの。資格条件は特にない。神戸市はこの地域見守り活動
時		推進事業を各区の社協に委託。
期		○見守り推進員事業の内容
		①地域見守り活動の支援
		・小地域見守り連絡会議の運営
		・ひとり暮らし高齢者情報の収集・管理
		・公的福祉サービス等の調整支援
		・見守り活動ボランティア講座の開催
		・その他地域見守り活動等の支援
		②見守り希望者や近隣住民等からの相談・通報に対応
		③暫定的な訪問活動
		④高齢者生活情報等の提供
		⑤区社協への定期的報告、定例会議、研修等への参加
問題	頁・課題等	○見守り推進員が感じる活動上での課題(4年後のアンケート調査から)
אנייו	E HANCE OF	・地域にはそれぞれ特徴があり、すでに民生委員や友愛訪問グループが
		活発に活動している地域では推進員が入りにくい。
		・見守り推進員の業務についての理解が、区役所、地域、介護保険事業
		者、所属する在宅介護支援センターで不十分な場合は役割を十分発揮
		できない。
		・4 年間の時限事業の中で配置された職務であるため、推進員自身が 4
		年を超えたビジョンのもとで活動できないという制約がある。
		・4年間の見守り活動を今後どのように地域住民に移行していくか。
		○見守り推進員活動の今後
		・見守り推進員の役割は、長期的にかかわることによって地域住民や関
		・ 発すり推進員の役割は、受別的にがかりることによりて地域住民や第一 係機関との連携が図れる。
		・見守り推進員は地域福祉に係われる専門的知識や技術の研修や教育を
		必要とする。
		・住民間で見守るにはプライバシーの保護、人間関係の煩わしさなど問
		題も多い。ボランティアを育成していくには研修を含め行政の支援を
		必要とする。
		・神戸市では電気会社やガス会社のITによる安否確認がモデル事業とし
		て行われている。これからは IT の活用が重要になるが、それに加え、
		適切に対応できる専門職の配置が必要。
		・在宅介護支援センターは地域包括支援センターに転換していくことに
		なるが、高齢者の見守りを十分果たすことが求められる。
参考	音資料	被災高齢者の生活復興と地域見守りの展望 震災 10 年から災害福祉を
		考える 峯本 賀代子/久美株式会社 2005 年年 10 月

		■阪神・淡路大震災−/
事例名		7. 加古川市/加古川市社会福祉協議会
概要		大震災から1年後、加古川市では3ヶ所の仮設住宅に約1,100世帯、2,400
		人が居住。
		東加古川団地は入居者のうち 40%が高齢者で、そのほとんどがひとり暮
		らしのため、福祉に係わる課題も多く、早くからボランティアや専門機
		関による支援活動が展開された。
	 I∶発災期	・加古川市は災害直後から救援・支援対策本部を設置、被害の状況把に
	・光炎粉 (発災から3日間)	努め、救援・支援活動体制をとる。
ш	(先火からう口间)	
災		・社協も市の対策本部と連絡を取り合い、支援対策体制をしいた。
害		・加古川市は大激震地に比べると比較的被害が少なかった。
復	Ⅱ:応急住宅対策期	市対策本部
旧	(4日~3週間程度)	・被災者の状況把握を町内会に依頼。
の		・公共施設を避難所に提供。
時		社協
期		・被災者に救援物資の提供や相談に応じる。
		・ボランティアニーズを把握し、ボランティアによるあたたかい食事の
		提供、子どもたちを囲んでのレクリエーション、散髪ボランティアの派遣など
		を行う。
	Ⅲ∶仮設住宅生活期	4月30日 東加古川団地入居開始
	(3 週~1 年)	・入居開始から多くのボランティアや支援協力団体が自然発生的に集ま
	(2 . 1 /	り、持ち寄った日用品の配布、入居の手伝い、団地周辺の地域マップ
		の配布などを行う(1ヶ月余で延べ14団体約500人が参加)
		・入居が進むにつれて入居者個々への支援活動が求められた。
		・社協ボランティアセンターは支援ボランティアの募集を呼びかけてき
		たが、サービスセンターに専従のコーディネーターを配置していなか
		ったためボランティア間のトラブルが生じた。
		・それぞれの団体やグループが居住者のニーズ調査や実態調査を始めた
		ため居住者に混乱を招いた。
		5月19日 ボランティアセンターの呼びかけで支援ボランティア連絡会
		議を開催
		・情報交換を月1回定期的に開催することとし、①個々の入手している
		ニーズ、情報の共有(台帳作成)、②行政・関係機関との連携、③団
		体ごとに活動日を定め共通の活動記録をつける、④巡回訪問を継続し
		ニーズの把握につとめること、などを取り決める。
		徐々に日常の支援活動が広がる
		・高齢・障害者等から、話し相手、身の回りの手伝い、住宅の一部改造、
		買い物代行など様々なニーズが寄せられる。
		・心のケアについては、「専門機関に任す」、「ボランティアを養成して活
		動の輪を広げる」などボランティア間で意見が異なってきたため、何
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		度も協議を重ね、専門機関との連携を密にし合っていくこととする。
		7.日中旬(7.民约 2.,日)
		7月中旬(入居約3ヶ月)
		・「住民の自立」という言葉が盛んに使われるようになる。
		・ボランティアが自治会結成を呼びかけ街区ごとに何度も話し合い、9
		月 10 日に自治会結成式を迎えた。

	8月末
	・兵庫県が仮設住宅のコミュニティ施設として設置している「ふれあい
	センター」完成
	・ふれあいセンターの運営は自治会役員、ボランティア代表、社協から
	なる運営協議会が運営する。
	ふれあいセンターはボランティア活動の拠点として、その活動の輪を
	さらに拡大し、定着する場としての意味もあった。
課題等	○公的支援とボランティアの連携
IN ACT	・仮設を支援する専門機関は、市・県保健婦、市内在宅介護支援センタ
	一、近隣医師・薬剤師など医療保健分野だけでも数多くの支援活動が
	展開されていたが、それぞれのつながりは弱く、加えてボランティア
	との連携をとることは困難だった。
	・市社協はボランティアと専門機関との情報交換会を設け、お互いの役
	割分担と支援のあり方を協議した。その結果、より的確なサービス提
	供が行われるようになった。
	・行政は公平な対応が原則であるのに対し、社協やボランティアは柔軟
	性のある個別的な対応ができるのが持ち味。両者がうまくかみ合って
	こそ的確な支援体制ができる。
	・仮設への支援活動、多くのボランティアとの活動で培ったノウハウを
	今後の社協の活動にどう生かしていくか重要。
	○被災地外の仮設の行政サービスの負担はどこが?
	・被災地外の仮設住宅の最も大きな課題は、行政サービスはどこが提供
	するかという問題であった。受け入れた市町村が負担するか、元の行
	政が負担するか、結論が遅れた。そのため、受け入れ行政の対応が遅
	れた。
	震災支援からネットワークづくり 月刊福祉 1996 年 2 月
多 为良什	

		■阪神・淡路大震災-8
事例名		8. 全国在宅介護事業協議会
概要		厚生省からの要請を受けたシルバーサービス振興会の打診を受けて、当協議会が会員事業者に呼びかけ看護師、ヘルパー、ケースワーカー等の専門スタッフを現地に派遣。(平成7年1月30日~2月26日28日間)支援参加事業者10社、参加者25人
		・施設と在宅の要介護者の介護ためのマンパワー支援
		・専門性を活かして、長田地区高齢者・障害者緊急支援ネットワーク(な
		がた支援ネットワーク)の構築の初動段階で、体制の確保、業務運営、
		物品確保等において適切なコーディネートを行う。
	 I 発災期	- 12日 12日 12日 13 13 13 13 13 13 13 1
災		①特別養護老人ホーム(2ヶ所)(長田ケアセンター、萬寿園)支援
害	(4日~3週間程度)	・看護婦業務支援(検温、与薬、点滴補助、ガーゼ等資材準備 等)
復	(4日10月11日)文/	・ヘルパー業務支援(おむつ交換、寝衣交換、体位交換、食事介助等)
旧		・その他業務支援(必要物資、不用品、ベッドの配置等施設調査等)
の		・ボランティア支援(受け入れ、オリエンテーション等)
時		②宝塚市総合福祉センター支援
期		・同避難所に収容された要介護者(リュウマチ、盲人、歩行要介護者等)に 対するケア
		③ながた支援ネットワーク(長田地区高齢者・障害者緊急支援ネットワ
		一一一一一
		a)ながた支援ネットワークに対する支援協力
		・24 時間体制の専用避難所の高齢者・障害者の生活介護、生活援助支援
		・避難所、在宅の高齢者・障害者の生活介護、生活援助支援
		・その他業務支援(必要物資、不用品、ベッドの配置等の施設調査等)
		・ボランティア支援(受け入れ、オリエンテーション 等)
		b) ネットワーク構築における初動段階で介護協としての専門性発揮
		・ネットワーク構築に当たって緊急保護施設として長田在宅センター
		「サルビアデイホーム」が確保されたものの専門性を持つサービスコ
		ーディネーターが必要だった。介護協のメンバーがここに緊急避難し
		た高齢者等の支援に必要な体制、物品の確保、業務のあり方等につい
		て関係者と協議しながら適切にアドバイスを行った。
問題	・課題等	・支援体制を検討するための現地の情報が全くなく、現地で調整せざるを得なかった。
		・具体的な指示を県や市が調整できる状況でなく、独自にできると判断
		した内容から自ら検討・調整するしかなかった。
		・ボランティア活動におけるコーディネートの必要性。
		・ライフラインの確保できる支援活動拠点の確保が最重要。
		・支援活動について短期、中期、長期についての計画を策定する必要が
		ある。支援内容を引き継ぐ体制に不安を感じた。
		・ながた支援ネットワークの活動を通じて、医療・福祉・保健と各ボラ
·		ンティア、支援団体との連携の必要性を感じた。
備考	<u>,</u>	・シルバーサービス振興会は同時に全国入浴福祉事業協議会、日本福祉
		用具供給事業者協会に打診しており、入浴車の及び看護婦等の派遣、
		福祉用具の供給が行われた。
参考	音資料	阪神・淡路大震災シルバーサービス事業者による支援活動の記録
		平成7年3月/社会福祉・医療事業団

事例名		9. 兵庫県老人福祉施設連盟
概要	Ę	発災期から仮設住宅生活期までの活動
	I 発災期	1月19日(3日目)丹波ブロック施設から救援物資を阪神ブロックへ搬
	(発災から3日間)	送。救援物資のキーステーションを三田市、伊丹市、尼崎市の特養3ヵ
		所に依頼。
災	Ⅱ応急住宅対策期	1月24日(8日目)県下の施設で被災高齢者、最低900人の受け入れを
害	(4日~3週間程度)	決定。
復		2月5日 現地救済対策本部を設置
旧		現地救済対策本部の役割
の		・他府県からの介護職員の派遣調整
時		・在宅介護支援センターを拠点に介護支援チームの編成、活動支援
期		・必要物資の手配、調整
		2月7日 神戸市老施連施設長会で介護支援チーム編成を要請
		2月13日 介護支援チームが6市6施設でスタート
		2月24日 介護支援チームに1施設追加
	Ⅲ仮設住宅生活期	2月28日 現地救援対策本部の施設長常駐体制を終了
	(3週~1年)	5月29日 被災地外仮設住宅設置地域、在宅介護支援センター関係者会議
		(於:加古川市)
		6月22日 仮設住宅地域における在宅介護支援センター-緊急連絡会議
		(於:神戸市)
		7月4日 地域型仮設住宅に係る神戸市老人福祉施設連盟との協議
		7月19日 加古川市老施連 仮設住宅支援会議
		7月21日 地域型仮設住宅受託施設連絡会議
		8月3日 地域型仮設住宅支援事業指定施設助成金(7施設 785万円)
		8月7日 各施設へ地域型仮設住宅への支援員派遣要請 9月1日 被災高齢者施設入居状況調査開始
		9月1日
		11月6日 第1回加古川市健康保健に関する文援情報交換云(仮設住七 支援について加古川市老施連、支援センター、市社協、医師、市高年福
		社課、保健婦、ヘルパー、ボランティアが情報交換)
		12月8日 加古川市老施連による加古川仮設住宅一斉実態調査の実施
		年末年始 支援センターが仮設住宅の高齢者対象に緊急時の相談機関
		ナホー州 又版 ピング が収取 圧七の 同 間
問題		C.9 A0
備者		
参考資料		大震災 共に生きる-老人ホームは安心拠点- 兵庫県老人福祉施設
沙竹具作		連盟/阪神·淡路大震災記録集 1996 年年 6 月発行
		是皿/ IXIT

事例名		10. 喜楽苑地域福祉センター(尼崎市)
概要	Ę	被災地のデイサービスセンターの活動
	I 発災期 (発災から 3 日間)	<安否確認の取り組み:デイの利用者に2度の安否確認>当日 震災により多くの職員が被災し地域福祉センター機能は停止。 ・出勤職員による「おにぎりの配食サービス」実施。 ・昼食の配達の後、デイサービス利用者の安否確認開始。 19日(3日目)引き続き利用者の安否確認 ・利用者への水、インスタント食品、必要な人にはポータブルトイレを届ける。
災害復旧の時期	Ⅱ 応急住宅対策期(4 日~3 週間程度)	20日(4日目) ・デイサービス利用者、激甚被災地に居住する職員・家族300人の第一次安否確認がほぼ完了。 24日 ・デイサービスの浴室を地域住民に開放(2週間で延110人が利用) 26日 ・職員が震災後はじめて全員揃う。デイサービス利用者の第二次安否確認に取り組む。28日安否確認完了 26日 訪問入浴サービスを開始 ・断水中の市内の障害者施設から31人の浴室利用を受け入れ。 <介護支援の取り組み:デイの利用者中心に継続的援助を実施> ・93人の安否確認の結果、被害状況は全壊11人、半壊9人。自宅に住むことが危ぶまれるケースには福祉事務所の依頼を受け、社協の仮設住宅援助へルパーと喜楽苑の介護へルパーの連携で対応。 ・介護支援チームで受けた相談・援助活動は避難所だけで14ヶ所、延べ258人。 <相次ぐSOS:避難所の障害を持つ人々に介護入浴を続ける> 1月30日 ・地域住民から震災後寝たきりになった人への介護相談多数。福祉事務所と連絡をとり対応。 2月1日、ホームへルプサービス再開 2月2日、デイサービス再開(2週間後)・2月7日民生委員を通じ福祉事務所から、避難所の高齢者が入浴できず困っているとの連絡。認知症状もあるため、避難所からデイの入浴を継続的に受け入れる。・2月9日、保健所より、体育館に避難している高齢者・障害者の入浴
	Ⅲ仮設住宅生活期 (3 週~1 年)	を依頼される。
問是	頁・課題等	
備考		
参考資料		大震災 共に生きる-老人ホームは安心拠点- 兵庫県老人福祉施設 連盟/阪神・淡路大震災記録集 1996 年年 6 月発行

事例名		11. 特別養護老人ホーム 喜楽苑(尼崎市)
概要		ケア付仮設住宅の提案から開設までの経緯とケア付仮設の入居者への
		支援内容の提案
	I 発災期	
災	Ⅱ応急住宅対策期	 <喜楽苑市川園長の「ケア付仮設住宅」の提案>
害	(4日~3週間程度)	1月末 尼崎市との協議の場で「ケア付仮設住宅」の提案。
復		2月1日 芦屋市、兵庫県に「ケア付仮設住宅」の提案。
旧		・発災時、社会福祉法人尼崎老人福祉会は特養「あしや喜楽苑」を建設
の		中だったが、震災により3ヵ月後の開設が不可能になる。特養の採用
時		内定職員を研修したうえで「ケア付仮設住宅」に振り向けることがで
期		きれば、要介護の被災者への援助が可能となると考えて提案。
州		
		<「ケア付仮設住宅」の開設> 0 日 井日本の2世末まり無い。たちは見ば駅がまずはことほり、作品
		・2月 芦屋市の避難所を見舞った宮城県浅野知事が地元に帰り、仮設
		住宅の建設費を県民に募集。ケア付仮設1号が芦屋市に建設されるこ
	ᅲᄹᇌᄼᄼᅲᆠᄯᄪ	とになった。
	Ⅲ仮設住宅生活期	・3月末 ケア付仮設 1号が芦屋市に開設
	(3週~1年)	・5月6日 兵庫県はグループホーム形式の地域版仮設住宅を導入する
		旨発表(尼崎市 48 戸、西宮市 60 戸、芦屋市 56 戸、宝塚市 27 戸、合
		計191戸)
		< 「ケア付仮設住宅」の入居者> (*/***********************************
		・入居者は65歳以上が85%以上、後期高齢者50%を超える。
		・80%近くがひとり暮らし
		・夫婦世帯は老々介護がほとんど。
		・身体障害者が4人に1人。入居以降、様々な障害が認められ、障害者
		手帳の所持だけで障害の程度の判断は誤りとされる。
		・尼崎では生活保護世帯が7割
		<「ケア付仮設住宅」での援助サービス>
		①居室掃除・洗濯・買い物代行・調理援助等の家事援助
		②入浴介助、散歩等の付き添い、精神的に不安定な入居者の話し相手な
		ど介護的援助
		③健康問題など生活上の問題や不安に対する相談、それに対応するため
		の連絡・調整
		④建物の保守管理、居住環境の改善
問題・課題等		・特養などの福祉施設を拠点にしながら、周辺にブランチとして協同居
		住型住宅を整備することで高齢者・障害者を生活支援する多様な居住
		形態の整備が必要。
		・利便性の高い土地にバリアフリー住宅を採用する。
		・居住者の募集には直接援助に係わるスタッフを含めきめ細かな協議の
		場を保障する。
		・特定のハンディキャップを有する人に限定されないように配慮が必
		要。
		・福祉施設と協力して 24 時間体制の職員配置を弾力的に行えるように
		する。
備考		
参考資料		大震災 共に生きる一老人ホームは安心拠点一 兵庫県老人福祉施設
		連盟/阪神·淡路大震災記録集 1996 年年 6 月発行
		1

事例名		12. 社会福祉法人 「園田苑」
概要	Ę	震災時の拠点施設の状況
		社会福祉法人 「園田苑」
		・尼崎市の東北に位置し、定員 50 人の特別養護老人ホーム、定員 4
		名のショートステイ、25名のデイサービスセンター、1ヶ月93人の
		寝たきりの高齢者が利用する訪問入浴、365 日の昼夕食の提供サー
		ビスを行っている老人福祉施設。
災	I :発災期	・地震発生直後の3日間は、もっとも危機的な状況下に置かれた。
災害復旧	(発災から3日間)	・今日飲む水、明日の食料確保に必死だった。
15日		・当日に2名、2日目に4名、高齢者が避難所等から避難してきた。
の時		・最大 13 名。(5 月 22 日現在延 23 名)
期		・19 日(3 日目)被災福祉施設への救援物資「キーステーション」と
		なった。このことは、全国社会福祉協議会から FAX 通信で全国津々
		浦々に知らされた。
		・震災から72時間経緯経過したごろから各地より食料品、毛布、衣類、
		紙おむつなどが来る。
	Ⅱ∶応急住宅対策期	・1月末頃からボランティアの受け入れを始めた。「園田苑」をベース
	(4日~3週間程度)	キャンプに、施設で老人介護を手伝う人、もっぱら芦屋や神戸で力
		仕事に精を出す人、日本てんかん協会の要請を受けて行動する学生
	II I I I I I	など、活動のスタイルは様々。
	Ⅲ. 仮設住宅生活期	・たくさんのボランティアを継続して受け入れることができたのは、
	(3週間~1年)	その宿舎として尼崎市の職員厚生施設が、長期間全面的に無償で提
	mn=	供されたところに負うところが大きい。
問是	種・課題等	・避難所や避難先に訪問したことがきっかけとなって緊急入所した人
		は「園田苑」だけでも11人
		・県全体で、緊急入所は、4月30日までに累計2,899人。そのうち、 緊急入所を続けている人は、約44%の1,272人。
		・避難所の体育館では、「電力の使用が容量を超える」「認めると次か
		ら次へと要求が出てきて管理が出来ない」との理由で、電子レンジ
		の利用ができない状況にあった。
		・キーステーションの救援物資で、「園田苑」のリハビリルームは、3
		月下旬までダンボールの山となり、苑の入居者にとっては狭い空間
		がますます狭くなった。ボランティアたちはこのダンボール箱を衝
		立にして、寝袋を持ち込み宿泊した。
備考		・物資が動く時、それはたんなるモノの一方的移動に終わらない、必
		ず情報と人とをともなっての動きとなり、被災地域の細かな現状を
		伝えるネットワークの形成へと広がっていった。
参考資料		神戸発 阪神大震災以降 岩波新書 397 酒井道雄編
		「高齢者に居住、移転の自由は?」中村 大蔵

事例名		13. ながた支援ネットワーク①
概要		長田で唯一の特別養護老人ホーム
	I:発災期 (発災から3日間)	1日目 震災当日、長田区を一望できる大日ケ丘に私が到着したのは7時30分ごろでしたが、そのときにはまだ10数本の煙が「のろし」のようにまっすぐ立ち上っているだけでした。 しかし、無風にもかかわらず断水のため消火活動がまったくできなかったため、渋滞にイライラしながら降りできた8時過ぎには、私たちの「高齢者ケアセンターながた」(特別養護老人ホーム「長田ケアホーム」と、神戸市立西部高齢者介護支援センターから成る)の方角は街全体が空まで黒煙に包まれていました。 2 車線の道路をはさんでセンターの前は猛火をあげて燃えさかっていましたが、施設は無事たっていました。そしてセンターの周辺は、そのまま40時間燃えつづけました。幸いにしてセンターが風上であったので、道一本を隔て類焼をまぬがれ、入所者全員が無事でした。、一次所者と職員の全員が無事であり、そして建物が無事であったおかげで、震災直後から被災高齢者の保護や支援活動をすることができました。施設だけの力では到底及ぶところではありませんでしたが、多くの他府県の施設や施設職員、友人、そして何の縁もなかったボランティアたち、義援金を送っていただいた顔すら知らない人びとの援助により、全うすることができました。これは、当センターが1カ月100件前後、1年間には1300件ちかいショートステイを受けているほか、デイサービスや介護へルバーの派遣などの在宅福祉サービスにより地域に多くの利用者をもっていたからです。震災時、長田区には約100名の特別養護老人ホーム待機者がおり、ショートステイ登録者約600名、在宅介護手当の受給者約700名等から推定して、約800人の要介護老人が在宅でくらしていました。神戸市立西市民病院をはじめ多くの病院や診療所も被災した状況で、多くの方がまず当センターを頼ってこられたのは当然のことといえます。しかし職員の数は、徒歩や自転車でやっと出勤してきた私を含め13名したい職員の数は、徒歩や自転車でやっと出勤してきた私を含め13名しかいません。1階のロビーにいる避難者の方に、要介護老人の緊急保護を最優先におこなわなければならない事情を説明し、けが人や高齢者を含む25名の方以外は隣接する区役所への移動をお願いしました。その日の、避難所から緊急を要する2名の方次表に表しないました。その日に、避難所から緊急を要する2名の質に表しているとしないました。
問題	• 課題 等	・ 避難してきた方に事情を説明し、要介護者等を優先したため、移動し
		てもらっている。
備考		
参考資料		ボランティアとよばれた 198 人 ながた支援ネットワーク編 中央法規
		95年11月25日

事例名		14. ながた支援ネットワーク②
概要		防災マニュアルがつくった福祉の空白
災害復旧の時	I:発災期 (発災から3日間)	1日目 私が状況を確認した数か所の避難所は、いずれも悲惨としかいいようのない状況でした。学校の教室や体育館はもちろん、通路や階段の踊り場にも被災者があふれ、寒さに震え祉事務所ですが、このような非常時に、福祉事務所のなかには誰一人いなくなっていました。彼ら全員、死者の対応のため遺体安置所に詰めていたのです。
時期	Ⅱ:応急住宅対策期 (4日~3週間程度) —	
問題	・課題等	マニュアル化することは、メリットもあるが、全体の状況を把握できなくなる可能性もある。
備考		防災マニュアルによれば、災害時において福祉事務所は担当地区の死者の対応を最優先に、しかも独自の責任でおこなわなければなりません。福祉事務所職員は、遺体安置所で文字どおり倒れるまで働き、遺体の側で仮眠をとり目がさめればまた業務をおこなうという、壮絶な状況に追いこまれていたのです。 消防や警察では災害時には自動的に全国からの応援体制がとられますが、福祉事務所やその他の福祉機関への応援は想定すらされていませんでした。また、福祉施策を担当する県・市民生部局も、災害時においては救援物資等の配給機関となっていました。 したがって高齢者・障害者対策等の福祉関係施策をおこなう機関は、事実上防災マニュアルによって一瞬にして消滅させられてしまったともいえるでしょう。 また、今回の震災においては予想外のボランティアの活躍がありましたが、残念ながら彼らを有効に統制すべきであった県市町村社会福祉協議会も県や市の民生部局に吸収され、物資配送に追われていたのです。 高齢社会において「災害弱者」の存在すら想定していない防災マニュアル、政府も地方自治体も高齢者が「災害弱者」であることを想定していない防災マニュアルが、高齢者たちをより危険な状況に追いこんでいきました。 在宅や避難所の高齢者たちの受難に対して真摯に反省と総括をおこない、今後二度と同じ悲劇をくりかえさないよう改正されることを願っています。
参考	資料	ボランティアとよばれた 198 人 ながた支援ネットワーク編 中央法規 95 年 11 月 25 日

事例名		15. ながた支援ネットワーク③
概要		緊急一時保護を直訴する
	I∶発災期	3 日目(1/19)
	(発災から3日間)	神戸市民政局に高齢者対策を協議するため駆けこみました。しかし担当
		者は、「いまはそれどころではない、防災マニュアルに従い市民に救援物
		資を配給することが優先だ」と答えました。「俺が独断で厚生省と掛け合
< <<		う、文句はないな」「そうしてくれ」
災害復旧		その夜、私は厚生省に直訴しました。内容は、「緊急保護の許可と指示
復旧		を県・市にお願いします。福祉事務所も機能しない状況ですから措置制度
の		では対応できません。こんなときに医師の診断書や所得証明なんてとれな
の時期		いでしょう。事務手続を最低限にして、施設に定員外の入所を認めてくだ
州		さい」というものでした。
		厚生省の担当者は当初「そのような要請は県からも、どの市からも聞い
		ていない」と答えましたが、避難所の状況、福祉事務所、民生局の状況を
		説明すると、「わかりました、すぐに省内で協議をします」と答えてくれ
		ました。
	Ⅱ:応急住宅対策期	4日目(1・20)
	(4日~3週間程度)	厚生省の通達「老計第七号」によって、事務手続を後処理にして要介護 本人、際字字第六段名、時代第十八号の投票が、周、吉に出されました。
		老人・障害者等を緊急一時保護する旨の指示が、県・市に出されました。 当センターでも24時間体制で緊急保護を受けるとともに、中継ステー
		ションとして他施設に転送することにより、できるだけ多くの要介護老人
		つまってして個地段に報送することにより、くさるだり多くの安介優名人 の保護をおこないました。しかし、これで地域の高齢者を救済できると思
		ったのも束の間、容易には緊急保護は進みませんでした。あまりにも交通
		状況が悪いため、被災地に迎えにいけないことや、高齢者自身が施設を拒
		否したためです。
		家族のいる要介護老人たちはむしろ、家族に迷惑をかけないために施設
		に保護されることを受け入れましたが、独居老人の多くは「遠くの施設は
		いやだ。ここで死にたい。死んだほうがましだ」と答え、老人夫婦たちは
		「別れたくない。自分だけ安全なところへ行けない」と答えました。
		10 日目 (2/1)
		そのため避難所において介護援助をおこなう必要が生まれました。福
		岡・佐賀県から応援に駆けつけた友人施設の職員で1月26日から避難所
		の調査をおこない、同時に介護支援をおこないました。2月1日までに24
		か所の大規模避難所(避難者1万3000人) で緊急保護の必要な63名の
		高齢者と、43名の一部介助の必要な高齢者、合計106名を発見し、福祉
		事務所と連携して緊急保護と同時に生活支援をおこないました。 当時、長田区の避難所は58か所2万3000人、そのうち屋外避難者が
		1号、安田区の避難がは38が572万3000人、そのりら屋外避難省が 5000人といわれていましたが、発見した要介護老人への支援に力を注い
		だためそれ以上の調査は進めることができませんでした。
		一
		た臨時トイレに行くことも困難なため、高齢者たちの多くは水分をとら
		ず、脱水症状を起こしていました。また、冷たくて固い弁当の握り飯はの
		どを通すことができず、無理に食べれば激しい下痢に苦しめられました。
		そしてインフルエンザが猛威をふるいました。救護班が薬を与えても、休
		む場所は冷たい通路のコンクリートの上や階段の踊り場、体育館の床しか
		ありません。せいぜい二、三枚の毛布をミノ虫のように体に巻きつけて、
		震えながら激しく咳をしている高齢者の姿をいまも忘れることができま
		せん。

問題・課題等	マニュアルが想定していないことや、情報が届いていない状況では、 必要な判断ができない状況に陥りやすい。
参考資料	ボランティアとよばれた 198 人 ながた支援ネットワーク編 中央法規 95 年 11 月 25 日

事例名		16. ながた支援ネットワーク④
概要		防げたはずの避難所肺炎
	I:発災期 (発災から3日間)	
災害復旧の時期	Ⅱ:応急住宅対策期 (4日~3週間程度)	5日目(1/21) 長田区でも21日には、電気が完全復旧していました。仮設電源が避難所にひかれ電子レンジが使えたなら、コンクリートの通路で震える高齢者に電気毛布が与えられたなら、あるいは教室や体育館に電気温風機が置かれていたならと、悔やまれてなりません。ボランティアがストーブを届けても危険だからと許可されず、「消火器を抱いて寝ずの番をする」といっても、不公平になると拒否されました。たとえ非常事態であっても一律平等は、《災害弱者》にとっては、結果の悪平等、すなわち死を意味します。
	_	
問題	・課題等	・ 平等という考えも悪平等になる。
備考		このような状況のなかで、健康な高齢者までが、肺炎、心疾患、慢性疾患の悪化などで次々に避難所から救急車で消えていきました。とくに肺炎になる高齢者が非常に多く、「避難所肺炎」と誰からともなくいわれたほどです。 ある医療機関の調査では、避難所における健康悪化のため救急入院のあと亡くなった高齢者は、約500人と推定されています。これは、避難所での寒さと水分・食事の不適切な摂取が原因で亡くなった高齢者の推測数です。とはいえごく一部の避難所では、救護班と避難所管理者等の協力により避難所肺炎をほとんど出さなかったところもあるようです。今後、各避難所の救護班のカルテ調査などにより専門家によって検証されることが、唯一、亡くなった方への供養だと思われます。
参考		ボランティアとよばれた 198 人 ながた支援ネットワーク編 中央法規 95 年 11 月 25 日

事例名		■
概要	• •	梁さんとの出会い、そして「ながた支援ネットワーク」
災害復旧の	Ⅱ:応急住宅対策期 (4日~3週間程度)	7日目 (1/23) 厚生省が大阪に対策本部を設置した23日、今後はすべて対策本部の指示でおこなうという方針により、九州からの応援は第二派で中止となりました。そのうえ緊急保護をおこなう施設を支援するため、避難所や在宅の支援の要員は派遣されませんでした。
の 時期		15日目 (1/31) 今後の方策がまったくたたず、絶望感にすらおそわれていた 31日夕方、同じように避難所で高齢者を援助しているボランティア看護婦と、当センターの応援職員が出会いました。 「今夜、ボランティアの会議があります。ぜひ来てください」。ワラにもすがる気持ちで、指定された「林山朝日診療所」に行きました。これが、リヤンスンチン医師との初めての出会いでした。お互いに憑かれたように、「いま何ができるか、何をすべきか」と早口で話し合いました。状況の認識は、まったく同じでした。「このままでは避難所で高齢者がバタバタ死んでいく」。 老人ホームとして避難所や在宅の支援ができないならボランティアでと、「長田地区高齢者・障害者緊急支援ネットワーク(以下、ながた支援ネットワーク)」をつくることをその夜、決めました。そして、協力していただけるような個人や機関・団体に、お互いに協力の要請をすることを約束しました。 同時に、現状を打開するため、早急に高齢者専用の二次避難所をつくる
		ことを最優先にすることを決定しました。 20日目 (2/5) これが2月5日に神戸市立長田在宅福祉センターを借りてつくった高齢者専用二次避難所「サルビア」でした。 サルビアは、ボランティアの医師、看護師、介護職員、学生、調理師等の多彩な人びとによって、丸2か月間ささえられました。サルビアが保護した高齢者は延べ26人で、4月6日の閉鎖の後、13名が当センターに移りました。 その後8月上旬、そのなかの1人、82歳の吉守さんは、仮設店舗で駄菓子屋を再開しました。中尾さんや妻さんは仮設住宅に当選しました。仮設住宅の当選を待ちながら、もう一度地域でくらす日を楽しみにしている人もまだいます。
	・課題等	 決定が1ヵ所に集中した場合のメリットとデメリットがあることを認識すべきである。 方針等を出す機関は、方針を出しつつ、独自の活動を支援することも必要となることもあり、トップダウンのみの活動は場合によって危険となることもある。
備考		
参考		ボランティアとよばれた 198 人 ながた支援ネットワーク編 中央法規 95 年 11 月 25 日

	■阪神・淡路大震災-1 		
事例名		18. 西宮ボランティアネットワーク(NVN)	
概要		 ・NVNは阪神淡路大震災を契機として西宮市内で活動するボランティア団体や個人に対し、行政とのパイプ役としての情報拠点となり、ボランティア活動と行政の活動をサポートし、ボランティア間の情報交換を円滑にすることを目的として活動した。 ・NVNと西宮市行政との緊密な連携による救援活動は、「西宮方式」とも呼ばれ、行政とボランティアとの新しい関わり方として注目された。 	
	 I:発災期	(NVN設立前後:1月17日~2月4日>	
	・光火 物 (発災から3日間)	1月17日(当日) 市役所にボランティアが集まる。	
	(光火がり3日間)	1月18日(2日目) 市役所にがノンティアが果よる。 1月18日(2日目) 市役所 5階で市民、1階でボーイスカウトの受付開	
		は 対象 対 は 対	
災		1月25日 施設代表者によるボランティア協議会発足	
害	(4 日~3 週間程度)	1月31日 NVN事務局を市役所地下に開設	
2		2月1日 NVN発足	
旧		2月3日 第1回ネットワーク代表者会議(ボランティア4団体、ボー	
の		イスカウト、西宮市)	
時		2月4日 NVNの発足を市長に報告、市長は支援を約束、市は災害対	
期		策本部において庁内各局に連携及び活動支援を周知	
		<救援期(2月5日~2月28日)の活動>	
		・被災者の保護と安全確保・衛生管理支援	
		・避難所全ての作業と保安支援	
		・救援物資(食料・日用品全て)の集積と発送	
		・被災者の要望事項や相談について行政に仲介	
		・避難所以外の被災者の支援活動	
		・被災者の毎日の状況調査	
		・市の行政業務の円滑化の支援 ・その他、被災者の復興に関わる活動全般の支援	
	Ⅲ∶仮設住宅対策期	2月27日 避難所調査開始(市の承認を得て実施)	
	(3 週~1 年)	3月 避難所の設備についての調査	
	(O <u>Ma</u> 1 — /	生活情報広報誌の発行開始	
		4月 避難所の生活実態についての調査	
		・調査結果は市に還元されただけでなく、他のボランティア団体にも提	
		供された。	
		<復興期(3月1日~5月5日)の活動>	
		・3 月下旬 事務局を市役所地下からJR西宮駅近くに移転。復興支援	
		のためのイベント活動、仮設住宅への支援や状況調査を実施。	
		・4月 被災地も自力復興が行われ始め、NVNの参加ボランティアも	
		撤退するなど、多数のボランティアを前提とした活動を行えなくなっ	
		てきた。そこで、活動の内容を情報提供や被災者の個別相談などに転	
		換を図っていくとともに、今後の活動について議論された。 - 5 日東は、海風祭りな行ったのな割機に、活動の転換な図る	
明的细胞处		・5 月連休 復興祭りを行ったのを契機に、活動の転換を図る。	
	夏·課題等	7月末1 こうとフェニンに、マリ人と子田111 とのおれば、コニュット中田	
参 考	音資料	到来しつつあるボランティア社会を前提とした災害救援システムの実現	
		に向けて 21 世紀の関西を考える会 ボランティアを含んだ都市・地域 防災チーム 1997 年 8 月	
		例火ノーム 1991 午 0 月	

■阪神・淡路大震災-19

分類		19. 全国防災支援ボランティアネットワーク会議
概要	Ę	具体的な活動を行おうとしている NPO 法人に対して民間企業が賛同している例
災害復旧の時期	V:アフターケア期 (3年~)	・「NPO 理事長」、「副理事長兼設立準備室事務局長」、「顧問・理事」と、NPO に必須要件の「3人の理事」がやっとの思いで集まり、一級建築士・二級建築士・税理士・会計士・コンクリート主任技師・住宅性能評価士など現在11名の理事会員。 ・賛同者又は賛同していただいている個人、非営利団体、民間企業が幾つかあり、順次仲間が増えてきている状況。 ・「スポンサー」は、特別協賛企業である「JR西日本」や、大阪・神戸のテレビ・ラジオ・新聞社などのメディア(マスコミ)・出版社・観光ガイドなどの雑誌社・神戸市などの民間企業や株式会社など。 ・神戸ルミナリエが平成18年12月8日より開幕。 ・阪神淡路大震災で犠牲になった方々を追悼し、また、被災した方々を癒し励ます目的で始まったこの光の祭典も、今年(平成19年)で12回目を迎えた。
問是	 夏・課題等	
備者	,	・株式会社等のシルバー関連の民間企業が高齢者をターゲットの支援を 行う事例は、少ないようである。
参孝	音資料	阪神淡路大震災と神戸ルミナリエ・神戸の観光・復興・防災ブログより http://welovekobe1995117.blog66.fc2.com/blog-entry-102.html NPO法人 全国防災支援ボランティアネットワーク会議

事例名		20. 支援者の活動状況①
概要		震災直後から避難所での状況 ・震災直後には最大 599 カ所の避難所に、約23万人もの市民が小学校や公共施設だけでなく、民間施設や公園などの屋外にも避難した。 ・避難者が多数で想像を越えた大規模な災害であったため、当初は救援物資や情報が充分に行き渡らなかった。 ・震災直後の安否確認や人命救助は、近隣住民や民生児童委員、自治会の役員等の地域住民自らの手で行われた。
災害復旧の時期	I:発災期 (発災から3日間) II:応急住宅対策期 (4日~3週間程度)	①震災ボランティア ・全国各地から多数の震災ボランティアが被災地に入り、避難所等で水くみ、援助物資の配布、炊き出し、トイレ掃除、テント貼り、荷物の引き出しなど、きめ細かな支援を柔軟にこなし、大きな力を発揮した。・医療保健関係の専門家集団がいち早く被災地で救済活動を開始。・延べ150万人以上の震災ボランティアが活躍した。 ②ケースワーカー ・福祉事務所のケースワーカーは1月末まで遺体の安置・火葬場への搬送作業に追われ、1月末からは生活福祉資金特別貸付への申し込み対応に忙殺された。その他避難所等から高齢者の緊急入所などに追われ、在宅の要援護者に対する安否確認やフォローを十分に行える状況ではなかった。 ③保健師・保健所の保健師は、震災直後から被災市民の医療を確保し、健康の保持を図るため、大規模避難所を中心に、救護所・避難所救護センターを設置。巡回健康相談を実施し、かぜ予防等の健康教育・健康相談を行った。 ・不安定な精神状態にある被災者・精神障害者に対しては、保健所に精神科救護所を設置し、メンタルケアを実施。巡回診療も実施。
課題等		TITTONE ON THE TOTAL CONTROL CONTROL
参考資料		自然災害における危機管理体制を通じた高齢者に対する保健福祉施策の あり方に関する研究事業 調査研究報告書 (財)厚生問題研究会 2000 年3月

	■阪神・淡路大震災-21			
主体名		21. 支援者の活動状況②仮設住宅での状況		
概要	<u> </u>	仮設住宅での状況		
		・仮設住宅が全部で 48,300 戸建設され、うち神戸市に 29,178 戸が整備		
		された。1 次募集が1月末に始まり、7月の第5次まで実施。2月15		
		日に初めての入居が始まる。		
	Ⅲ∶仮設住宅生活期	①生活支援員		
	(3週~1年)	・神戸市では大規模な仮設住宅を建設し、高齢者などの要援護者を優先		
災		入居させたため、単身高齢者が20%を超える超高齢の仮設住宅が各地		
害		に出現した。		
復		・避難所生活が困難な虚弱高齢者・障害者への対応を緊急に行う必要が		
旧		あったため、国と協議し、新たに居住地から近い公園に2階建て、バ		
の		ス・トイレ・キッチン共用の「地域型仮設住宅」が認められたため、		
時		市内 21 ヶ所 1,500 戸を計画し 4 月から募集を開始。		
期		・地域型仮設には福祉施設から寮母等を生活援助員として派遣し、入居		
		者の生活相談、巡回による安否確認、保健福祉ニーズの早期発見、福		
		祉サービスの利用援助、仮設住宅でのコミュニティづくりを行う。		
		②ふれあいセンター事業		
		・コミュニティの形成やボランティア活動を支援する必要性から、復興		
		基金事業として、1995年7月から「ふれあいセンター事業」が実施さ		
		れ、1997年3月のピーク時には232ヶ所設置された。		
		・ふれあいセンターは入居者や周辺住民組織、ボランティア等で組織す		
		る運営協議会で運営するものであり、仮設の実情に応じて、心身の健		
		康増進、高齢者の生きがい創造、住民相互のふれあい交流、生活情報		
		の提供などを行うものとし、管理運営費として年額 200 万円が補助さ		
		れた。		
		③こころのケアセンター職員		
		・仮設では自立して生活していた高齢者などで、震災による精神的ダメ		
		ージや生活環境の急激な変化に対応できず、新たに支援を要する人々		
		が急増するとともに、痴呆性高齢者、孤独死、アルコール依存症など		
		様々な問題が深刻化し、こころのケアや地域見守りを展開する必要性		
		が高まった。		
		・復興基金事業として、2005年6月から「こころのケアセンター事業」		
		が実施された。臨床心理士、精神ソーシャルワーカー等が「こころの		
		ケアセンター職員」として保健所と連携しながら精神保健活動を展開		
		した。		
		④民生委員・児童委員		
		・仮設の入居者情報がプラ居者イバシー情報として公開されなかったた		
		め、民生委員は戸別訪問をして入の名簿づくりを行わなければなら		
		ず、世帯数の多さに困難を極めた。		
		⑤友愛訪問グループ		
		・自治会・婦人会・区社協などの関係団体の協力を得て、地域のボラン		
		ティアによる友愛訪問グループの結成に努めた。		
		⑥ふれあい推進員		
		・神戸市は1995年8月より、仮設入居者の安否確認、友愛訪問活動の推		
		進、社会福祉関係行政機関への協力・連携等を行う「ふれあい推進員」		
		を新たに創設した。		

	⑦フェニックス推進員
	・仮設入居者に身近な生活圏での各種支援情報を提供し、地域住民とつなぐ役割を持つフェニックス推進員が、1995 年 10 月から復興基金事業として設置された。 ⑧ふれあい交番相談員 ・1996 年 4 月、兵庫県警は警察官 O B をふれあい交番相談員として配置し、防犯などの地域見守り、相談受付、巡回指導を行う。
課題等	
参考資料	自然災害における危機管理体制を通じた高齢者に対する保健福祉施策の あり方に関する研究事業 調査研究報告書 (財)厚生問題研究会 2000 年3月

± /1	N &	00 ナロオのアメルリロの佐田とウェのルロ
事例名		22. 支援者の活動状況③復興住宅での状況
概要		復興住宅での状況
		・当初2年間で解消予定の仮設住宅は、全ての仮設が解消されるまで丸
		5年を要した。
		・復興住宅の建設により、1996年4月以降本格的に入居が始まり、ピー
		ク時には月1,000戸以上のペースで転出するようになったが、復興住
		宅へ入居した人々も新たな環境になじめず、孤立したり、閉じこもり
		など多くの問題に直面した。
		・1997年7月、神戸市は各区単位に「恒久住宅生活支援プロジェクトチ
		ーム」を発足。これまでの生活支援アドバイザーなど各区平均 10 人
		程度の支援スタッフを 30 人程度まで増強し、復興住宅入居者への総
		合的な支援体制の強化を図った。
		・神戸市では、仮設入居者の約3割(9,000人)が65歳以上の高齢者で
		あったため、グループホームやコレクティブハウジングの建設の必要
		性が検討された。
		・1997年3月、神戸市に全国初めての公営コレクティブ「片山ふれあい
		住宅(6戸)」が開設。
	Ⅳ∶恒久住宅対策期	①生活復興相談員
	1V·但久任七对汞朔 (1 年~3 年)	● ・1997年7月から、復興基金事業として、復興の単身高齢者等を巡回訪
	(1 4~3 4)	
ш		問し、相談や行政との橋渡し、住宅設備の説明などをする生活復興相
災害		談員を派遣。神戸市は 1997 年 10 月より設置
害		②健康アドバイザー
復		・1997 年 10 月から、兵庫県看護協会に登録する看護職の資格者を健康
旧		アドバイザーとして、仮設住宅や復興住宅に派遣。健康相談・健康チ
の		ェックなどを行う。
時		③情報サポーター
期		・復興住宅に移転した使途を訪問し、話し相手や各種情報を提供する情
		報サポーターを設置することとなり、神戸市では 1997 年 9 月から友
		愛訪問グループがその役割を担う。
		④県民ネット地域スタッフ
		・1996 年度、兵庫県は神戸三宮駅前にフェニックスプラザ(復興支援館)
		を開設し生活復興市民運動を展開し、多くのボランティアが利用。生
		活復興県民ネットを広げるためのイベント企画や地域団体に各種情
		報を提供するため、1997年度県民ネット地域スタッフを配置。
		⑤生活援助員
		・シルバーハウジング 50 戸に 1 人の生活援助員(LSA)を社会福祉施設
		から派遣し、巡回訪問、安否確認、生活相談、緊急対応、コミュニテ
		ィづくり支援を行う。(シルバーハウジング、県営 34 団地 1,941 戸、
		市町営 44 団地 1, 955 戸、合計 78 団地 3, 896 戸 1998 年 3 月末)
		⑤高齢世帯支援員
		・一般復興住宅にも高齢者が優先入居により約3割~5割と多数居住し
		ていたため、1997年度から神戸市は単独で、単身高齢者等身守りが必
		要な世帯約 100 戸に 1 人の高齢世帯支援員を社会福祉施設から派遣
		し、コミュニティづくり支援、入居者間の相互交流、閉じこもり防止、
		安否確認を行う。(2年間の時限事業)
		・1998 年度から、50 世帯に 1 人と高齢世帯支援員を倍増。入居者が激減
		1990 十尺かり、90 世市に1八〇同即世市又仮貝で信垣。八店有が傲帆

	し地域の見守りが必要となった仮設にも巡回訪問を行う。 ・2000年度以降、2年間の派遣期間が終了した住宅から順次人員を縮小し、民生委員や友愛訪問ボランティア等に地域の見守りを任せる。 ⑥地域福祉活動コーディネーター
	・1997年7月から国庫補助「ふれあいまちづくり事業A型」を全市で採択し、各区社協に地域福祉コーディネーターを配置。 ・復興住宅の入居者の状況を民生委員等と連携し、要援護者の把握と、
	ひとり暮らし老人台帳の整備を行う。
	・地域のボランティアを組織化し、電話による安否確認や相談を受ける テレフォンサポート事業を展開。復興住宅でのコミュニティの再生、
	高齢者等の閉じこもりを防止するため、地域住民やボランティアの協力を得て、ウエルカムパーティー、福祉フェア、健康体操、ふれあい
	要茶、ふれあい給食を企画・実施。 ⑦復興住宅コミュニティプラザ設置運営事業
	・1995年9月から復興基金として、福祉コミュニティづくりの推進拠点施設「復興住宅コミュニティプラザ」の設置と運営の経費を補助が開始。
	・民間集合住宅に集会所整備を誘導するとともに、災害公営住宅等の自治会と周辺地域住民組織とともに組織化されたミュニティプラザ運営組織に対し、年間100万円3年間の運営費が補助された。
	・1998年6月から、神戸市老人クラブ連合会は、復興住宅に入居する高齢者が孤独感を抱かず、生きがいを持って生活できるよう、老人クラブ会員をシルバーフレンドとして派遣し、友愛訪問や安否確認、話し相手、簡単な手伝いなどを行っている。
問題·課題等	・当初、復興住宅では、各種支援者が調整されずに支援活動を展開していたため、役割分担、情報共有化に問題が生じていた。
	・地域福祉コーディネーターが配置されたことにより情報の共有化、役割分担が調整された。新たな入居者を迎える事前交流事業の開催も可能になった。
参考資料	自然災害における危機管理体制を通じた高齢者に対する保健福祉施策の あり方に関する研究事業 調査研究報告書 (財)厚生問題研究会 2000 年3月

2) 新潟県中越大震災

事例		1. 要支援・介護高齢者に対する危機管理の実態と課題
概要		要支援・介護高齢者に対する危機管理の実態 ・ 中越地震時には、「介護保険制度の居宅サービスを利用している要支援・要介護高齢者」については「居宅介護支援事業者のケアマネジャー」が、「認定を受けるが介護保険サービスを利用していない要支援・介護高齢者やひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯」については「在宅介護支援センター」が「生活支援を継続的」に実施できるようになっている。 ・ 安否確認はケアマネジャーの仕事の範囲内かについては、量的調査では「非常にそう思う」「まあそう思う」を合わせて 68.4%。
災害復旧の時期	I:発災期 (発災から3日間) II:応急住宅対策期 (4日~3週間程度) —	- 在宅で人工呼吸器を使用する高齢者について、その者の退院時に行ったサービス担当者会議には近隣住民、民生委員、消防署職員も参加し、ケアプランであらかじめ停電時の対応を決めていた。
	・課題等	 ケアマネジャーが必ずしもその地域に暮しておらず、人口が多く、近所づきあいの希薄な大都市では、新潟県中越地震の場合と同様の安否確認が可能かについては疑問が残る。 居宅サービスを利用する要支援・介護高齢者に対する安否確認は比較的順調に進められていたが、実質調査では、ひとりケアマネジャーの事業所では、ケアマネジャー自身が被災により活動できない場合があり、支援が必要であったと指摘されている。 ひとりケアマネジャーを支援するためには、隣接する居宅介護支援事業者や在宅介護支援事業者や介護支援専門員連絡協議会、在宅介護支援をセンターや地域包括支援センターなどの支援と連携が必要である。 新潟県中越地震では、ケアマネジャーは安否確認や緊急入所・入院と激務であったが、担当するケース数の減少で介護報酬が大幅に減収するという矛盾が生じていた。 ケアマネジャーを介護保険サービスの単なるブローカーという社会全体の意識を改め、危機管理を含めた生活支援という位置付けることが求められる。
備考		
参考	· 資料	新潟県中越大地震における要支援・介護高齢者に対する危機管理の実態と 課題 老年社会学 2006年4月 (岡田直人、白澤政和、他)

事例	·····································	2. 厚生労働省
概要	<u>و</u>	厚生労働省の通知・連絡と介護保険事業者に求められる災害時の対応
	I∶発災期	発災2日目
	(発災から3日間)	・要援護者については旅館・ホテルなどとならんで社会福祉施設の緊急
		的受け入れ(福祉避難所)を行って差し支えないことを県に通知。
災	Ⅱ∶応急住宅対策期	発災6日目 以下の事務連絡が発せられる
害	(4日~3週間程度)	・特例的に通所介護・通所リハビリも利用定員の超過に伴う報酬の減算
復		はしない。
旧		・被災者が被保険者証を提示できなくても保険適用とする。要介護認定
の		も同様とする。
時		・被保険者証を紛失した被災者に対し、再交付申請を勧めること。
期		・被災のためサービス費用を支払うのが困難な人は、市町村の判断によ
		り利用者負担を減免できること。第1号保険料も市町村の条例に基づ
		き減免または徴収猶予ができること。
		・震災で介護報酬請求に関するデータが流失した場合は、災害発生前3
		ヶ月の平均額に応じた報酬を請求できる。
		発災10日目 介護職員の派遣協力等を都道府県などに要請
		・災害時には介護職員も被災する。被災地に派遣できるホームヘルパー
		43 人、看護師 11 人が確保された。 ・民間入浴事業団体の協力により訪問入浴車7台が現地に入り、延べ104
		・民間八份事業団体の協力により訪問八份単十百か現地に八り、延へ104 人が利用
		- ^^^^^^^ 発災 11 日目 - 避難生活の長期化を見据え新潟県・新潟市に通知
		・福祉サービス事業者の提供能力と避難者のニーズを調査したうえで、
		広域的に調整を図りサービス利用を可能にすること。
		・施設入所は県を中心に広域的体制の下に行い、受入れ施設の定員超過
		や緊急避難として種別の異なる施設での受け入れを可能にすること。
		・福祉避難所については、生活相談員の配置費用、高齢者・障害者に配
		慮した簡易トイレの費用は市町村が支払うこと。
		発災14日目 次の通知がなされた
		・施設やデイサービスが定員超過した場合、職員の配置基準に係わらず
		給付対象とすること。
		・要援護高齢者が、自宅以外の避難所や避難先の家庭・旅館・仮設住宅
		などで生活している場合でも、必要なサービスが受けられるよう保険
		者は事業者に協力を依頼するなど柔軟な対応を図ること。
		・要介護認定を申請していない人が別の市町村に避難している場合でも
		被災市町村が必要と認めたときは老人福祉法の措置により介護サービ
		スを提供することが可能であること
		・避難所で生活している要援護高齢者に対し、介護保険以外の介護予防・
		地域支えあい事業等も活用すること。
		発災14日目 バリアフリー仕様の仮設住宅の整備を発表
		・高齢者などの要援護者が入居する仮設住宅はバリアフリー仕様とする - こし
		こと。
		・長岡市内に設置予定の仮設住宅内に、デイサービスなどの生活支援サービスな場件できる仮設集会所を設けること
		ービスを提供できる仮設集会所を設けること。 発災 16 日目 廃用症候群の発症予防について通知
		光火 10 日日 廃用症医性の光症 プツバーンバ に 連却

BB BI - BI AA	N24 6 W (PRE) 5 H . 3 Z 1 III A 2 Z 2 Z 2 Z 2 Z 2 Z 2 Z 2 Z 2 Z 2 Z 2
問題・課題等	・以前の災害時に比べると要介護者への対応は充実した。
	・しかし、被災者や支援に入った行政職員は地震直後から3日間の支援
	が不足していたと指摘している。中越地震は3日を過ぎるとライフラ
	インが復旧し、他自治体からの応援や救援物資が続々と集まってきた。
	こうしたことから介護事業者には3日間の自衛策、具体的には正規の
	定員分以上の備蓄や災害発生直後からの職員確保が求められる。
	・今回は施設入所・短期入所だけでなく、デイサービス・通所リハにも
	定員超過が認められた。これは施設系だけでなく居宅系の介護事業者
	にも災害時対応が期待されていることを改めて示された。
	・今回は発災から12日目に、避難所を居宅とみなしサービス提供を促進
	する通知が出された。今後はこの方針が踏襲されるだろう。したがっ
	て居宅系事業者は災害が起きた場合の利用者の避難先について、普段
	から把握しておく必要がある。
備考	
参考資料	特集 介護事業者の「防災」を考える 介護保険情報 2005年4月

		■新潟県中越大震災−3
事例	列名	3. 長岡市①弱者対策
概要	<u> </u>	高齢者の安否確認と緊急入所等の対策、入浴サービスの提供、避難所の 運営などの災害弱者への対策の概要
	I∶発災期	発災直後から
	(発災から3日間)	・在宅のひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯を優先して安否確認を行う。方法は①市内18ヶ所の在宅介護支援センターの相談員が担当地区の自宅や避難所を回って確認、②民生委員・児童委員からの情報、③かかりにくかった電話による確認・相談員の中にも被災者がいたので、市職員、老人カウンセラー(嘱託)を動員して電話での確認を行う。
災害復旧の時期	Ⅲ:応急住宅対策期(4日~3週間程度)	・安否確認は、その後も不明者の確認を含め被害の大きな地区から順次継続して実施。災害ボランティアから「手伝って欲しいこと」などの聞き取りもおこなった。 ・長岡市は災害時に自宅や避難所での生活が困難な要援護高齢者等の緊急受け入れに関して社会福祉法人等と協定を締結している。この度の震災では協定締結外の法人からも円滑・迅速な対応の申し出があり、60施設770人が利用した。・避難所では身体的に弱い高齢者が不自由な暮らしを余儀なくされていたので、市は福祉用具事業者から介護ベッドと車椅子の無料貸し出しの申し出を受け、要望のある避難所にその都度届けてもらった。発災4日目から・健康増進施設「エコトピア」が入浴施設の稼動を再開し、被災者への無料開放と避難所から高齢者や乳幼児・妊婦を中心にバスによる無料送迎を開始。入浴は衛生上だけでなく、よい気分転換になる。・入浴は、早い段階から社会福祉法人、民間デイサービスセンター、さらにはスーパー銭湯などが無料開放や無料券の提供などしてくれた。発災6日目から・長期化が予想される7ヶ所の避難所に自衛隊の大規模野外テント風呂や民間企業が提供した三連の簡易浴室等が設置された。 新潟県の民間借上住宅や応急仮設住宅への入居が始まってからも、高齢者の中には余震の恐怖から自宅に戻れない人がかなりいたので、長岡市は「こころのケア」を考えた。・在宅介護支援センターの相談員が地域の民生委員と協力してひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯を中心に、月1~2回の訪問を目標に定期的な見守り・支援活動を行う。・狭い仮設に閉じこもりがちな高齢者を襲う生活不活発病を予防するた
		め、集会所で体を動かしおしゃべりをする「元気出していこう教室」を週1回開催。 ・仮設などのひとり暮らし高齢者の見守り・相談活動の専任相談員として現行の老人カウンセラーを配置し、2週間に1回の訪問を行う。 ・急病などの緊急時に消防署に通報できる緊急通報装置を応急仮設などで希望するひとり暮らし高齢者世帯に設置。

問題·課題等 備考	 発災から避難所のライフラインが復旧するまでの「混乱期」においては「適切な情報の入手と避難者への伝達により、安心感をあたえること」が極めて重要。 →各避難施設では重要な連絡事項は朝食時、夕食時に複数回行い、年齢・性別など様々な人に伝達が行き渡るようにした。 ・生命の危機という極限状態の後に訪れる「回復期」における「精神的な相談、健康上の相談」の重要性。
参考資料	中越大震災―自治体の危機管理は機能したか 長岡市災害対策本部編/ ぎょうせい 2005年7月初版

事例		4. 長岡市②
概要	5	仮設住宅対策:仮設住宅における被災者支援の概要
	I∶発災期	仮設住宅の考え方 コミュニティ入居を推進
	(発災から3日間)	○できるだけ被災地に近い敷地を選定
		・発災3日目から仮設住宅の必要戸数の予備調査を開始。同時に建設可
災	Ⅱ∶応急住宅対策期	能地を探す。
害	(4日~3週間程度)	・近くに適地がない場合は中心部で極めて利便性に優れた操車跡地を当
復		てることとし、概ねコミュニティを重視した入居が可能になることが
旧		分かる
の		・被災を受けた地域はもともとコミュニティの団結力が強く、高齢者の
時		見守りなども地域単位で行ってきた。地域の集会所を充実させ活動の
期		場を整備すれば、地域住民による高齢者対策が進むと考えられた。
		○ペットと同居できる仮設住宅設計
		・仮設住宅の入居者は、ほとんど戸建住宅の住民でありペットを飼って
		いる人が多かった。適正なルールを設けてペットの飼育を認めること
		が生活再建にとって現実的と考えられた。
	Ⅲ∶仮設住宅生活期	・長岡市では8ヶ所、840戸の仮設住宅が建設された
	(3週~1年)	・発災約1ヶ月後(11月 25日)入居開始、12月7日までに希望者全員
		に鍵を渡す
		12月1日 仮設住宅入居者生活支援対策チーム(支援チーム)設置(福
		祉・保健部門、コミュニティ・建築部門など担当者8人で構成)
		・操車地区の仮設住宅内に現地事務所を開設。
		・入居者の苦情・要望への対応、仮設自治会の立ち上げ支援、ボランテ
		ィアの受け入れ等を行う
		・事務所内に市社協の「生活支援ボランティアチーム」が設置され入居
		者の相談対応、生活支援に取り組む
		○自治会の立ち上げ
		・仮設自治会の立ち上げは、操車場北地区以外は地域コミュニティを基
		本に地域がまとまって入居したため地元のコミュニティセンターと連
		携して立ち上げた。
		・操車場北地区は市内一円からの入居となったので、なんとか自治会は
		立ち上がったが、コミュニティの形成にはまだ時間を要する。
		○全戸訪問による健康状態等の把握
		・単身高齢者、高齢者世帯は在宅介護支援センターの相談員が中心となり、四十回、四川計関の電話によるな不効認、担談な関係
		り、週1回、個別訪問や電話による安否確認・相談を開始。 ・地区福祉会、警察、仮設自治会、ボランティアもそれぞれの立場で入
		・地区価値云、書祭、収試日行云、ホノンノイノもてれてれい立場で入 居者の安否確認を実施。
		○ 世ポートセンター千歳の建設 ○ 世ポートセンター千歳の建設 ○ 世ポートセンター千歳の建設
		・市内では長岡福祉会が小規模多機能型サービスの先駆的取り組み「サー
		ポートセンター構想」を提唱・実践しており、この構想を取り入れた
		仕組みを仮設住宅地内で実施することが、国・県との協議を経て 11
		月6日に決定された。
		・操車場地区のコミュニティづくりの核としてサポートセンター千歳が
		開設。災害救助法の適用を受けて建設された全国初の試み。
		・県が国の補助を受けて建設、市が管理委託を受け、長岡福祉会が各種
		サービスの提供を行う。
		/

	 ○サポートセンターでのサービス ・デイサービス、訪問介護、訪問看護等介護保険サービス ・心のケアのための臨床心理士による相談室:仮設入居者が地震の恐怖、自宅の崩壊、将来への不安を抱えた人々であり、心のケアは非常に重要 ・高齢者の閉じこもりや寝たきりを防止するため各種予防教室を開催「元気だして行こう教室」など
問題・課題等	・災害救助法による仮設住宅は、原則2年間で撤去される。特に高齢者 は新たな住まいを見つけることの経済的、精神的不安を抱えている場 合が多い。仮設住宅での生活を終えて、元の生活へ復帰することに向 けた支援という視点に立って、高齢者支援を続けていく必要がある。
参考資料	中越大震災―自治体の危機管理は機能したか 長岡市災害対策本部編/ ぎょうせい 2005年7月初版

事例名		5. 東京都	5. 東京都 保健師派遣活動				
概要		外部からの	うさ	援(東京	都 保健師派遣)		
		月日		現地の動向	関係部署との調整	バックアップ体制	
		10月23日	±	地震発生	対泳の者との調整	ハッファツノ147利	
		10月24日	B				
		10月25日	月		派遣準備開始 部内会議 局長説明 都保健所へ情報提供(以後随 時提供)	必要物品リストアップ 購入物品業者へ依頼 予算確保作業	
		10月26日	火		第1班予定者決定 厚生労働省から全国に派遣 打診 特別区との調整開始	保健所へ貸し出し物品依頼 必要物品の買出し開始	
		10月27日	水	震度5余震	派遣について国に返信 都保健所へ派遣依頼通知	宿・往復交通機関の手配 (派 遺終了まで)	
		10月28日	木		BILLIAN METAL - MANDE DA AR ALL AN	ALINE I & C	
		10月29日	金		区人事部長会代表説明 派遣開始	「派遣通信」発行開始 (12/7 まで) 不足物品の確認と補給(派遣 終了まで)	
		10月30日	±	第1班 現地入り		休日連絡要員職場待機	
		10月31日	B	がおハリ		休日連絡要員職場待機	
		11月1日	月	第一次健康 調査開始	特別区衛生主管課長会、保健 師連絡会各代表へ説明		
		11月2日	火				
		11月3日	水木	震度 4 余震	特別区保健衛生主管部長会 説明		
災		11月5日	金				
害		11月6日	±			休日連絡要員職場待機	
災害復旧		11月8日	月月	震度 5 余震	第1回派遣説明会	休日連絡要員職場待機	
の ロ		11月8日	火				
の時期		11月9日	水	震度 4 余震	特別区保健師派遣開始		
骐		11月11日	木		保健所長会説明		
		11月12日	金				
		11月13日	±			休日連絡要員自宅待機	
		11月14日	月月			休日連絡要員自宅待機	
		11月16日	火	避難勧告 解除			
		11月17日	水	第二次健康 調査開始	-		
		11月18日	木金		第2回派遣説明会		
		11 19 1	ж	L	OF W IN VINAL WE 71 24		
		11月20日	±			休日連絡要員自宅待機	
		11月21日	月			休日連絡要員自宅待機	
		11月23日	火				
		11月24日	水			事務職及び車を引き上げ	
		11月25日	金	-		事効構及び半を引き上り	
		11月27日	±			休日連絡要員自宅待機	
		11月28日	月			休日連絡要員自宅待機	
		11月30日	火		第3回派遣説明会(中止)		
		12月1日	水				
		12月2日	金	震災後地区活動報告会	派遣終了		
88 PŦ	-m 85 //r						
問題・課題等							
備考							
参考資料					触れ合って		
Ì		新潟県中越	新潟県中越地震 保健師派遣活動報告書 東京都福祉保健局				
		平成 17 年					
1793							

ァ	
=	
ഗ	

他

事例名東京都 保健師派遣活動 その 2概要外部からの支援(東京都 保健師派遣)

■東京都 保健福祉局 保健師派遣時の携帯品

■ 宋 尔 们		· 一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个
種別		物品名
本庁で一括購入	衛星用品生活用品	防塵マスク、布マスク、ソフトタオル、タオル、トイレットペーパー、ポケットティッシュ、ボックスティッシュ、清浄綿、ドライシャンプー、ビニール袋、ひも付きポリ袋、アルコール綿、カット綿、ワンタッチパッド、ネット包帯、紙テープ、絆創膏、三角巾、消毒薬、ヒビスコール、パック入り綿棒地図、毛布、カイロ、テント、シュラフ、レインコート、ポンチョ、アルミロールマット、ブルーシート、シャベル、方位磁石、枕、携帯用ガソリン缶、・牽引ワイヤー、軍手、ヘルメット、スリッパ、携帯用スリッパ、腕章(東京都)、ガスカセットコンロ、調理器具、テーブルセット、食器セット、食器洗いスプレー、ポリタンク、アルミホイル、ラップ、保温ポット、電池(単1、単2、単3、単4)、懐中電灯、ランタン、レトルト食品、ペットボトル入り水
	活動用	記録・報告用紙(東京都様式)、ホッチキス、ダブルクリップ、ボールペン、マジック、付 箋紙、ファイル、衛星携帯電話、衛星携帯電話 DC 充電器
所属で準備		訪問かばん、携帯用血圧計、聴診器、はさみ、爪切り、毛抜き、予防衣 (エプロン)、ペンライト、体温計
個人で準備		防災服 (支給されているもの)、履きなれた靴、携帯袋 (リュックなど)、上履き、着替え、 防寒用衣類、洗面用具、タオル、厚手の靴下 (避難所訪問用)、カイロ、常備薬、携帯食、 保険証、テレホンカード、小銭、ティッシュ等

■現地までの交通手段

第1班 往路:都庁より軽自動車2台で関越自動車を経由して現地入り。派遣活動に関わる衛生、生活、活動

用品も同時に搬送した。

軽自動車は保健所所有のものを貸与。

復路:新幹線

第2班 往路:新幹線

復路:高速バス

第3~6班 往路:高速バス

復路:高速バス

※持ち込んだ軽自動車は、降雪時の事故の危険性を考慮して、11月25日別途回収。

■宿泊場所の確保

第1班:初日はテント、以降柏崎市宿泊(近隣市町村の宿が確保できなかったため)

第2~5班:南魚沼市(旧六日町)に宿泊

第6班:魚沼市

■現地移動の方法

徒歩 (川口町に事情を伝え、徒歩圏内の地区を担当)

軽自動車は、宿泊場所から川口町までの移動及び持ち込んだ生活物資や生活用品等の補完に使用。

第5班は途中から持ち込んだ車両を東京都へ戻したため、それ以降は、宿から川口町への移動はタクシーで行った。

■連絡手段

各班ごとに連絡用の名簿を作成・配布した(別途)。1日2回の定時連絡を本庁へファクシミリ、電話、メール等の手段で行った。また1日の活動記録は、翌日の朝にファクシミリで送付した。

事例名		6. 新潟県老人福祉施設協会①
概要		社団法人新潟県老人福祉施設協会の動き
	I:発災期	発災1日目 午後5時56分頃、新潟県中越地方を中心に広い範囲で強い地
	(発災から3日間)	震が発生。 発災2日目 事務局員早朝出勤し、事務局としての対策を検討し、動く。
		① 7.13 水害の教訓を活かし、施設関係会員施設・事業所宛に「地震に
		よる被害状況調査」を実施。
		② 新潟県と協議し、「地震による短期・長期受入可能調査」を特養・短期
* **	T·内色化学社类组	全会員施設・事業所に発信。県と情報を共有することを確認。 発災4日目
災害	Ⅱ:応急住宅対策期	①関東ブロック老人福祉施設連絡協議会より支援体制をとるとの連絡を受
害	(4日~3週間程度)	け、支援内容(人的支援・物的支援)を要請する。
復		② 被害状況調査回答による人的支援要請を受け、全会員施設・事業所に
旧の		「地震による職員派遣依頼」を実施。
時		派遣可能施設・事業所と順次に協議し、県内よりの人的派遣開始(27日(5日目)より)。
期		併せて、埼玉県より人的支援可能連絡を受け調整し派遣開始(27日よ
77)		9).
		③ 物的支援詰所をわらび園(旧越路町)・みなみ園(旧六日町)及び事務
		局に設置し、全国からの物的支援の窓口とする。 ④ 在宅関係事業所に「地震による被害状況調査」を実施。
		発災5日目
		①新潟県警本部に緊急車両通行許可要
		②到着した救援物資を被災地に搬送開始。 ③全国老人福祉施設協議会・熊谷副会長現地視察に来県。
		③主国老人倫性施設協議会・熊谷副会長現地倪祭に来県。 発災 6 日目
		① 日本在宅介護協会より「入浴スタッフ派遣」について連絡があり、会
		員施設・事業所に調査開始。
		発災7日目 「地震による被害状況調査(第二期)」開始。 発災8日目
		「深部静脈血栓症(エコノミークラス症候群)に関する情報について」
		被災地域対象に文書発信。
		発災9日目 「地震による職員派遣(第二期)調査」開始。
		発災 10 日目〜 県外からの人的派遣開始。 発災 11 日目以降 日々、物的・人的支援調整を継続して実施。
	Ⅲ∶仮設住宅生活期	発災 23 日目
	(3 週間~1 年)	①「地震による被害状況調査(第三期)」開始。
		②全国老人福祉施設協議会・中村会議長被災地視察に来県。
		③全国老人福祉施設協会事務局と協議。自身に対しての物的・人的及び義 接金等に関する窓口を本会事務局とすることを確認。
		発災24日目 本会正副会長と新潟県とで今後の対応について協議。
		発災 26 日目 人的支援県外分要請。
問題・課題等		別紙
備考		
参考資料		中越大震災震災記録集「私たちの記録、そしてこれから」社団法人新潟県
		老人福祉施設協会 平成 17 年 10 月

事例名		■初桐宋下险入废火 /
		7. 社団法人新潟県老人福祉施設協会②
概要		社団法人新潟県老人福祉施設協会の動き
		I:発災期(発災から3日間)の課題
		〈被災施設の課題〉
		(1) 施設への被害はおおまか2種類
	I : 発災期	○施設機能への直接被害:貯湯槽やボイラーなど施設の中枢部への被害
	(発災から3日間)	・処遇へ直接に影響を及ぼし施設での生活が困難となる場合がある
ш	\downarrow	
災害復旧	課題	○施設機能への間接被害:天井や壁の亀裂、犬走りなど外構面への被害
復		・処遇面への直接的影響は少ないが職員の心理面の影響がある
旧の		・外構関係が施設被害額として大きな損害となった場合がある
時期	Ⅱ∶応急住宅対策期	_
期	(4日~3週間程度)	
	Ⅲ∶仮設住宅生活期	_
	(3週間~1年)	
問題	・課題等	(考察)
		施設への被害、影響は一概には言えないが、激震地であった川口町、小
		千谷市、またその周辺市町村にある施設では多大な被害が明らかとなって
		いる。特に、機械室等の施設中枢部の機能が麻痔した場合には利用者の処
		遇に直接影響が及び、施設を一端離れることを検討せざるを得ない状況と
		なる。
		施設で生活が継続できるか否かの判断、また、施設機能が失われた場合
		にどこに避難先を確保するかは被災時における管理者の重要な判断事項
		となる。平素より施設建築の設計担当者などと災害時のシミュレーション
		をしておくことや他の施設、法人との災害協定を結ぶなどの必要性を強く 感じた。
備考		が し (Co
参考	資料	中越大震災震災記録集「私たちの記録、そしてこれから」社団法人新潟県
		老人福祉施設協会 平成 17 年 10 月

事例名		8. 新潟県老人福祉施設協会③	
概要		社団法人新潟県老人福祉施設協会の動き	
		I:発災期(発災から3日間)の課題	
		〈被災施設の課題〉	
		(2) ライフラインの寸断による施設機能への影響	
	I:発災期	○被災直後の混乱:電気、水道、ガスなどが被災により寸断された	
	(発災から3日間)	・本震10月23日午後5時56分 暗くなる時であった	
		・暗がりは不安感を助長した	
	· · · * 課題	・明かりの確保を行った。自家発電車のライト・ろうそく。等々	
	沐 煜	○停電の影響	
	⊘ 1#:□	○17 电〜ルー	
	◎状況	電話も充電ができなければ用をなさない。吸引器など医療器臭が使用でき	
		ない不安が大きい。施設機能がストップすると言っても過言ではないだろ	
		う。ただし、程度の差はあるが復旧するスピードも速い。	
,,,		○水 道	
災害復旧		水は命の源とは、正にそのとおりと痛感した。水道管の各所の破裂、損傷	
復		で濁り水の発生を予測し、いち早く水道管の元栓を閉めたことが推察でき	
旧		る。普及には時間を要し、給水車に頼らざるを得なかった。給水車が来て	
の時		も1~5トンクラス(揚水ポンプの装備がない給水車の場合)の場合、貯	
期		水槽への給水が揚水ポンプ使用を余儀なくされ、水が汚れ、手間もかかる。	
		衛生面での不安も残った。	
		○ガス	
		一部の地域は都市ガスであったため大きな影響を受けた。可燃性であり	
		危険性も高い。 LP ガスを使用していた施設も自動遮断機が働くと共に配	
		管への被害が懸念され業者点検を受けるまで使用はできなかった。厨房業	
		務や業務用乾燥機が大きな影響を受けた。復旧にも時間を要した。	
		○下水道	
		間接的な影響ではあるが、停電によるポンプの停止により一部地域では	
		汚水の流出、流れが悪くなるなどの影響が見られた。	
問題	· 課題等	ライフライン寸断の影響は大きい。特に電気の存在は大きいであろう。	
,		電気がないと何もできないのである。どの施設も一様に自家発電機(非常	
		発電装置)の有用性を評価している。その機能については、施設建築後の	
		年数によりかなりの差があった。また、そのほとんどがディーゼルエンジ	
		ン駆動であり燃料の確保への意見もあった。ただし、危険物(燃料)の備	
		蓄は難しい問題を残した。	
		水も大切であった。被災直後は支援物資(飲料水)も届いていないこと	
		から、飲用水も、トイレの使用も制限され、脱水症状など健康面や衛生面	
		への影響が懸念された。備蓄の必要性を痛感するが、長期に渡る場合は水	
		の確保の方法を検討する必要がある。被災直後は優先順位という話もしづ	
		らいが、医療機関や老人福祉施設などへの水の供給体制は市町村への提案	
		が必要と考える。	
		地域柄消雪用の井戸を持つ施設もあるが停電するとポンプが使用でき	
		ない。ある施設は食器の洗浄を近くの民家の井戸水を借用して行ったと聞	
		く。施設周辺地域の資源の把握も必要と思った。	
備考			
参考	 資料	中越大震災震災記録集「私たちの記録、そしてこれから」社団法人新潟県	
- '		老人福祉施設協会 平成 17 年 10 月	
		-/ -/	

事例名		9. 新潟県老人福祉施設協会④食の確保
概要		社団法人新潟県老人福祉施設協会の動き
		I:発災期(発災から3日間)の課題
		〈被災施設の課題〉
		(3)「食」の確保
	I:発災期	○食材の確保への影響:食材の確保は被災直後物流の影響により入手困難
	(発災から3日間)	な食材があった。例)生鮮食品 特に野菜や肉魚など
	\downarrow	・備蓄食材はあくまで一時しのぎである
	課題	・備蓄食材その後の食材確保方法が問題
		・緊急用献立がなかった(平素の献立は利用できなくなる)
		○燃料の確保への影響:電気、ガスが使用できない
災害復旧		・燃料(ガスや電気)確保が困難
復口		・雪囲い板等周りにあるものを燃やして煮炊きしたところもあった
の		○食器が洗えない・・水道が使用できない、使用制限により使い捨て食器を
時期		使用
炒		・使い捨て食器の使用量はライフラインの復旧に要する時間に比例する
		・割り箸やプラスプーンを使える方が少ない(利用者に使いづらい)
	Ⅱ:応急住宅対策期	_
	(4日~3週間程度)	
	Ⅲ∶仮設住宅生活期	
	(3週間~1年)	
問題	・課題等	(考察)
		「食」の確保は入居者、利用者の生命を守る上に大切な要因である。被災
		施設の中には備蓄材料を確保している施設があり、その備えは有効であっ
		た。しかし、煮炊きができないことまではなかなか想定されていなかった。
		燃料確保も災害時の大きな課題である。雪囲い板を燃料とした事実は大変
		なことであったと推察できる。ここではガスや燃料の備蓄への提言があっ
		たが、可燃物、危険物の備蓄は施設内では難しい。自家発電機によるわず
		かな電源やカセット式コンロは有効であった。しかし、量を賄うことには
世士		難しい面があった。
備考		
参考	資料	中越大震災震災記録集「私たちの記録、そしてこれから」社団法人新潟県
		老人福祉施設協会 平成 17 年 10 月

事例名		10. 社団法人新潟県老人福祉施設協会⑤情報
概要		社団法人新潟県老人福祉施設協会の動き
		I:発災期(発災から3日間)の課題
		〈被災施設の課題〉
		(4) 情報が入手できない、発信できない
	I:発災期	○情事艮が入手できない:電話が使えない。テレビは映らない
	(発災から3日間)	・混乱した情報の錯綜状態(被災当初)
	1	・ラジオからは自施設周辺の状況がわからない(詳細な情報の不足)
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	・職員へ連絡できない(職員からの連絡を受けることができない)
		和政策、定相ででは、(和政策がありが定制を支げることができなり)
災害復旧		○情報が発信できない:電話が使えない(ファックスも同様)
復		
lii の		琴携帯電話もつながらない
の時		・自施設の状況を伝えられない
期		・職員への連絡が取れない
	Ⅱ:応急住宅対策期	
	(4日~3週間程度)	
	Ⅲ∶仮設住宅生活期	_
	(3週間~1年)	
問題	・課題等	(考察)
		被災施設は一様にこの問題を抱えた。通信手段復旧への時間は地域によ
		ってまちまちであった。被災直後の不安な状態の中で通信手段が遮断され
		ることはその不安をより大きなものにする。特に孤立に近い状態に陥った
		施設の不安は大きなものであった。通信手段の遮断は災害時において大き
		な問題となった。中越地区のある孤立した集落で道路に SOS の文字を書い
		て救援を要請する姿は記憶に新しい。このような状況の中、携帯電話によ
		り関東圏を通じて、つまり回線の違う地区に一端連絡をし(関東圏にはつ
		ながりやすかった)その相手から連絡をしたい相手に連絡を願うかたち、
		通称三角関係電話が有効であったと言うが、検証は不十分である。各施設
		で衛星電話を持つということは現実的に難しいであろう。ただし、各市町
		村や周辺地域にて防災体制を検討する中で老人福祉施設に衛星電話やモ
		バイル通信機等の設置、または設置補助を行うことは大いに検討すべき課
		題ではないだろうか。
		また、行政機関は医療機関、老人福祉施設等への災害時の通信手段確保
		への手だてを検討できないものか。重要課題であることが浮き彫りにされ
		たと考える。
備考		
参考		中越大震災震災記録集「私たちの記録、そしてこれから」社団法人新潟県
) J	AT1	老人福祉施設協会 平成 17 年 10 月
		七八田型吧以防云 十八八 十10万

事例名		11. 社団法人新潟県老人福祉施設協会⑥避難者
概要		社団法人新潟県老人福祉施設協会の動き
(
		I:発災期(発災から3日間)の課題 〈被災施設の課題〉
		W 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1
	T . 5% /// HD	(5) 多くの避難者の受け入れ ○取名: - 1 の受けるね、 # (** 本後 と !) ** # (** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **
	I:発災期	○緊急ショートの受け入れ:被災直後より避難的利用が殺到した・とにかく受け入れた
,,,	(発災から3日間)	・施設によっては施設自体の機能を失い、受け入れができない
災宝		・受け入れに対する人的、物的不足が生じた
災害復旧	課題	例)介護職員、看護職員、ベッド、寝具 等
旧の		
時期		○地域住民の受け入れ:被災直後より住民が避難を求めた ・避難所指定を受けていないのに施設が人で溢れた
期		・赤ちゃんのミルクを作る為のお湯を求めてくる
		・水不足の中、トイレの使用が多くなる
		・携帯電話の充電を求めてくる
問題	・課題等	被災直後より施設には「人」が押し寄せた。ひとつは、被災による荏宅
		の要介護高齢者である。家族と一緒に避難することが困難な高齢者が施設
		に殺到した。受け入れる施設では施設の長期利用者への対応と共に短時間
		に利用定員を遥かに超えた高齢者をいかに「安全」に対応するかが求めら
		れた。当然人的不足、物的不足が生じた。
		いまひとつは、施設周辺の住民の避難受け入れである。それぞれ地域の
		指定避難所が存在するが、施設としての建物に「助け」「安心」を求め避
		難してくる住民は少なくなかった。被災直後の暗闇で余震が続く中、自家
		発電機の駆動により施設に「明かり」が灯っていたことは地域住民にとっ
		て大きな「安心感」につながったとの声が多い。
		あまりにも短時間に施設の許容量を超える「人」が押し寄せ、様々な混
		乱もあった。今後のマニュアルづくりにおいては考慮すべき点であると思
		う。また、住民の避難所としての役割も今後各市町村との役割分担を明確
		にすべきと考える。
		被災地では災害救助法にうたわれた「福祉避難所」が機能した市町村と
		そうでない市町村があったと聞く。施設によっては身体障害者や地域の要
		支援高齢者などを献身的に受け入れた。しかし、「人」が殺到した。つま
		り震災という混乱の中、誰も「避難」に対するコーディネート役がいなか
		った。ほとんどの場合が施設の判断に委ねられていた訳である。
		災害時の「避難」は県を始め各市町村がもう少し踏み込んで検討すべき
		課題と考える。また、施設サイドにおいても施設の持つハード面をどのよ
		うに利用、開放するか管理者の判断が問われる部分でもある。
		被災地の施設は緊急入所が短期間に増加した。一方、県内他地域の受け
		入れ可能施設情報が提供された。しかし、現状は在宅の利用者、家族はあ
		くまで自ら居住する地域に近い施設に助けを求め、殺到した。防災意識づ
		くりはこのような部分にも及ぶものと思われ、今後更に検証すべき事象が
		明らかになったものと思った。
		切らがになったものと思うた。
		離れざるを得なかった訳で、激震地にあった被害の大きい施設については
4 +	ंक्र virsi	別項にて論ずる必要がある。
参考 	資料	中越大震災震災記録集「私たちの記録、そしてこれから」社団法人新潟県
		老人福祉施設協会 平成 17 年 10 月

事例名		12. 新潟県老人福祉施設協会⑦施設機能
概要		社団法人新潟県老人福祉施設協会の動き
1705		I:発災期(発災から3日間)の課題
		〈被災施設の課題〉(6) 施設がその機能を失った
	I∶発災期	震度7という地震は老人福祉施設の機械室や天井を簡単に破壊し、要介
	(発災から3日間)	護高齢者を介護すべき施設機能というものを奪い去った。管理者は短時間
	(光灰がらり口間)	の中で施設ハード面の検証と施設機能維持か否かの判断を強いられ、断腸
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	の思いで施設を去る決断を下した。
< <<		○入居者の行き場所(避難先)を確保できない:施設は少なくとも50人 単位ほどでの移動を余儀なくされる
災害復旧		・避難先を確保することが困難
復口		・利用者がばらばらに分散せざるを得ない
の		○施設機能も移動が必要となる:入浴機器、介護機器など処遇に関わる機
時期		器の移動が必要
	Ⅱ∶応急住宅対策期	・「人」の移動だけではなく「物」の移動が必要となる
	(4日~3週間程度)	
	Ⅲ∶仮設住宅生活期	_
	(3週間~1年)	
問題	·課題等	施設機能自体が奪われた、震源地に近い施設ほどその被害の程度は大き
IH) KEE	外径寸	く、深刻であった。施設管理者を含め施設関係者の思いは一言では語れな
		いものであったと推察する。
		施設機能をすべて移動することは不可能に等しい状況の中、避難先の確
		保と介護職員を始め施設職員関係者の移動は困難を極めた。幸いにして1
		施設は、すでに新築した施設へ移動を終了し旧施設の建物が幸いにも空い
		ていた為、施設間の協議にて「移動」「移転」を可能にした。しかし、稀
		なケースである。
		避難先の選択肢として、介護老人保健施設や療養型施設の存在があった
		が、「特養の入居者は同種施設間移動が望ましい」という厚生労働省の見
		解であった。 県としても被災直後より受け入れ可能施設の情報提供を積極
		的に行った。
		避難先は遠くは県外まで及んだ。一時的ではあるが施設解体状態であ
		る。施設管理者をはじめ、利用者、家族としてはできるかぎり近隣での対
		応を望んだが、現実はきびしいものであった。施設、利用者、家族の思いと現実との歪みが今後の課題となった。
		こ祝美との正かがす後の味過となうに。 施設によっては避難生活、施設閉鎖状態が2ケ月に及び、この間入居者
		分散という異常事態が継続し、職員もイレギュラーな勤務を強いられた。
		そして、結果的に施設が機能しなかったために介護保険収入がその間確保
		できない事態へと至った。施設にとっては大きな痛手である。
		災害により施設がその機能を失った場合どのような対応ができるか、大
		きな課題である。災害協定、それも広域的な取り組みが必要になると思わ
		れる。また、自然災害により施設機能を失った場合、その間の財政的サポ
		ートの存在もしっかりと向き合うべき問題と考える。
備考		
参考	資料	中越大震災震災記録集「私たちの記録、そしてこれから」社団法人新潟県
		老人福祉施設協会 平成 17 年 10 月

事例名		13. 新潟県老人福祉施設協会⑧老施協の機能
概要		社団法人新潟県老人福祉施設協会の動き
,,,,,,		I:発災期(発災から3日間)の課題
		〈関係機関の課題〉(1)老施協の機能を考える
	I∶発災期	○情報の入手が困難:通信手段の遮断により被災状況がわからない
	(発災から3日間)	・電話が通じないため状況が把握できない
	\downarrow	・ファックスを試みたが有効ではなかった
	課題	・何をすべきか判断に因った
111		○被災地の状況が把握できない:何に因り、何を必要としているのか把握 できない
宇		・通信手段がなく、被災地周辺からの情報が頼り
災害復旧		・支援内容が判断できない
しの		○人的派遣への制約:人的派遣を行う場合に複雑なルートを通じなければ
の時期		ならない?
别		・一刻を争うときに、人的派遣情報を直接に扱えない
		・県外からの派遣は県を通じて行う必要があるというもの
	Ⅱ∶応急住宅対策期	
	(4日~3週間程度)	
	Ⅲ∶仮設住宅生活期	
	(3 週間~1 年)	
問題	・課題等	(考察)
		今回の震災時における県老施協の活動、機能は有効であったと思う。確
		かに通信手段の遮断という状況で正確な被災施設の状況が把握できなか
		った点は課題として残るが、人的支援、物的支援への対応は精一杯であっ
		たと考える。 災害時には被災地に近い場所に「サテライト事務局」を設け、被災地の
		状況を収集すること、支援の迅速化を図ることは有効な提案と考える。
		また、災害時にも「法」や「役割」の壁が立ちはだかり、県老施協は果
		敢にその柔軟な対応を求めたことは被災施設にとって代え難い支援であ
		った。
		しかしながら、結果的に人的派遣は被災後数日間を要した。一方、消防
		署、給水車などは被災翌日に各県から被災地入りしていた。事前の防災ネ
		ットワークが機能したことに他ならない。
		老人福祉施設においても既存の枠を超えた広域的な連携が必要不可欠
		と考える。
備考		
参考	資料	中越大震災震災記録集「私たちの記録、そしてこれから」社団法人新潟県
		老人福祉施設協会 平成 17 年 10 月

事例名		14. 新潟県老人福祉施設協会⑨人的派遣
概要		社団法人新潟県老人福祉施設協会の動き
		I:発災期(発災から3日間)の課題
		〈関係機関の課題〉(2)人的派遣
	I:発災期	○医療スタッフが不足:イレギュラーな生活環境から体調を崩す利用者が
	(発災から3日間)	多かった
害	↓	・被災地では医療機関が被災したことにより医療体制が揺らいだ
 災害 	課題	・人的派遣で不足していた医師、看護師
の		○介護スタッフが不足:施設への緊急利用者が殺到し、介護職員がどこも
時期		不足した
١٨١		・県外からの派遣スタッフへ正確な情報が届かなかった宿泊場所、
8885	-m ns /**	生活環境、被災施設の詳細情報など
问起	・課題等	人的派遣に関しては、県老施協が精力的に対応した。「窓口の一本化」
		は被災施設にはありがたい、あるべきシステムとなる。ただし、専門スタ
		ッフ、つまり医療、保健スタッフなどは各団体、機関、市町村を通じての 交渉となり、被災施設はいくつもの機関や団体等と連絡、交渉する事態と
		なった。被災後しばらく経過しての「心のケアチーム」は大変ありがたか
		った。このような状況を集約、コーディネートすべき県や市町村の役割で
		はないだろうか。
		つまり、福祉、医療、保健の各関係施設に関わる窓口と県、市町村とが
		連動すれば被災施設のニーズに応じた専門スタッフの派遣、コーディネー
		トが可能となったはずである。
		介護スタッフの派遣は、県内はもとより県外からも6日間1クールを基
		本に優秀な人材が被災施設に派遣された。このことに関しては阪神淡路大
		震災の経験が活かされたものと関係者は評価する。
		ただし、厚生労働省から人材の派遣を受けた場合はその人件費を、派遣したがいただけがある。
		を受けた施設が考慮すべき旨の文書が出回り大いに混乱、困惑した。そこ
		で、県老施協は震災の中心地、中越ブロックにおいて平成 16 年 11 月 30 日急速施設長会議を開催し、その対応を協議した。つまり、人材を派遣す
		日
		た。この件に関しては今回の被災経験を踏まえて国や県と協議を行う必要
		があると考える。
		また、一般のボランティアや大学生ボランティアが多く駆け付けてくれ
		た。一般のボランティアは被災地の社会福祉協議会を中心としたボランテ
		ィアセンターが機能した。このことも阪神淡路大震災の経験が生み出した
		システムである。
		加えて、日頃の施設での実習や施設の様々な付き合いから生まれたボラ
		ンティアの活動が目を見張った。福祉専攻学生の若きボランティアは大活
		躍をした。こうした意味からも施設と様々な機関との日頃の関係作りが大
世⇒		切な要因であると考える。
備考		上華上最の最の時間を行われる。 カローカン・マーン・メール ロット・マー
参考		中越大震災震災記録集「私たちの記録、そしてこれから」社団法人新潟県
		老人福祉施設協会 平成 17 年 10 月

事例名		15. 新潟県老人福祉施設協会⑩物的支援
概要		社団法人新潟県老人福祉施設協会の動き I:発災期(発災から3日間)の課題 〈関係機関の課題〉(3)物的支援
災害復旧	I:発災期 (発災から3日間) ↓ 課題	○情幸艮が入らない:老施協事務局に情報が入りにくい状況・何が不足しているかわからない○情事艮が発信できない・・県外の関係機関へ詳細な状況が伝えられない(情報不足)・何が不足しているかわからない
の時期	Ⅱ:応急住宅対策期 (4日~3週間程度) Ⅲ:仮設住宅生活期 (3週間~1年)	
	• 課題等	今回の震災では主に関東ブロック老人福祉施設連絡協議会を通じ、関東ブロック各都県より心温まる支援物資を頂戴した。情報が少ない中たくさんの救援物資が届いた。衣類などは季節的な判断から暖かな肌着類や内綿入り半天などはありがたかった。しかし残念ながら支援物資の中身が不明で中継施設での仕分けに苦労したものも少なくはなかった。統一した規格の支援物資仕分けシールなどがあると便利と思った。日を追う毎に全国各地から届く心温まる支援物資を中継施設として対応にあたった協力施設の存在も大きなものであった。ただし、その仕分け方法や搬送手段の確保はやはり検討課題として残った。支援物資仕分けの人材、労力の確保。また、被災施設が支援物資の存在を知ったのはかなり時間が経過してからであり、知ったとしても運搬方法が課題として残った。「情報集約の一本化」、「窓口の一本化」は、災害時の大切なキーワードとなったと考える。各市町村からの被災施設への救援物資はかなり時間が経過してから各施設に届いた例が多い。苦言かも知れないが余りもの的物資ではなかったろうか。水道復旧後に2.5リットルのペットボトルの飲料水が何十ケースも届いたり、ある施設に届いたおびただしい量のパンは賞味期限があと2~3日のもの、バナナ十数ケースは傷む寸前のものであったと聞く。災害時の人的・物的ニーズは、被災状況や地域性によって異なり、更に被災直後と一週間後、1カ月後などと時間の経過によってニーズは変わるものであり、ニーズの出し手と受け手の情報交換によってニーズの変遷に対応していく体制が必要となる。
備考		
参考	· 資料	中越大震災震災記録集「私たちの記録、そしてこれから」社団法人新潟県 老人福祉施設協会 平成 17 年 10 月

事例名		16. 新潟県老人福祉施設協会⑪ケアマネジャー
概要		社団法人新潟県老人福祉施設協会の動き II:居宅サービスの課題の整理(1)ケアマネジャーの活動
災害復旧の時期	状況 ↓ 課題	 ○居宅の要介護高齢者の把握:事業所自体が被災したケースもあった母体施設への対応を求められた ・被災2日後くらいから本格的な安否確認を行った事業所が多い ・利用者の避難先の確認が因難であった ○緊急入所先を探す:被災状況によっては圏外施設への依頼が必要となった ・他の施設の状況が情報として入ってこない ・連絡が取りづらく時間を要した
問題	・課題等	被災直後よりケアマネジャーは献身的に活動を行った。震源地に近い事業所にあっては事業所自体が被災しその活動に支障を来した事業所もあったが、担当ケースの安否確認に東奔西走(トウホンセイソウ)した。しかし、住民の避難先の把握や緊急入所先の情報把握などに困難を極めた。この様な状況の中、訪問系のサービスから様々な情事良が届き助かったと聞く。平素より担当ケースをめぐるチームケアが功を奏したものと考える。 また、独居世帯や老夫婦世帯の安否確認には在宅介護支援センターの職員があたった。しかし、活動のあり方はまちまちであったと聞く。介護保険施行後、要支援・要介護高齢者へのアプローチは居宅介護支援事業へコンバートし、以降、市町村のコーディネート機能・役割はやや低下したようにも思え、今回の震災にあたりその機能が十分発揮できたであろうか疑問が残る。 居宅介護支援事業所が被災した場合の補完機能の確保も課題のひとつと考える。施設も同様であるが、職員自身も被災している場合が多く、ケアマネジャーや訪問系サービススタッフの代替機能を考えておくことも併せて重要な課題と考える。 震災記録原稿文中に「特別なことをした訳ではなく、必要とする方に必要な社会資源を結びつけたまでである。災害時もケアマネジャーの仕事の原則は変わらない」という言葉が印象的であった。
参考	資料 	中越大震災震災記録集「私たちの記録、そしてこれから」社団法人新潟県 老人福祉施設協会 平成 17 年 10 月

事例名		17. 新潟県老人福祉施設協会⑫通所介護事業
概要		社団法人新潟県老人福祉施設協会の動き
		Ⅱ:居宅サービスの課題の整理(2)通所介護事業の活動
		○入浴が困難:ライフラインの寸断、施設への直接被害等により事業が因
	状況	難となる
災害	↓	・事業としての機能が発揮できない状況
災害復旧	課題	・入浴への期待が大きい
		○避難所への送迎展開:事業所から自宅、避難先への送迎ルートの遮断
の 時		・他事業所への利用を余儀なくされた
期		・孤立地域への送迎が困難
		_
		_
問題	・課題等	単体の事業所は被害が大きく事業を中止せざるを得ない状況となった
		事業所もある。同一法人の通所施設への対応に切り替えた事業所もある。
		入浴については被災住民を含めて大きな問題であった。事業所によって
		は入浴代替方法として身体清拭をサービス(無料)として提供した。
		ただし、孤立地域や道路状況が著しく悪い地域などへはサービスが提供
		できず、やるせない気持ちを感じた事業所も少なくない。
		施設併設型の通所介護事業所においては、そのほとんどが被災直後は施
		設利用者の避難スペースとなったケースが多く、事業開始は施設機能の回
		復状況に比例したものと思える。また、単独通所事業所の中には地域住民
		の避難受け入れや入浴施設の開放を献身的に行うといった地域への貢献
		活動を行った事業所もあり、災害時の老人福祉施設の機能を考えていくに
		あたり重要な要因を与えてくれたものと思う。
備考		
参考		中越大震災震災記録集「私たちの記録、そしてこれから」社団法人新潟県
		老人福祉施設協会 平成 17 年 10 月

事例名		18. 新潟県老人福祉施設協会(③訪問系サービス
概要		社団法人新潟県老人福祉施設協会の動き Ⅱ:居宅サービスの課題の整理(3)訪問系サービスの活動
災害復旧の時期	状況 ↓ 課題	○被災直後活動が一時中止となったケースが多い:派遣先(利用者宅)が被災した・派遣先(利用者宅)が避難所へ避難した・緊急入所へ至った
州		_
		_
	- 課題等	訪問介護事業所や訪問看護事業所は被災直後の派遣先の安否確認を献身的に実施した。中には派遣活動中に被災し、派遣先で一晩を過ごしたヘルパーがいたと聞く。一人暮らしであったところで利用者の安心感の程は推測できる。 担当ケアマネジャーへの情報提供は大いに役立つものであった。しかし、地域によっては派遣先は被災し、避難所へ避難したり、利用者が緊急入所に至ったりと状況は様々であった。折りしも避難活動も認めてもらったことから、その活動は徐々に復帰してきたものと考える。派遣積での事故対応マニュアルはどこの事業所もあると思うが、災害時の対応マニュアルは少ない。今度は派遣活動における災害被災時マニュアルの検討も課題と考える。
備考		
参考	資料	中越大震災震災記録集「私たちの記録、そしてこれから」社団法人新潟県 老人福祉施設協会 平成 17 年 10 月

事例名		19. 新潟県老人福祉施設協会⑭入所系サービス
概要		社団法人新潟県老人福祉施設協会の動き
		Ⅱ:居宅サービスの課題の整理(4) 入所系サービスの活動
災害復旧の時期	— 状況 → 課題	 ○短期入所事業所への緊急利用殺到:おびただしい数の利用者が被災直後より殺到 ・新規の利用者、市外からの利用者があった ・誰が誰だかわからない(利用者の状態がほとんど把握しきれない) ○利用者の増加により介護スタッフが不足:定員をはるかに超える利用者により職員が不足 ・介護事故への危倶 ・生活状態の悪化
		—
問題	· 課題等	被災直後より緊急入居希望が殺到した。職員も被災し、従来の長期利用者の生活も大切にしなければならない。人材が不足した。物も不足した。人材は介護職員の派遣を受け助かった。ただし、受け入れ施設にコーディネーター的役割りが必要となり、意外と大変な役割であった。社会福祉協議会などのボランティアのコーディネートに慣れた人材の派遣を受けることも一考と思う。 災害に備えて簡易ベッドを整備することは施設からすると置き場や管理の問題からなかなか難しいと思える。防災型地域交流スペースを備えた施設はその設備整備が条件となっているが数は少ない。ただし、災害時の緊急利用の増加に対して地域交流スペースなどの空間は非常に有効であった。施設というハード面を考える上では大切な要因と考える。 平素からの施設同士の関係から遠くの施設から簡易ベッドを緊急に搬送してくれた事実も聞く。心温かい支援である。災害協定を考える上には他地域に気心知れた施設を持つことは大切な要因になるかも知れない。また、ベッドや車いすの提供、全国から移動入浴車を呼び寄せ、ライフライン(水道・電気)が復旧した施設への派遣してくれたことは、力強さを感じた。 施設の持つハード面や備品類を他に役立てるために平素の施設間交流や施設独自の情報公開、災害物資関係の情報集約などは今後必要と考える。 被災時に利用者の「生活の質」をどう確保するかについては施設の定員規模や法人規模によって一概には語れないが、管理者は自施設の「許容量」について判断を行わなければならない。自施設のハード、ソフト、力量と状況判断が大切になるものと考える。
備考		
参考	資料	中越大震災震災記録集「私たちの記録、そしてこれから」社団法人新潟県 老人福祉施設協会 平成17年10月

事例	·····································	■ 和海県中越入長災-20 20. 高齢者総合ケアセンターこぶし園①
概要		長岡市で施設機能の地域展開に先進的に取り組むこぶし園の震災時の取
1703		り組みについて
	Ⅰ∶発災期	発災当日
	(発災から3日間)	^{元ペコロ} ・3 ヶ所のグループホームの入居者とスタッフ全員を被害の少なかった
災		法人本体の特養に集める。
害		※ 2 日目
復		・ケアマネを総動員して市内の在宅サービス利用者約 900 人の状況を確
旧		認。緊急ショートステイを受け入れる。ライフラインが崩壊していた
。 の		ので市中の通所介護を休業しスタッフを緊急ショートのため施設に集
時		める。
期		発災 3 日目
		・ライフラインが復旧し始めたので居宅サービス事業を再開。
	Ⅱ∶応急住宅対策期	サービスの再開に伴い、本体のスタッフが不足
	(4日~3週間程度)	・当初は外部の人に日帰りで手伝ってもらう。泊りがけ希望者もたくさ
		んいたが泊まる場所がなかったため。
		11月7日から2ヶ月間
		・母校の大学生に手伝ってもらう体制を整える。40畳の2階建ての建物
		をつくり、10日交代で常時25~30人くらい手伝ってもらう。
	Ⅲ∶仮設住宅生活期	発災1ヶ月半後
	(3週間~1年)	・12月、仮設住宅内に介護サービス施設「サポートセンター千歳」を立
		ち上げる。介護予防、アクティビティに力を入れている。サポートセ
		ンターは要介護者のためでなく、要介護者を出さないためにつくった
		ので赤字事業。
		・サポートセンターのスタッフは外部の人に応援を頼む。仮設でのサー
		ビス提供という体験を共有し、それぞれの地域にもどれば、今後、そ
		の地域で災害が起きたときに対応できるという思いがある。
	Ⅳ∶恒久住宅対策期	・バリアフリー住宅を建設する予定。
	(1年~3年)	
問是	夏・課題等	・3日分の水と食料、発電機は用意していた。
		・災害が発生したら自動的に被災地と要介護者を近隣地域の施設に受け
		入れたり、救援を差し向けたりする自治体間の連携の必要性がある。
		・担当者は被災地の窮状は理解できるが決定権限はなく、首長や議会に
		諮らなければならない。対応は事前に取り決めておくべき。
		・サポートセンターの赤字は1法人が負担すべきものではない。いくつ
		かの法人・関係団体で連携して取り組むべきもの。
		・災害救助法では仮設住宅内に集会所は作れてもサポートセンターはつ
		くれない。
		・バリアフリー住宅を建設する予定。地域住民皆で相談して、被災した
ĺ		高齢者の家をどうすればいいか相談する。建物は建てられないが土地
ĺ		はある人、その土地で何人暮らせるか、どう暮らせるか、住民が決め
		て、こぶし園が住宅をつくるようにしたい。
備者		
参表	音資料	特集 介護事業者の「防災」を考える 介護保険情報 2005年4月

事例名		21. 高齢者総合ケアセンター こぶし園②
概要	五	被災地内施設の発災期の状況
		高齢者総合ケアセンター(定員 180 名)
		ここでは、特養での対応のほか、総合施設としての対応も含まれている
	I 発災期	・ ヒアリング対象者は出張中。すぐに施設へ電話。鉄道が運休のためレ
災	(発災から3日間)	ンタカーで施設に向かうが、関越トンネルが通行止めのため、長野・
害		上越と迂回して施設に翌日に到着。
復		・ 職員は自らも被災していたにもかかわらず、当日のうちに 50 名が施
旧		設に駆けつける。
の		・ 市内に分散するグループホーム 3 か所、計 23 名の利用者とバリアフ
時		リー住居の住人を地震当日のうちに当施設に避難させる。 ・ 避難させた理由は、特にグループホームの利用者は認知症があるた
期		め、体育館などの避難所での生活が困難であるとの判断による。
		・ 市内全域でのライフラインの崩壊のため通所介護を休業させ、利用者
		の安否確認の後、それらのスタッフを緊急入所の対応に当たらせた。
		・ 配食サービスについては、震災翌日も希望者に対して実施した。
		・ 第 1 次避難では、ピーク時で 256 名を受け入れた。避難者の多くは自
		宅が壊れた近隣の人びとで、全て要介護者であった。
		10月25~26日(3~4日目)
		・ グループホームの建物の安全確認を専門業者にしてもらった上で、4
		日目には利用者を地域へ戻していった。
		・第1次避難者は、ライフラインの復旧状況と居宅サービス事業の再開
		により、震災後4日目以降、各々自宅へ戻っていった。
		・ 県から緊急入所の受け入れ状況を尋ねるアンケートがあった。このと き既に当施設では利用者を自宅に帰していた。
	 Ⅱ 応急住宅対策期	・避難所暮らしの限界や介護者の疲労、自宅の崩壊による人びとの受け
	(4日~3週間程度)	入れとして第2次避難が始まる。
		・ 県内外の施設からの応援や、学生ボランティアを受け入れる。
	Ⅲ仮設住宅生活期	77
課是	<u>頁</u>	・ 仮設住宅への入居者は、崩壊した自宅の再建の見通しが立たない高
		齢者世帯が中心。仮設住宅の入居可能限度は2年。しかし、長期化
		は好ましくないため、自宅復帰の視点が重要。
		・ 4 月中旬まであった雪が解け、これから本格的に自宅復帰に向けて
		の本当の支援が始まるとのこと。
備者		
参考	育資料	新潟県中越大震災におけるケアマネジャーの活動に関する調査研究報告
		書 平成 17 年 12 月 大阪市立大学都市問題研究会

認を行う 名)で安
や避難者 のみを対 として把
絡による
市職員・
)が電話
区、1,593
·
が協力し
否確認の
ᆸᇽᄄᆘᄓᄼᄼ
ハて協議
務所を開
、健康活
、贬承伯
查研究報

事例	·····································	23. 小千谷市/在宅介護支援センター
概要		行政による震災発生後の対応内容
災害復旧の時期	I 発災期 (発災から 3 日間)	10月23日(当日) ・ ライフラインが切断され、職員それぞれが車の中や避難所に避難する。 10月24日(2日目) ・ 市役所が対策本部となり、物資輸送、供給のために職員は動く。高齢福祉課としては機能せず。 10月25日(3日目) ・ 支援物資の配給を兼ねて、避難所訪問を行い始める。この時点で巡回した職員の見解によると避難所には要介護度の高い人はあまり見られなかった(行政)。 ・ 避難所訪問などを通して高齢者の緊急入所のニーズを確認し、県や老
	II 応急住宅対策期 (4日~3週間程度)	人保健施設団体の会長などに依頼し、受け入れ状況の情報集約を開始し始める。 10月27~29日(4~6日目) ・26日に県から施設の緊急受け入れ体制の情報の公表が行なわれる。この情報を受けて各地域型在宅介護支援センターにFAXを送る。 ・避難所において同じような体制で動いていた健康センターとの連携を行なう(行政)。 ・在宅支援センター、居宅介護支援事業所と連絡をとり、情報確保に努める。29日までには全てのセンター、事業所の職員が動けることを確認。 11月1~5日(7~12日) ・居宅介護支援事業所に緊急入所者、所在不明者のリスト作成を依頼する。(*依頼方法、内容詳細は不明) ・8日より、避難していた人々が仕事に出始めることを受け、通常通りのサービス確保が必要となる。そのため、通常の介護保険サービスがどれほど使えるかという確認をFAXにて行なう。
課起	Ⅲ仮設住宅生活期 (3週間~1年)	 ケアマネ、在宅介護支援センターの合同会議を福祉課が開催(県外に移動した人の保険給付、サービス提供情報などについて)(基幹型)。 11月16~19日(23~26日) 介護認定は受けているが、介護保険サービスを受けずに在宅で生活している高齢者の把握を地域型在宅介護支援センターに依頼(基幹型)。 11月24日~(1ヶ月以降) ケアマネ・在宅介護支援センター合同会議を開催(介護保険の災害における減免、情報提供などについて)(基幹型)。 在宅介護支援センターに委託している介護予防事業再開(基幹型)。12.22ケアマネ連絡会議を開催(緊急入所の理由書について)。定例会議の開催が可能となってくる(基幹型)。避難所の閉鎖(行政)。
備考参考	5 5資料(参考資料)	新潟県中越大震災におけるケアマネジャーの活動に関する調査研究報告 書 平成17年12月 大阪市立大学都市問題研究会

事例名		24. 川口町/在宅介護支援センター
概要	兵	行政による震災発生後の対応内容
災害復旧の時期	I 発災期 (発災から 3 日間)	10月23日(当日) ・ 震災直後から基幹型在宅介護支援センターが近隣高齢者の避難所となる。中高齢者生活福祉センターに入所中の高齢者と避難してきた住民の対応にあたる。 ・ 職員自身が被災、または橋の通行止めのため集まらず。隣接のデイの職員1人と基幹型在宅介護支援センターの職員1人で避難高齢者の調整を行なう。 ・ 生活福祉課の課長が当日から基幹型在宅介護支援センターを訪れ、行政との情報交換を行なう。 10月24日(2日目) ・ 町職員8班に分かれ、被害状況の把握に向かう。 ・ 行政の物資調達班を中心に物資輸送、配付に動く。 10月25日(3日目) ・ 県外の保健師などの応援が駆けつけ、マンパワーの確保ができる。この日より「呼びかけ名簿」における70名を中心に安否確認を行なう。避難所にてケアマネジャー、近隣の住民、民生委員、生活福
	Ⅱ応急住宅対策期	社課の保健師、連絡長(町会長)との連携で情報収集行なう。生活福祉課が中心に来町した災害医療チームのコーディネートを 行なう。翌日より診療開始。10月27~29日(4~6日目)
	(4日~3週間程度)	 電話が復旧。基幹型在宅介護支援センターが小千谷市と連絡を取り合い、寝たきりの高齢者をどうするか、検討行なう。特例を利用して介護度3以上の高齢者をまず県外移送することを視野にいれた準備を行なう。 老人福祉施設協議会、県に受け入れ施設の照会をFAXにて行なう。ケアマネジャーに安否確認と高齢者家族の所在確認を依頼する。 老人福祉施設協議会の情報を基に介護度3以上の高齢者の県外移送開始。11月4日までに完了。
		11月1~5日(7~12日) 仮設住宅の受け入れ相談開始。仮設住宅申込開始。
	Ⅲ仮設住宅生活期 (3週間~1年)	11月16~19日(23~26日) ・ 避難勧告解除を待って、要介護度が低い高齢者、自宅が損壊し、長期の避難所生活の困難な高齢者、合計34名を近隣の北魚沼郡内の施設に移送開始する。 ・ 避難所指定を解除。 11月24日~(1ヶ月以降) ・ 12/12仮設住宅入居開始。
課是	頁	_
備者	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
参考	芳資料	新潟県中越大震災におけるケアマネジャーの活動に関する調査研究報告書 平成 17 年 12 月 大阪市立大学都市問題研究会

事例名		25. 特別養護老人ホーム
概要		被災地内施設の発災期・応急住宅期の状況
19/43		特別養護老人ホーム(社会福祉法人)(特養50名、ショート20名)
	I 発災期	10月23日(当日)
災害復旧の時期	1 発災から 3 日間)	 ・ 地震発生時、ほとんどの利用者が食堂にいた。2 回目の揺れで危険と判断し外に避難することを決断した。揺れのおさまりをみて全員を 1 階のデイサービスセンターに移動させた。停電、電話不通、断水。 ・ 震災 2 時間後から地域住民が当施設にやってきた。要介護度の如何を問わず、全員を受け入れた。当時最高責任者が不在のため、緊急体制をとりづらいところもあった。 10 月 24 日 (2 日目) ・ デイサービスセンターを地域住民に開放した。 ・ 高齢者を当施設に連れてきたのは家族とケアマネジャーがそれぞれ半分ずつの割合であった。 ・ 施設の入所者と地域の避難者に対する対応に追われていた。 ・ 電気が復旧する。 10 月 25 日 (3 日目) ・ 併設する居宅介護支援事業所の利用者を職員で協力し避難所や自宅を
		訪問、安否確認を行った。老施協から受け入れ施設の連絡が入った。
	Ⅱ応急住宅対策期 (4日~3週間程度)	10月26日(4日目) ・ デイサービス事業を再開した。 10月27~29日(4~6日目) ・ 医療チームが来所し、災害ボランティア(11月末までのべ207名)が活動。
		 28日介護ボランティア (11月末までのべ126名)も活動。 ガスの点検終了。 29日水道も復旧し、入浴を開始することができた。 避難所の指定は受けなかったが、避難者受け入れは自主的に行った。 結果として100名以上の受け入れを行った。 緊急入院・入所対応を行ったのは全体の2割程度であった。病院の建物が震災の影響で使用できなくなり、そこから受け入れることもあった。対象者は要介護度の高い方ではなく、要支援・要介護度1、2の方が多かった。
課題		 ケアマネジャーと訪問看護師やホームヘルパーとの連携、情報交換が非常にウ役に立った。 地域住民は大切な資源であり、さまざまな側面から支援を行ってくれた。(コミュニティの機能の再認識)。 ケアマネジャーが非常に重要な役割を果たした。 行政(基幹型在宅介護支援センター)の対応は遅かった。 地域型在宅介護支援セイターは個々の行動をとった(一人暮らし、高齢者夫婦世帯などの安否確認など)。 コミュニティの機能の再認識とネットワークの構築 基幹型在宅介護支援センターと地域型在宅介護支援センターとの関係の再検討
備者		地域包括支援センター(現在)
参考	斧資料(参考資料)	新潟県中越大震災におけるケアマネジャーの活動に関する調査研究報告 書 平成17年12月 大阪市立大学都市問題研究会

		■ 和為泉中越入農災-20
事例名		26. ケアハウス(社会福祉法人)
概要		 被災地内施設の発災期、応急住宅対策期の対応の状況 当施設では、居宅介護支援事業を実施していないため、地域に住む利用者の安否確認の必要はなかった。 同一敷地内で隣接する身体障害者福祉ホームの入居者 10 名を当施設に避難させる。その理由は身体障害者福祉ホームの建物の安全確認ができなかったということもあるが、入居者とスタッフを1か所に集める方が効率よく対応ができるとの判断によるものであった。
災害復旧の時期	I 発災期 (発災から3日間) (4日~3週間程度)	10月23日(当日) ・ 震災時は、入居者が1階の食堂で6時からの夕食の配膳を待っていたため、停電でエレベーターが使用不能になったが、上階からの避難の必要がなかった。 ・ 地震発生時の入居者は要介護1程度が最も多かった。地震発生当日の宿直は1名であった。 ・ 身体障害者福祉ホーム(10名)とケアハウス(30名)の利用者に食堂と地域交流スペースで避難生活をしてもらう。40名のケアは休業した通所介護事業と身体障害者福祉ホームのスタッフで対応。 (終日後) ・ 震災後ほどなく、避難所までの道路が崖崩れで閉ざされた周辺の住民30世帯50名ほどが施設に集まってきたので、デイサービスセンターに避難させた。 ・ ライフラインが復旧するまでの3日間を施設利用者、避難者とともに過ごす。地域の避難者は自宅が崩壊していない限り、ライフライン(特に電気)の復日後に、自宅へ戻っていった。身体障害者福祉ホームの10名も、建物の安全を確認後、元の施設に戻っていった。。 ・ 食事は、入居者には備蓄食料を提供し、地域の避難者には各方面(県、老施協、赤十字)から寄せられる救援物資で対応を行った。・ 当施設には各方面から緊急入所の依頼が寄せられたが、すべて一旦行政窓口に戻し、行政(基幹型在宅介護支援センター)に窓口を1本化して、体育館での生活が困難な高齢者や障害者の受け入れを行った。その理由は、受け入れ人数の調整を行いやすくするためと、責任の所在を明確にすることにあった。・ 当施設では、要介護度の重い利用者の受け入れが困難であったが、家族等の付添入がいる場合は、要介護度4でも受け入れが困難であったが、家族等の付添入がいる場合は、要介護度4でも受け入れが困難であったが、家族等の付添入がいる場合は、要介護度4でも受け入れが困難であったが、家族等の付添入がいる場合は、複数のボランティアによる炊き出しや市の協力によるお弁当の配布、物資救援でまかなった。 かアハウスに隣接する独身寮と家族寮を開放し、36名の住民が利用。復旧後はほとんどが仮設住宅に移った。 寮は、一部、ケアハウス職員などが使用していたが、それ以外は空室であった。

課題	デイサービスセンターを一般開放している間は、事業ができず収益がなくなる。
	・ また、介護保険(要介護認定とケアマネジメント)外で対応を行った 者に対しては、全て無償の地域貢献にならざるを得ないのがジレンマ としてあった。
備考	_
参考資料	新潟県中越大震災におけるケアマネジャーの活動に関する調査研究報告 所 平成17年12月 大阪市立大学都市問題研究会

事例名		27. 高齢者生活福祉センター
概要		被災地内施設のケアマネジャーの活動(施設職員に対するヒアリング)
概要 災 I:発乳	炎期 iから3日間)	 77. 高齢者生活保祉センター被災地内施設のケアマネジャーの活動(施設職員に対するヒアリング) 10月23日(当日) ・ 地震発生後「ヒアリング対象者」は揺れがおさまってから、高齢者生活福祉センターに駆けつけ、入居高齢者(10名)の安否確認を行った。 ・ 高齢者生活福祉センターにいた人を1階に避難させた。余震が繰り返されるため、高齢者は皆1階で固まっていた。ケガ人はでなかったが、動揺している様子であった。灯りは、各部屋にある懐中電灯を利用した。そのまま高齢者と夜を明かす。 10月24日~(2日目~) ・ 日頃デイサービスを利用している人が避難してきた。その多くが車中泊をしていたが、足腰が悪いため車中で座位が保てず、また避難した集会所のトイレは和式のため、しやがむなどの姿勢が大変で排泄行為に困難が生じていた人たちであった。 ・ 余震が繰り返されるため、住民は家のなかに居ることもできず、ここを要援護高齢者の避難所にしてほしいという要望が出た。 ・ 当施設に要援護高齢者を連れてきたのは地区の連絡長(町内会長)や家族であった。他の地区からは、崩れそうな道を消防団がなんとか直して、避難所生活が困難な人たちを連れてきた。 ー 般住民のうち、近隣の一部の高齢者だけが避難してきた。若い世代は、中学校・小学校の避難所で生活した。
	急住宅対策日~3週間程	は、甲字校・小字校の避難所で生活した。 5~7日目~ ・ 食事に関しては、地震発生から1週間後には自衛隊による食事の提供が始まり、ボランティアも手伝いに入ってくれるようになった。それまでは職員で行った。厨房に備蓄されていた材料と湧き水を使って、三食雑炊にして、普通食が困難な人にも食べやすい食事を提供した。・ 当施設では避難してきた要援護高齢者でいっぱいになり、生活環境も悪くなったため、27日以降、避難者を他の施設に受け入れてもらう活動を始めた。しかし、ライフラインが寸断されていたため、スムーズにいかなかった。 ・ 受け入れ施設は見つかったとしても、家族の避難場所が点々としていたため、家族との連絡調整に苦労した。家族は、地区ごとに避難所に避難しているが、ずっとそこにいるわけでなく、被災した自宅の様子を見に行くなどしているので連絡を取るのに苦労した。日頃、訪問調査などで家族全員のほとんどと面識があったため、探しに行った先にいれば分かった。小さい町なので高齢者の全戸の把握はしていた。 11月20日(27日目)避難所解散
問題・課題等		 認知症の方は、水分の補給量が普段から少ない人が多く、温かいものを飲む習慣のある方は、飲み物を温められない状況で、11月の寒い時期にペットボトルの水を飲んでと勧めても、飲めなかった。まともにトイレもないので、「次に行くのが大変だから」と飲んでもらえなくて、脱水でせん妄になって一晩中騒ぐということもあった。 避難生活の長期化が見込まれるなか、要介護度3以上の重度の人から町外に避難させたいと考えたが、受け入れ施設を探すのに苦労する。新潟県から施設の受け入れ状況の情報が寄せられ、その施設に当たっても、既に他の市町村から受け入れてしまっていた場合もあった。
参考資料		新潟県中越大震災におけるケアマネジャーの活動に関する調査研究報告 書 平成17年12月 大阪市立大学都市問題研究会

事例名		28. ケアマネージャー
概要		被災地のケアマネジャーの活動
		施設職員に対するヒアリングのまとめ
災害復旧の時期	O. 平常時	 介護支援専門員以外の施設職員も日頃の利用者の状況をよく理解していた上、直接担当していない利用者に関する情報についてもよく把握できていたため、安否確認や緊急入所の対応をスムーズに行うことができた。 介護保健のサービス利用者については、居宅介護支援事業者や居宅サービス事業者が、地域近隣の人びと(隣近所・民生委員・町内会長)などと日頃から利用者に関する情報交換や協力を行う関係ができていたため、安否確認がスムーズに行われた。利用者宅に駆けつけ、利用者が不在であっても地域の人びとから利用者の避難先などの情報が得られ、利用者の在宅での暮らしに見守りを依頼できるなどした。 今回の震災時の対応として、以前に発生した水害や、台風での経験
		が活かされていた部分があった。
	I:発災期 (発災から3日間)	 震災直後は、基本的に各施設、同種各居宅サービス事業者単位で判断して独自に活動を始めていた。 震災直後は、誰彼となく、施設に駆けつけられる者は駆けつけた。その思いは、利用者が心配であるというもので、自然に湧いてくるものであったようだ。それらは、「利用者の生活を支援する」という理念が根付いていた結果と思われる。 避難者を自宅に帰す基準は、家が安全に住まうことができる状況かどうか、利用者を介護する体制があるか、余震の状況が落ち着いているかどうか、であったという。 緊急入所の判断基準は、要介護度が4や5と重い者が中心ではなく、震災による自宅の被害状況や介護可能な状況かどうかなど幅広くあった。
	Ⅱ:応急住宅対策期 (4日~3週間程度)	 介護保険制度が導入されていたため、要支援・要介護認定を受けていた者については、サービス利用者の所在地はサービス事業者が把握し、またサービス未利用者の所在地は行政が把握していた。そのため、安否確認がスムーズに行われた。 避難所も仮設住宅も地域性を重視して、地域単位ごとに転居してもらった。そのため、顔見知りによる助け合いが見られ、無用なトラブルが避けられたようであった。
問是	風・課題等	_
備者	-	
参考資料		新潟県中越大震災におけるケアマネジャーの活動に関する調査研究報告 書 平成 17 年 12 月 大阪市立大学都市問題研究会

事例名		29.A 病院
概要		A病院 緊急入院・入院者数 : 要介護 4·5 が 2 割程度
		被災地内病院の状況
災害復旧の時期	I:発災期 (発災から3日間)	 病院が避難所となっていたため、地震発生当日は病院職員(看護師)として動く。 病院の電話はパンク状態で回線使用不可 10月25日~(3日目~) 25日よりケアマネジャー業務開始(2名体制)。老施協から受け入れ可能な施設のFAXが届き、相手側の施設と連絡をとる。 25日より緊急入院、入所対応開始。(しかし、行政からの連絡が遅くケアマネジャーの判断で入所させて良いか迷った)。 病院のベッドを調整し、要介護4・5は療養型へ入院させる。 25日より医療チーム(病院職員・訪問看護師)で避難所回りを開始する。 受け持ちケースは2割ほど緊急入所しており、ケアマネジャーが確
		認したときには地域の人(家族・町会・寺院・民生委員・消防団) がすでに搬送していたケースが多かった。
	Ⅱ∶応急住宅対策期	 26 日(4 日目) に電話・電気が使用可能
	(4日~3週間程度)	29 日 (7 日目) からはケアマネ3名体制で対応行う。
(4 日~3 週間程度) 問題・課題等		 ヘルパー、民生委員からの連絡が多く寄せられた。 避難所でサービス利用者が体調を崩し、入所希望される人が増えた。 訪問看護と動きが重複していた。 要介護度に関係なく臨機応変に緊急対応行う。 環境変化により今までできていたことができなくなり介護度が上がるケースもあった。 利用者が在宅に帰ってくることに伴って新規ケースが増えつつあるが、デイサービスや入所の受け入れ先がなくサービスが受けられない利用者も存在する。 また、緊急入所で市外施設に入所していた人が仮設住宅に帰ってきても、利用できるサービスが無い。 介護保険認定は受けているものの、サービスを実際に受けていない人たちへのアブローチが難しい。
備考		
参考	資料	新潟県中越大震災におけるケアマネジャーの活動に関する調査研究報告 書 平成 17 年 12 月 大阪市立大学都市問題研究会

事例名		30. B病院
概要	Ę	B病院 緊急入院・入院者数:30名
		被災地内病院の状況
災害	I:発災期 (発災から3日間)	当日は病院が壊滅状態だったため他のケアマネジャーも病院の職員として入院患者の緊急対応や救急外来の対応を行った。24日までは避難先、転院先の調整、災害対策本部の設置、相談窓口業務を行う。
1復旧の時期	Ⅱ:応急住宅対策期 (4日~3週間程度)	10月26日(4日目) ・26日には、安否確認、担当ケースの緊急入院の対応を開始する。 ・担当ケースは在宅酸素や人工呼吸器、透析患者が多かったが、所在は主治医経由で確認できた。 ・ケアマネジャー個人のネットワークや主治医の紹介で緊急入院対応行う。 ・安否確認を通して、初動対応はほとんど家族が行っていたことが明らかになる。 ・26日には医療機器使用者の入院が、全利用者完了する。 ・26日から、避難所回りを行い、避難所での安否確認を開始する。 10月27日(5日目) ・27日には市と協力体制がひかれると同時に、電話が復旧し緊急入所対応を開始。
問題・課題等		 ヘルパーとの連携が強かった。民生委員から、安否情報や避難所での要望などの情報が集まってきた。 支援センターの専任者と利用者の分担や業務の分担がされており連携が取れていた。 要介護度ではなく、被災状況によって入所希望されるケースがほとんどであった。 新規のケースやサービス開始希望者の増加一ケアマネジャー増員(1名)。 デイ・ヘルパー・ショートが受けられないケースがあった。 環境変化により認知症の症状が進行したケースへの対応 ー 3 ケースが専門医受診。 ケアマネジャーは個々の状態を知っていたのでその人に合った安全確保ができた。 ケアマネジャーが独自の動きをしていたので、ケアマネジャー個人の動きと母体組織との動きをマニュアル化する必要がある。
備者	<u>,</u>	
	· 音資料	新潟県中越大震災におけるケアマネジャーの活動に関する調査研究報告 書 平成 17 年 12 月 大阪市立大学都市問題研究会

事例名		31. 高齢者総合ケアセンターA
概要	5	高齢者総合ケアセンターA ケース数 60 名 緊急入院・入院者数:4~5名 被災地内施設の状況
災害復旧の時期	I:発災期 (発災から3日間)	 10月23日(当日) ・買い物中に被災する。その日の内に施設に戻り、2人ペアになって担当利用者の安否確認に動く。 ・独居高齢者世帯、高齢者世帯を優先に直接安否確認を行った。 ・同施設内にあるサービス事業職員と情報交換することによって、所在確認を行いながら安否確認を行う。 ・安否確認についてはケアマネジャーだけではうまくいかなかった部分もあったが、他のサービス職員からの情報提供で補える部分があった。
	Ⅱ:応急住宅対策期 (4日~3週間程度)	
問題	●課題等	・ 同じ施設のサービスの職員(訪問看護師等)からの情報が、安否確認時に役立つ。
備考	<u></u>	
参考資料		新潟県中越大震災におけるケアマネジャーの活動に関する調査研究報告 書 平成 17 年 12 月 大阪市立大学都市問題研究会

事例名		32. 高齢者総合ケアセンターB ①
概要	E I∶発災期 (発災から3日間)	高齢者総合ケアセンターB ケース数 40 名 緊急入院・入院者数: 5 名 被災地内施設の状況 10 月 23 日 (当日) ・ ヒアリング対象者は、自宅で被災する。高齢の両親が病気であり、
災害復旧の時期	Ⅱ:応急住宅対策期	妻が妊娠中、子どもが不安定だったため、すぐに施設に駆けつけることが出来ず。 10月24日(2日目) ・翌日から事業所のスタッフに動くように指示を出す。 ・独居高齢者世帯、高齢者世帯を最優先に安否確認を行う。 ・4日目で全ての担当利用者の安否確認が終わる。 ・利用者が利用しているサービスの職員とのつながりが大きかった。 ・ホームヘルプや訪問看護の職員からの情報が役に立った。普段チームで動いている利点を活かして情報把握、安否確認を行うことができた。
	(4日~3週間程度)	
問題・課題等		緊急入所は要介護状態だけでなく、家族形態や家族との関係、また 自宅の被災状況も緊急入所の判断基準となった。緊急入所の要因としては様々なものがあり、ケースによって臨機応 変にケアマネジャーの判断で決めた。
備考	<u>,</u>	
参考資料		新潟県中越大震災におけるケアマネジャーの活動に関する調査研究報告 書 平成17年12月 大阪市立大学都市問題研究会

事例名		33. 高齢者総合ケアセンターB ②
概要	E Ⅰ:発災期	高齢者総合ケアセンターB ケース数 40 名 緊急入院・入院者数: 5 名 被災地内施設の状況 10 月 23 日 (当日)
災害復旧の時期	(発災から3日間)	 23日、ヘルパーとして勤務中、施設内で被災。 当日、電話が通じなかったため車で2人1組(施設に残っていた職員6~7名で安否確認を行う)になり、独居高齢者世帯、高齢者世帯を最優先に20数件の安否確認を行う(ケアマネジャーとして担当している利用者と、ヘルパーとして担当している利用者の両方)。 当日~5日目 5日間ぐらいですべての安否確認が終わる。 10月28日~(5日目~) 安否確認後、独居高齢者の見守りは民生委員、町内会長、近隣などにお願いする(インフォーマルサポートの活用)。普段から独居高齢者世帯に対しては地域のインフォーマルなサポートとの関係を密にしていたのが役に立った。 緊急入所の際には要介護度の高低ではなく、むしろ自宅の被災状況が緊急入所の判断基準であった。
	Ⅱ:応急住宅対策期 (4日~3週間程度)	
問題・課題等		・ 高齢者世帯、独居世帯に関しては、地域のインフォーマルネットワークが大切。・ 緊急事態において、ケアマネジャーだけでは支えきれない。・ 緊急連絡先の確保が大切。
備考		
参考	音資料	新潟県中越大震災におけるケアマネジャーの活動に関する調査研究報告 書 平成 17 年 12 月 大阪市立大学都市問題研究会

事例名	34. 社会福祉協議会
概要	社会福祉協議会 (ケース数 141 名 社協内ケアマネ 4 名の合計) 緊急入所・入院者数 ケアマネジャーD:10名(30名中) ケアマネジャーE:5名(46名中) ケアマネジャーF:3名(45名中) ケアマネジャーG:10名(20名中) 被災地内社会福祉協議会の状況
I:発災期 (発災から3日間 災害復旧の時期	10月23日(当日) ・ 23日、ケアマネジャー専任3名が勤務中に被災し避難所に向かう。 ・ 事務所もガラスが飛散し使用不可。 ・ 道路が寸断され、家族や自身の被災により事務所に向かえないケアマネジャーもいた。 ・ いったん事務所に向かったケアマネジャーも、事務所が機能していないため帰宅する。 10月25日(3日目) ・ 25日、電話が使用可能となり、市に避難所の場所を確認する。 ・ 同日、安否確認を開始する。 ・ 安否確認で、23日に他事業所のデイサービスを利用していた担当ケースは、デイの事業所が避難所となっていたため、そのまま避難し、入所が必要なケースも避難先から緊急入所していたことがわかる。 ・ その他のケースの安否は直接避難所を探し、またヘルパーからの情報で確認できた。
Ⅱ:応急住宅対策 (4日~3週間程原	
問題・課題等 備考 参考資料	・ 新規ケース(認知症)が多い。・ サービス利用希望者も増えた。・ 緊急時の対応策、活動マニュアルを日常的に作っておく必要がある。新潟県中越大震災におけるケアマネジャーの活動に関する調査研究報告
ン (J Se (**)	書 平成 17 年 12 月 大阪市立大学都市問題研究会

事例名		35. グループホーム
概要		グループホーム (ケース数70名)
		緊急入所・入院者数 1名(家族による対応) 被災地内施設の状況
	I∶発災期	10月23日(当日)
	(発災から3日間)	地震発生当日、建物の損壊が大きく、グループホーム利用者(18 名)
災	(光火がり3日間)	を近隣の特別養護老人ホームに移送。その後施設閉鎖。
害		・ ケアマネジャーは地震発生当時、他の地域にいたため24日まで帰れ
復		なかった。しかし、ヘルパーや訪問看護職員とは当日から連絡をと
旧		り、情報収集に努めた。
in の		10月24日 (2日目)
時		・ 24 日、避難先から電話で安否確認を行い、連絡がつかない人に関し
期		ては自宅訪問を行う。
初		10月25日(3日目)
		・ 25 日より避難所回りを開始する。
		・ 安否確認の結果、全ケース自宅にいることがわかる。
	Ⅱ∶応急住宅対策期	10月27日 (5日目)
	(4日~3週間程度)	・ 27 日、だんだん在宅での生活が難しくなってきたため、その後入所
		の手配を行う。5~6 ケースに対して緊急入所の手続きを行い、ほと
		んどが老健に入所となる(要介護3・4の認知症のケースが多かった)。
		、 。
88.8	T = 0.7 fc	・ヘルパー、訪問看護との連携で安否確認を行うことができた。
問起	題・課題等	・ 夜間の車中泊を、認知症の人が理解できず、悪化するケースがあっ
		た。 ***
		・ 新規ケースの増加や震災後に状況が悪化したケースへの対応に追わ
		れる
- 110 - 2		
参考	音資料	新潟県中越大震災におけるケアマネジャーの活動に関する調査研究報告
		書 平成 17 年 12 月 大阪市立大学都市問題研究会

事例名		36. ケアマネージャー
概要		被災地内のケアマネジャーの活動のまとめ
災害復	I:発災期 (発災から3日間)	
旧の時期	II:応急住宅対策期(4日~3週間程度)	
問題・課題等		 これからの課題 ケアマネジャー個人が別々の動きをしていたので、ケアマネジャーの動きと母体事業所との動きをマニュアル化する必要がある。 新規ケースが増えつつあるが、サービスの受け入れ先が少なくサービスが受けられないケースもある。 独立型(1人ケアマネジャーの)事業所は、ケアマネジャーが緊急対応できない場合に誰が肩代わりするのかという課題が残っている。 インフォーマルサポートや消防や警察などの介護保険制度外の機関の活用が介護報酬に反映されていないため、ケアマネジャーの評価につながらない。
備考		安否確認 ・ ケアマネジャー自身が動けない場合、ヘルパー・民生委員が主に確認しており、普段から連携して支援している専門職 (ケアマネジャー・ヘルパー・訪問看護など)が情報収集に役立った。そこからの情報により安否確認できた。 ・ 在宅介護支援センターの専任者との役割分担ができている場合には、独居高齢者や高齢者世帯の確認を支援センターの専任者が行っていた。支援センターの職員が動けない場合は、地域の担当ケースはケアマネジャーが安否確認をした。 ・ 日常的に地域の人との連携をとっていたので、震災後の見守りや情報収集に関して地域のインフォーマルサポート (民生委員・近隣・町内会長)が有効に働いた。 ・ 独居高齢者や高齢者世帯を最優先に安否確認を行っていた。
		 緊急入所対応 ・緊急入所の判断基準は要介護度ではなく、被災状況や被災後の生活 状況の変化によるものがほとんどであった。 ・初動は家族や、地域の人々の対応によるものが多かった。 ・利用者の普段の生活を把握していたので対応の優先順位を決めるなど、その人に合った迅速な安全確保につながった。 ・ケースカンファレンスを通して他のケアマネジャーのケースも把握していたので、担当ケアマネジャーに代わって対応することができた。
参考	育 資料	新潟県中越大震災におけるケアマネジャーの活動に関する調査研究報告 書 平成17年12月 大阪市立大学都市問題研究会

事例名		37. 社会福祉法人G
概要	Ę	被災地内の社会福祉法人G 法人管理部 介護支援専門員の活動
災害復旧	I∶発災期 (発災から3日間)	10月24日 (2日目) ・ 在宅の方について24日から安否確認。確認するのに一週間ほどかかった。
の時期	Ⅱ:応急住宅対策期 (4日~3週間程度)	
問題	園・課題等	_
備考	y	 避難の際など、近隣の方が避難所へ連れて行ったケースもあり、地域のカの大きさを感じた。 入所については、ケアマネジャー主導で、ケアマネジャーを通した入所がほとんどであった。 入所希望も日を追って増え、その中には越冬入所や車内泊が続き体調を崩して入所されるケースもあった。 ケアプランで動くというよりも、緊急的な対応に追われ、事業所同士が連携し、また、各職種(訪問看護)と協働して事業所として動いた。 在宅介護支援センターのある事業所の方が連携しやすく、やりやすかった。 48 ケース中7名入院・入所。 4月で全員退所。
参考	育 資料	新潟県中越大震災におけるケアマネジャーの活動に関する調査研究報告 書 平成17年12月 大阪市立大学都市問題研究会

事例名		38. 在宅介護支援センター H
概要		被災地内の在宅介護支援センターの状況
災害復旧の時期	I:発災期 (発災から3日間) II:応急住宅対策期 (4日~3週間程度)	 ・ 兼務を合わせてケアマネジャー7名、在宅介護支援センター専任1名。 ・ 災害時職員は3名いたが、避難所となったためケアマネジャーとしての動きはできなかった。(災害ボランティアセンターの業務にとられた)。 ・ ケアマネジャー業務は当日2名で動いた(安否確認と避難所で対応できない要介護者の新規の受け入れ)。 ・ 月1回行っているケース検討によって、もともと他の担当ケースもイメージできていた。 ・ 緊急入院の受け入れも、横のつながりのあるところで受け入れてもらえた。 10月27日(5日目) ・ 27日から7名そろって勤務。この日に夜は遠方へ行かないなど、事業所としての取り決めをした。 ・ 母体組織がボランティア受け付けの窓口であったため、ボランティアや事務所にかかる連絡が多かった。 ・ 居宅はケアマネジャーが業務に専念できるように調整した。 ・ 10月27日から11月8日に全体の安否確認を終了(契約を継続されている方)。 ・ サービス事業所の安否確認の情報が助かった。 ・ 呼吸器利用者の方で、家族が救急車で病院に搬送(家族近隣の方が手配)し、各関連事業所には連絡してあったのでスムーズにいったケースがあった。 ・ サービスを使っていない担当ケース59名、サービスを使っているケースは45ケース前後であり、そのうち2割ほどが緊急入所する。
問題	・課題等	
備考		
参考資料		新潟県中越大震災におけるケアマネジャーの活動に関する調査研究報告 書 平成 17 年 12 月 大阪市立大学都市問題研究会

事例名		39. 在宅介護支援センターI・J
概	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	被災地内の在宅介護支援センターのケアマネジャーの活動
		在宅介護支援センターI 社会福祉士
		在宅介護支援センター」 介護支援専門員
	Ⅰ∶発災期	在宅介護支援センターI
	(発災から3日間)	・ ほとんど被害がなかった。
		・ 在宅介護支援センターと居宅が同じ事業所で当時兼務(平成 17 年 4
		月から専任)。
		・ 24 日はまず在宅介護支援センターの仕事として、独居高齢世帯の要
		援護老人の安否確認。
		+
		在宅介護支援センター」
		・ 在宅介護支援センター専任1名・居宅4名うちケアマネジャー業務 のみ1名、在宅介護支援センター兼務1名、在宅複合施設IXのデイ
		サービスとの兼務2名。
災害		ケアマネジャー4名で113ケース担当。
直復		・ 震災後調整したサービス 12 ケ所。
旧		・ 震災後施設入所を調整 9 ケ所、うち入所 39 名・入院 6 名。
の		10月23日(当日)
時期		・ 23 日は、専任ケアマネジャー1 人、兼務 1 人が勤務していたが、地
797		震に遭い帰れなかった。
		10月24日(2日目)
		・ 24 日朝 6 時に職員と利用者 (30 名) は母体の老健へ移動。
		・市の広報の車が物資と共に情報をくれていた。
		・ ショートスティの人で医療の必要な方について、担当のケアマネジャーとは連絡がとれなかったので、事後承諾で医療機関へつないだ
		ヤーとは連絡かどれなかつたので、事後承諾で医療機関へつないた
	 Ⅱ : 応急住宅対策期	
	(4 日~3 週間程度)	1 名を除き安否確認終了。
		11月25日
		残り1人の安否確認終了。
問題·課題等		_
備考		_
参	考資料	新潟県中越大震災におけるケアマネジャーの活動に関する調査研究報
		告書 平成 17 年 12 月 大阪市立大学都市問題研究会

事例名		40. 特別養護老人ホーム L 園
概要		被災地内特別養護老人ホームのケアマネジャーの活動
		特別養護老人ホーム L 園 園長代理 社会福祉士
災害復旧の時期	I:発災期 (発災から3日間) II:応急住宅対策期 (4日~3週間程度)	 10月25~26日(3~4日目) 小出地域のデイサービスセンターが稼動したことがわかり、L園のデイサービス利用者もそちらへ振っていった。(基幹型在宅介護支援センターが行う) L園のデイサービスセンターの相談員が受け入れを調整し、あとでケアマネジャーに返していった。
問題	・課題等	・ 基幹型在宅介護支援センターが機能したのは、①人口構成が少なく
101亿区 10个亿区 寸		 把握しやすい、②行政主体で動きやすい、③地域ケア会議だけでなく職員間の情報交換が密であった、④支援センターとしての役割があったことが考えられる。 ・ L 園は被災し、利用者全員避難させたので、職員はその方に手をとられた。 ・ 基幹型はもともと地域型の役割も持っていたこともあり、ケアマネジャーの代わり、1 人暮らし高齢者の確認、担当外のケースの調整などを行った。
備考		 特養50床、ショート20床、在介がある。 在宅介護支援センター専任1名・ケアマネジャー専任1名(44ケース) 1人ケアマネジャーで、自宅で被災して一週間連絡が取れなかった人がいた。 地域に基幹型在宅介護支援センターがあり、月1回地域型在宅介護支援センターと連絡会議をしていた。 基幹型施設が避難所となる。 地域の避難所と在宅介護支援センターと連絡が取れていたので、ケアマネジャーが動かなくても全員避難でき、情報交換も早かった。
参考	資料	新潟県中越大震災におけるケアマネジャーの活動に関する調査研究報告 書 平成 17 年 12 月 大阪市立大学都市問題研究会

事例名		41. 川口町特別養護老人ホームあおりの里
概要		「安全・生命の確保」から「生活の確保」を目指して
1以女	т ⋅ 5% ‹‹‹ ₩₽	1日目
	I:発災期	1 日日 地震発生2階中央部分に天井との落下物を避け非難、一夜を明かした。
	(発災から3日間)	2 日目
	1- 40 CD Db - 2 T 4	1階にスロープ、階段を使い避難ライフライン、施設設備の損傷の為、
	初期段階で必要な	食事は冬囲い用の木材を薪にし、調理。排泄はポータブルトイレ、水の
	もの水、電気、火	代りに砂を使用。照明は車のライトを使用した。利用者の健康管理に注 意。特に脱水。不安、不穏を少しでも軽減できる様、コミュニケーショ
		息。特に脱小。小女、小徳を少しても軽減できる様、コミュニケーショー ンを密にした。
		3 日目
		全職員安否確認、殆どの職員が駆け付けた。
災	Ⅱ∶応急住宅対策期	4日目
災害復旧	(4日~3週間程度)	理事長、各施設の施設長、相談員が集まり会議を行い。利用者を他施設
旧		に移す事を決定した。 5 日目
の時		5 日日 自衛隊に要請し、同法人内の別施設に移送を行った。
時期		9 日目
		南魚沼地区 3 施設に自衛隊により移送を行った。 全利用者の移送完
		了。21 時頃電気復旧。 11 日目
		11 日日 施設の再開までに長期化が予想される事から同一法人内の別施設より
		生活スペースが確保できる施設へ移送開始した。
		受入施設への職員の派遣を行うとともに利用者の生活に必要なスペー
		ス、設備の修復を優先し早期再開を目指す事とした。
	Ⅲ∶仮設住宅生活期	1ヵ月目以降 ライフラインの復旧 2ヶ月目付近 利用者戻入開始、ショートステイ受入再開
	(3 週間~1 年)	2ヶ月日刊近 利用有族人開始、フョードハノイ支人円開 2ヶ月目 戻入終了
問題・課題等		○被災時対応にあたって便利だったもの
1-3/2	PINCE 1	避難用スロープ、携帯電話の充電器、冬囲いの木材(調理用の薪として
		使用)
		│○被災直後何が-番必要だったか。 │ 情報:川口町は防災無線が機能しなかった。川口町の被災の様子が伝わ
		らなかった上、外部からの情報も得られなかった。
		水 :3日程度の備蓄はあったものの予想以上に必要だった。
		電源: 当初から4~5日間、夜間の照明は自動車の照明を使用した。
/ ++ +-		火 : カセットコンロは 80 名以上の調理には役に立たなかった。 ○あおりの豊から避難した主な要因
備考		○めわりの豊から避難しに王な安囚 ①被災状況からライフラインの復旧が長期間望めない事、貯水タンク、調
		理施設の 損傷等により利用者の生活を支える事が出来ないと判断した。
		②天井の亀裂等、余震が続く中で利用者の 安全を確保する事が困難と判
		断した。
		③交通網の損傷により、緊急時の対応が著しく困難になると予想された。 ○道路網の寸断、情報の遮断
		○週路網の寸断、情報の遮断 職員の自宅も全壊7名を初めほぼ全員が被災した。駆け付けにも危険を
		ともなう中、全職員が心を一つにし、利用者の安全、安心を最優先に考え
		対処できたことが、「あおりの里」の早期再開を可能とし、また貴重な体
		験となり、財産となったと思う。
参考		中越大震災震災記録集「私たちの記録、そしてこれから」社団法人新潟県
少有	貝介	
<u> </u>		老人福祉施設協会 平成 17 年 10 月

事例名		■ 新海県中越入震災-42 42. 南魚沼市(旧六日町)特別養護老人ホームみなみ園
概要		中越大震災を経験して 〜救援物資受け入れの立場から〜
似女	T · 2 % ⟨⟨⟨ 廿□	
	I:発災期 (発災から3日間)	1日目 当地域を襲った震度6の大きな地震は各所に甚大な被害を与えたが、六 日町特有の軟弱な地盤に立っているにもかかわらず、18年を経過したこ の建物はびくともせずに、その時施設にいた約100人の利用者と職員を守ってくれた。
		いずれの施設もそうであったように、夕食時であったためほとんどの人が食堂に集まっていたことで人的な被害もなく、翌午前2時過ぎには電気も復旧したため、私たちにまず課せられたのは入所の方をいち早く通常の生活に戻し、そして在宅サービスを通常どおり行なうことであった。2日目
災害復旧の		翌24日(日)の午前7時から職員会議を招集し、被害の状況確認、これからの勤務体制などを確認しあい、翌週月曜日からデイサービスも通常どおり営業することを決めた。
の時期		ここまでは自分たちのことで精一杯。さて、次は何をすればいいのかと 思ったところに県老施協事務局から電話がかかってきた。 事務局:「各県老施協に救援物資の要請をしたから、物資受け入れの拠 点施設になってもらえないか。」
		みなみ園:「はい、わかりました何でもやらせていただきます。」みなみ園は新潟県の群馬県寄りに位置し、被害の甚大だった小千谷・北魚沼地域とは国道17号線で、十日町地域とは国道253号線で隣接しており、かつ関東方面への交通網が通常通り確保されていることからも、救援物資の拠点となるには最適な場所であるとも思われた。園長が老施協の副会長をしていることから何かと県老施協の仕事を一緒にやらせていただいていた
	Ⅱ:応急住宅対策期 (4日~3週間程度)	ので、何の抵抗もなく軽い気持ちで受けたのだったが。 3日目~5日目 圧倒的な豊の救援物資
		さっそく、車庫を空けてシートを敷き、救援物資拠点施設の張り紙をし「送り主をチェックして、届いた順に品物ごとに区分して置き場所を決めて。」と作業の流れを頭の中で想定して準備万端。 6日目 初日(10月28日)は順調に受け入れをしていたのだが、翌日から様子は一変する。 7日目以降 宅急便のトラック、10tの大型トラックが入れ代わり立ち代り段ボール箱を運んでくる。一日に最低でも10往復はしているだろうか。あっという間に用意した車庫はあふれかえり、何がどこにあるのかも収拾がつかない状態となった。作戦を変更し、来た荷物に貼ってある送り状をとにかく片っ端から剥がし(送り主を確認し老施協に報告するため)仕訳は仕事の合間を試みて行なうこととした。ボランティアも要請して品目ごとに荷物を整理し、最終的には車庫1棟、テント4張り、ピロティー、廊下とあらゆるスペースを使っての保管となった。さすがに各県老施協を通じての支援活動は大規模なものであることを改めて感じた次第である。

問題・課題等			
運搬が急務となる。しかし、受け入れで手一杯になってしまい、運搬にまで手が回らない。連絡のつく施設に片っ端から在庫状況の連絡を入れ、取りに来てもらったり、可能な限り運んだりしたが、やはり物資はたまっていく一方である。取りにこられた方に聞くと「この間までは必要だったけど。」との答え。物資は届いてこそ価値を発揮するのであって、今にして思えば運搬のための人の手配など、他の施設に協力を要請するなどの方法があったのではないかと悔やまれるところである。送られてきた物資は、組織を通じて要請しただけのことはあって必要度の高いものが数多くあった。今後の参考に資するため、どのようなものが特に必要とされたのか当園だけの状況ではあるが記録しておきたい。あくまで誤解がないように配しておくと、今回の地震では物流が比較的早く復目したこと、震源地付近で大きな被害を受けた施設の他施設移動が速やかに行われたという事情もあり、また、被災地に直接届いた物資との重複もあって一概に必要度が低かったからといって不要なものであると決め付けることはできない。いずれも大変ありがたい品々であったことは言うまでもない。いずれも大変ありがたい品々であったことは言うまでもない。と要度が高かったも食料品(レトルト製が喜ば)、水、電池、ストーブ、電気を必要としないもの)、カイロ、下着類、発電機在庫として残ったもの新、希腊、毛布、使い捨て食器、タオルの当面は必要でないが、後で役に立つもの ①1 つの梱包はできるだけ同じものを。大量の物資を効率的に整理しやすいし、被災地からの間い合わせにも対応しやすい。②中古の衣類はやはり必要度が低い。③地理的・交通条件から拠点の施設場所は適切であったと思う。④拠点施設の設置と合わせて協力施設(荷物の整理、運搬)を一緒に指定すると機能性が高まるのではないか。	問題・課題等	○物資が運べない	
で手が回らない。連絡のつく施設に片っ端から在庫状況の連絡を入れ、取りに来でもらったり、可能な限り運んだりしたが、やはり物資はたまっていく一方である。取りにこられた方に聞くと「この間までは必要だったけど。」との答え。物資は届いてこそ価値を発揮するのであって、今にして思えば運搬のための人の手配など、他の施設に協力を要請するなどの方法があったのではないかと悔やまれるところである。 送られてきた物資は、組織を通じて要請しただけのことはあって必要度の高いものが数多くあった。今後の参考に資するため、どのようなものが特に必要とされたのか当園だけの状況ではあるが記録しておきたい。あくまで誤解がないように記しておくと、今回の地震では物流が比較的早く復旧したこと、震源地付近で大きな被害を受けた施設の他施設移動が速やかに行われたという事情もあり、また、被災地に直接届いた物資との重複もあって一概に必要度が低かったからといって不要なものであると決め付けることはできない。いずれも大変ありがたい品々であったことは言うまでもない。いずれも大変ありがたい品々であったことは言うまでもない。いずれも大変ありがたい品々であったことは言うまでもない。 食料品 (レトルト製が喜ば)、水、電池、ストーブ、(電気を必要としないもの)、カイロ、下着類、発電機 在庫として残ったもの、紙おむつ 当面は必要でないが、後で役に立つもの ①1 つの梱包はできるだけ同じものを。大量の物資を効率的に整理しやすいし、被災地からの問い合わせにも対応しやすい。②中古の衣類はやはり必要度が低い。③地理的・交通条件から拠点の施設場所は適切であったと思う。 ④拠点施設の設置と合わせて協力施設 (荷物の整理、運搬)を一緒に指定すると機能性が高まるのではないか。		救援物資は即時性が命	である。受け入れと並行しての被災施設への物資
りに来てもらったり、可能な限り運んだりしたが、やはり物資はたまっていく一方である。取りにこられた方に聞くと「この間までは必要だったけど」との答え。物資は届いてこそ価値を発揮するのであって、今にして思えば運搬のための人の手配など、他の施設に協力を要請するなどの方法があったのではないかと悔やまれるところである。 送られてきた物資は、組織を通じて要請しただけのことはあって必要度の高いものが数多くあった。今後の参考に資するため、どのようなものが特に必要とされたのか当園だけの状況ではあるが記録しておきたい。あくまで誤解がないように記しておくと、今回の地震では物流が比較的早く復旧したこと、震源地付近で大きな被害を受けた施設の他施設移動が速やかに行われたという事情もあり、また、被災地に直接届いた物資との重複もあって一概に必要度が低かったからといって不要なものであると決め付けることはできない。いずれも大変ありがたい品々であったことは言うまでもない。いずれも大変ありがたい品々であったことは言うまでもない。ド着類を必要としないもの)、カイロ、下着類、発電機 在庫として残ったもの、「組まむ一人で、「電気を必要としないもの」、カイロ、下着類、発電機 で車として残ったもの、「銀、布団、毛布、使い捨て食器、タオルの当面は必要でないが、後で役に立つもの「銀、布団、毛布、使い捨て食器、タオルの当面は必要でないが、紙おむつ		運搬が急務となる。しか	し、受け入れで手一杯になってしまい、運搬にま
いく一方である。取りにこられた方に聞くと「この間までは必要だったけど。」との答え。物資は届いてこそ価値を発揮するのであって、今にして思えば連機のための人の手配など、他の施設に協力を要請するなどの方法があったのではないかと悔やまれるところである。 送られてきた物資は、組織を通じて要請しただけのことはあって必要度の高いものが数多くあった。今後の参考に資するため、どのようなものが特に必要とされたのか当園だけの状況ではあるが記録しておきたい。あくまで誤解がないように記しておくと、今回の地震では物流が比較的早く復旧したこと、震源地付近で大きな被害を受けた施設の他施設移動が速やかに行われたという事情もあり、また、被災地に直接届いた物資との重複もあって一概に必要度が低かったからといって不要なものであると決め付けることはできない。いずれも大変ありがたい品々であったことは言うまでもない。と呼ばなると要としないもの、カイロ、下着類、発電機在庫として残ったもの、第一年の大阪により必要をとしないもの、カイロ、下着類、発電機を要でないが、後で役に立つものが、紙おむつ ①1 つの梱包はできるだけ同じものを、大量の物資を効率的に整理しやすいし、被災地からの問い合わせにも対応しやすい。②中古の玄類はやはり必要度が低い。③地理的・交通条件から拠点の施設場所は適切であったと思う。 ④拠点施設の設置と合わせて協力施設(荷物の整理、運搬)を一緒に指定すると機能性が高まるのではないか。		で手が回らない。連絡の	つく施設に片っ端から在庫状況の連絡を入れ、取
 ど。」との答え。物資は届いてこそ価値を発揮するのであって、今にして思えば運搬のための人の手配など、他の施設に協力を要請するなどの方法があったのではないかと悔やまれるところである。 送られてきた物資は、組織を通じて要請しただけのことはあって必要度の高いものが数多くあった。今後の参考に資するため、どのようなものが特に必要とされたのか当園だけの状況ではあるが記録しておきたい。あくまで誤解がないように配しておくと、今回の地震では物流が比較的早く復旧したこと、農源地付近で大きな被害を受けた施設の他施設移動が速やかに行われたという事情もあり、また、被災地に直接届いた物資との重複もあって一概に必要度が低かったからといって不要なものであると決め付けることはできない。いずれも大変ありがたい品々であったことは言うまでもない。いずれも大変ありがたい品々であったことは言うまでもない。を機能、受け入れ側の勝手な感想を言わせていただくとすれば、必要度が高かったものを料面にあると表ものが表えを重複を表しました。 債者 最後に、受け入れ側の勝手な感想を言わせていただくとすれば、必要度が高かったものが指したいかり、カイロ、下着類、発電機を存庫として残ったものが表えを重複を表しました。 金本産機とでないが、後で役に立つもの ①1 つの梱包はできるだけ同じものを。大量の物資を効率的に整理しやすいし、被災地からの問い合わせにも対応しやすい。②中古の衣類はやはり必要度が低い。 ③地理的・交通条件から拠点の施設場所は適切であったと思う。 ④地点施設の設置と合わせて協力施設(荷物の整理、運搬)を一緒に指定すると機能性が高まるのではないか。 		りに来てもらったり、可	能な限り運んだりしたが、やはり物資はたまって
にして思えば運搬のための人の手配など、他の施設に協力を要請するなどの方法があったのではないかと悔やまれるところである。 送られてきた物資は、組織を通じて要請しただけのことはあって必要度の高いものが数多くあった。今後の参考に資するため、どのようなものが特に必要とされたのか当園だけの状況ではあるが記録しておきたい。あくまで誤解がないように記しておくと、今回の地震では物流が地較的早く信旧したこと、震源地付近で大きな被害を受けた施設の他施設移動が速やかに行われたという事情もあり、また、被災地に直接届いた物資との重複もあって一概に必要度が低かったからといって不要なものであると決め付けることはできない。 いずれも大変ありがたい品々であったことは言うまでもない。 「を要度が高かったも」の数料には、大・電池、ストーブ、(電気を必要としないもの)、カイロ、下着類、発電機在庫として残ったもの数据、布団、毛布、使い捨て食器、タオルの当面は必要でないが、後で役に立つものが、紙おむつの当面は必要でないが、後で役に立つものが、紙おむつの当面は必要でないが、後で役に立つものがいたも、大量の物資を効率的に整理しやすいし、被災地からの問い合わせにも対応しやすい。②中古の衣類はやはり必要度が低い。③地理的・交通条件から拠点の施設場所は適切であったと思う。(独点施設の設置と合わせて協力施設(荷物の整理、運搬)を一緒に指定すると機能性が高まるのではないか。		いく一方である。取りに	こられた方に聞くと「この間までは必要だったけ
にして思えば運搬のための人の手配など、他の施設に協力を要請するなどの方法があったのではないかと悔やまれるところである。 送られてきた物資は、組織を通じて要請しただけのことはあって必要度の高いものが数多くあった。今後の参考に資するため、どのようなものが特に必要とされたのか当園だけの状況ではあるが記録しておきたい。あくまで誤解がないように記しておくと、今回の地震では物流が比較的早く値旧したこと、震源地付近で大きな被害を受けた施設の他施設移動が速やかに行われたという事情もあり、また、被災地に直接届いた物資との重複もあって一概に必要度が低かったからといって不要なものであると決め付けることはできない。 いずれも大変ありがたい品々であったことは言うまでもない。 「企要度が高かったも」の大型にできるだけ同じものを、大量の物資を効率的に整理しやすいし、被災地からの問い合わせにも対応しやすい。②中古のな類はやはり必要度が低い。 「他理的・交通条件から拠点の施設場所は適切であったと思う。 「他現たを受います。」では、表情に対応している。 「他現た施設の設置と合わせて協力施設(荷物の整理、運搬)を一緒に指定すると機能性が高まるのではないか。		- '	
の方法があったのではないかと悔やまれるところである。 送られてきた物資は、組織を通じて要請しただけのことはあって必要度の高いものが数多くあった。今後の参考に資するため、どのようなものが特に必要とされたのか当園だけの状況ではあるが記録しておきたい。あくまで誤解がないように配しておくと、今回の地震では物流が比較的早く復旧したこと、震源地付近で大きな被害を受けた施設の他施設移動が速やかに行われたという事情もあり、また、被災地に直接届いた物資との重復もあって一概に必要度が低かったからといって不要なものであると決め付けることはできない。いずれも大変ありがたい品々であったことは言うまでもない。と変度が高かったも食料品(レトルト製が喜ば)、水、電池、ストーブ、(電気を必要としないもの)、カイロ、下着類、発電機在庫として残ったもな類、布団、毛布、使い捨て食器、タオルの当面は必要でないが、後で役に立つもの場が、紙おむつの当面は必要でないが、後で役に立つものの場があると決め付けるの梱包はできるだけ同じものを。大量の物資を効率的に整理しやすいし、被災地からの問い合わせにも対応しやすい。②中古の衣類はやはり必要度が低い。③地理的・交通条件から拠点の施設場所は適切であったと思う。 ④拠点施設の設置と合わせて協力施設(荷物の整理、運搬)を一緒に指定すると機能性が高まるのではないか。			* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *
送られてきた物資は、組織を通じて要請しただけのことはあって必要度 の高いものが数多くあった。今後の参考に資するため、どのようなものが 特に必要とされたのか当園だけの状況ではあるが記録しておきたい。あく まで誤解がないように記しておくと、今回の地震では物流が比較的早く復 旧したこと、震源地付近で大きな被害を受けた施設の他施設移動が速やか に行われたという事情もあり、また、被災地に直接届いた物資との重複も あって一概に必要度が低かったからといって不要なものであると決め付 けることはできない。 いずれも大変ありがたい品々であったことは言うまでもない。 ・ 食料品(レトルト製が喜ば)、水、電池、ストーブ、(電気を必要としないもの)、カイロ、下着類、発電機 を確として残ったもの ・ 当面は必要でないが、後で役に立つもの ・ 近れ、一道の地包はできるだけ同じものを。大量の物資を効率的に整理しやす いし、被災地からの問い合わせにも対応しやすい。 ②中古の衣類はやはり必要度が低い。 ③ 地理的・交通条件から拠点の施設場所は適切であったと思う。 ④拠点施設の設置と合わせて協力施設(荷物の整理、運搬)を一緒に指定 すると機能性が高まるのではないか。			, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
の高いものが数多くあった。今後の参考に資するため、どのようなものが特に必要とされたのか当園だけの状況ではあるが記録しておきたい。あくまで誤解がないように記しておくと、今回の地震では物流が比較的早く復旧したこと、震源地付近で大きな被害を受けた施設の他施設移動が速やかに行われたという事情もあり、また、被災地に直接届いた物資との重複もあって一概に必要度が低かったからといって不要なものであると決め付けることはできない。いずれも大変ありがたい品々であったことは言うまでもない。と要度が高かったも食料品(レトルト製が喜ば)、水、電池、ストーブ、(電気を必要としないもの)、カイロ、下着類、発電機在庫として残ったもの数額、布団、毛布、使い捨て食器、タオルの当面は必要でないが、後で役に立つもの 紙おむつ 後で役に立つもの 101つの梱包はできるだけ同じものを。大量の物資を効率的に整理しやすいし、被災地からの問い合わせにも対応しやすい。②中古の衣類はやはり必要度が低い。③地理的・交通条件から拠点の施設場所は適切であったと思う。 ④拠点施設の設置と合わせて協力施設(荷物の整理、運搬)を一緒に指定すると機能性が高まるのではないか。			
特に必要とされたのか当園だけの状況ではあるが記録しておきたい。あくまで誤解がないように記しておくと、今回の地震では物流が比較的早く復旧したこと、震源地付近で大きな被害を受けた施設の他施設移動が速やかに行われたという事情もあり、また、被災地に直接届いた物資との重複もあって一概に必要度が低かったからといって不要なものであると決め付けることはできない。いずれも大変ありがたい品々であったことは言うまでもない。 【を要度が高かったもを料品(レトルト製が喜ば)、水、電池、ストーブ、(電気を必要としないもの)、カイロ、下着類、発電機を住庫として残ったもを数し、・ 一方、(電気を必要としないもの)、カイロ、下着類、発電機を存して残ったもをで役に立つものをでないが、後で役に立つものをでないが、後で役に立つものをできるだけ同じものを、大量の物資を効率的に整理しやすいし、被災地からの問い合わせにも対応しやすい。②中古の衣類はやはり必要度が低い。③地理的・交通条件から拠点の施設場所は適切であったと思う。 【・ 他人人、使災地がらの設定と合わせて協力施設(荷物の整理、運搬)を一緒に指定すると機能性が高まるのではないか。			
まで誤解がないように記しておくと、今回の地震では物流が比較的早く復旧したこと、震源地付近で大きな被害を受けた施設の他施設移動が速やかに行われたという事情もあり、また、被災地に直接届いた物資との重複もあって一概に必要度が低かったからといって不要なものであると決め付けることはできない。 いずれも大変ありがたい品々であったことは言うまでもない。 最後に、受け入れ側の勝手な感想を言わせていただくとすれば、 必要度が高かったも 食料品 (レトルト製が喜ば)、水、電池、ストーブ、(電気を必要としないもの)、カイロ、下着類、発電機 在庫として残ったも 衣類、布団、毛布、使い捨て食器、タオルの当面は必要でないが、後で役に立つもの ①1 つの梱包はできるだけ同じものを。大量の物資を効率的に整理しやすいし、被災地からの問い合わせにも対応しやすい。②中古の衣類はやはり必要度が低い。 ③地理的・交通条件から拠点の施設場所は適切であったと思う。 ④拠点施設の設置と合わせて協力施設(荷物の整理、運搬)を一緒に指定すると機能性が高まるのではないか。		· · ·	
旧したこと、震源地付近で大きな被害を受けた施設の他施設移動が速やかに行われたという事情もあり、また、被災地に直接届いた物資との重複もあって一概に必要度が低かったからといって不要なものであると決め付けることはできない。 いずれも大変ありがたい品々であったことは言うまでもない。 いずれも大変ありがたい品々であったことは言うまでもない。 最後に、受け入れ側の勝手な感想を言わせていただくとすれば、 必要度が高かったも 食料品 (レトルト製が喜ば)、水、電池、ストーブ、(電気を必要としないもの)、カイロ、下着類、発電機 在庫として残ったも 衣類、布団、毛布、使い捨て食器、タオルの当面は必要でないが、後で役に立つもの ①1 つの梱包はできるだけ同じものを。大量の物資を効率的に整理しやすいし、被災地からの問い合わせにも対応しやすい。②中古の衣類はやはり必要度が低い。 ③地理的・交通条件から拠点の施設場所は適切であったと思う。 ④拠点施設の設置と合わせて協力施設(荷物の整理、運搬)を一緒に指定すると機能性が高まるのではないか。			
に行われたという事情もあり、また、被災地に直接届いた物資との重複もあって一概に必要度が低かったからといって不要なものであると決め付けることはできない。 いずれも大変ありがたい品々であったことは言うまでもない。 最後に、受け入れ側の勝手な感想を言わせていただくとすれば、 必要度が高かったも 食料品 (レトルト製が喜ば)、水、電池、ストーブ、(電気を必要としないもの)、カイロ、下着類、発電機 在庫として残ったも 衣類、布団、毛布、使い捨て食器、タオルの 当面は必要でないが、 紙おむつ ①1 つの梱包はできるだけ同じものを。大量の物資を効率的に整理しやすいし、被災地からの問い合わせにも対応しやすい。 ②中古の衣類はやはり必要度が低い。 ③地理的・交通条件から拠点の施設場所は適切であったと思う。 ④拠点施設の設置と合わせて協力施設 (荷物の整理、運搬)を一緒に指定すると機能性が高まるのではないか。			
あって一概に必要度が低かったからといって不要なものであると決め付けることはできない。 いずれも大変ありがたい品々であったことは言うまでもない。 最後に、受け入れ側の勝手な感想を言わせていただくとすれば、 必要度が高かったも 食料品(レトルト製が喜ば)、水、電池、ストーブ、(電気を必要としないもの)、カイロ、下着類、発電機 在庫として残ったも 衣類、布団、毛布、使い捨て食器、タオルの 当面は必要でないが、後で役に立つもの ①1 つの梱包はできるだけ同じものを。大量の物資を効率的に整理しやすいし、被災地からの問い合わせにも対応しやすい。②中古の衣類はやはり必要度が低い。 ③地理的・交通条件から拠点の施設場所は適切であったと思う。 ④拠点施設の設置と合わせて協力施設(荷物の整理、運搬)を一緒に指定すると機能性が高まるのではないか。			
### はることはできない。 いずれも大変ありがたい品々であったことは言うまでもない。 最後に、受け入れ側の勝手な感想を言わせていただくとすれば、 必要度が高かったも 食料品(レトルト製が喜ば)、水、電池、スト 一 一 で、(電気を必要としないもの)、カイロ、下着類、発電機 在庫として残ったも 衣類、布団、毛布、使い捨て食器、タオル の 当面は必要でないが、 後で役に立つもの 紙おむつ 紙おむつ ① 1 つの梱包はできるだけ同じものを。大量の物資を効率的に整理しやすいし、被災地からの問い合わせにも対応しやすい。 ② 中古の衣類はやはり必要度が低い。 ③ 地理的・交通条件から拠点の施設場所は適切であったと思う。 ④ 拠点施設の設置と合わせて協力施設(荷物の整理、運搬)を一緒に指定すると機能性が高まるのではないか。			
### ### ###########################			いったからというで小安なものであると仏の自
##			(見なでなったこと)け言うまでもかい
 必要度が高かったもの 食料品(レトルト製が喜ば)、水、電池、ストーブ、(電気を必要としないもの)、カイロ、下着類、発電機 在庫として残ったもの		マータイレも八変めりかたく	$\frac{1}{100}$
 必要度が高かったもの 食料品(レトルト製が喜ば)、水、電池、ストーブ、(電気を必要としないもの)、カイロ、下着類、発電機 在庫として残ったもの	 備老	最後に 受け入れ側の膵	手か感想を言わせていただくとすれば
の ーブ、(電気を必要としないもの)、カイロ、下着類、発電機 在庫として残ったもの	ני מע		1
下着類、発電機 在庫として残ったも			
在庫として残ったもの 当面は必要でないが、後で役に立つもの ①1 つの梱包はできるだけ同じものを。大量の物資を効率的に整理しやすいし、被災地からの問い合わせにも対応しやすい。②中古の衣類はやはり必要度が低い。③地理的・交通条件から拠点の施設場所は適切であったと思う。④拠点施設の設置と合わせて協力施設(荷物の整理、運搬)を一緒に指定すると機能性が高まるのではないか。			
の 当面は必要でないが、 後で役に立つもの ①1 つの梱包はできるだけ同じものを。大量の物資を効率的に整理しやすいし、被災地からの問い合わせにも対応しやすい。 ②中古の衣類はやはり必要度が低い。 ③地理的・交通条件から拠点の施設場所は適切であったと思う。 ④拠点施設の設置と合わせて協力施設(荷物の整理、運搬)を一緒に指定すると機能性が高まるのではないか。		在庫として残ったも	
後で役に立つもの ①1 つの梱包はできるだけ同じものを。大量の物資を効率的に整理しやすいし、被災地からの問い合わせにも対応しやすい。 ②中古の衣類はやはり必要度が低い。 ③地理的・交通条件から拠点の施設場所は適切であったと思う。 ④拠点施設の設置と合わせて協力施設(荷物の整理、運搬)を一緒に指定すると機能性が高まるのではないか。 参考資料 中越大震災震災記録集「私たちの記録、そしてこれから」社団法人新潟県			PART THE CONTRACT OF THE CONTR
後で役に立つもの ①1 つの梱包はできるだけ同じものを。大量の物資を効率的に整理しやすいし、被災地からの問い合わせにも対応しやすい。 ②中古の衣類はやはり必要度が低い。 ③地理的・交通条件から拠点の施設場所は適切であったと思う。 ④拠点施設の設置と合わせて協力施設(荷物の整理、運搬)を一緒に指定すると機能性が高まるのではないか。 参考資料 中越大震災震災記録集「私たちの記録、そしてこれから」社団法人新潟県			紙おむつ
①1 つの梱包はできるだけ同じものを。大量の物資を効率的に整理しやすいし、被災地からの問い合わせにも対応しやすい。 ②中古の衣類はやはり必要度が低い。 ③地理的・交通条件から拠点の施設場所は適切であったと思う。 ④拠点施設の設置と合わせて協力施設(荷物の整理、運搬)を一緒に指定すると機能性が高まるのではないか。 参考資料 中越大震災震災記録集「私たちの記録、そしてこれから」社団法人新潟県		11 .,) AND CO
いし、被災地からの問い合わせにも対応しやすい。 ②中古の衣類はやはり必要度が低い。 ③地理的・交通条件から拠点の施設場所は適切であったと思う。 ④拠点施設の設置と合わせて協力施設(荷物の整理、運搬)を一緒に指定すると機能性が高まるのではないか。 参考資料 中越大震災震災記録集「私たちの記録、そしてこれから」社団法人新潟県		K CKICE > 00	
いし、被災地からの問い合わせにも対応しやすい。 ②中古の衣類はやはり必要度が低い。 ③地理的・交通条件から拠点の施設場所は適切であったと思う。 ④拠点施設の設置と合わせて協力施設(荷物の整理、運搬)を一緒に指定すると機能性が高まるのではないか。 参考資料 中越大震災震災記録集「私たちの記録、そしてこれから」社団法人新潟県		┃ ①1 つの梱包はできるだ	け同じものを。大量の物資を効率的に整理しやす
②中古の衣類はやはり必要度が低い。 ③地理的・交通条件から拠点の施設場所は適切であったと思う。 ④拠点施設の設置と合わせて協力施設(荷物の整理、運搬)を一緒に指定すると機能性が高まるのではないか。 参考資料 中越大震災震災記録集「私たちの記録、そしてこれから」社団法人新潟県			
④拠点施設の設置と合わせて協力施設(荷物の整理、運搬)を一緒に指定すると機能性が高まるのではないか。参考資料 中越大震災震災記録集「私たちの記録、そしてこれから」社団法人新潟県		, ,, ,	
④拠点施設の設置と合わせて協力施設(荷物の整理、運搬)を一緒に指定すると機能性が高まるのではないか。参考資料 中越大震災震災記録集「私たちの記録、そしてこれから」社団法人新潟県			
すると機能性が高まるのではないか。 参考資料 中越大震災震災記録集「私たちの記録、そしてこれから」社団法人新潟県		9 , , ,	
参考資料 中越大震災震災記録集「私たちの記録、そしてこれから」社団法人新潟県			
老人福祉施設協会 平成 17 年 10 月			
	参考資料	中越大震災震災記録集「	私たちの記録、そしてこれから」社団法人新潟県

事例名		■ 新潟県中越入農災-43 43. (長岡市) 高齢者総合施設 縄文の杜関原
概要		被災地域の多機能拠点としての活動
	Ⅰ∶発災期	1日目【2004.10.23】他案発生…入浴施設ご利用者の避難
	(発災から3日間)	縄文の杜関原には健康増進・介護予防事業のパワーリハビリテーション
		に併設している入浴設備(銭湯)がある。今回の震災ではこの入浴施設が
		大きな役割を果たすことになる。地震発生時、1階のデイサービスは提供
		時間終了。2階の入浴施設に5名の利用者がおられた。大きな余震が襲う
		なか全職員でなんとか利用者を無事避難誘導し、それ以降の営業は休止、
		施設を閉めた。
		2 日目【2004. 10. 24】関原地区断水…貯水タンクの開放
		翌朝、出勤できた職員は10名弱、被災した職員も多く出ている。利用
		者や事業所に安否確認を試みるが電話がつながらず状況がつかめない。こ
		の法人の事務局長の巡回あり指示を仰ぐ。施設管理職員も被災し機器の復
		旧ができないが、まずは断水している地元に飲料水と水洗トイレを提供す
		る。当施設の貯水タンク20トン、水量を見ながらギリギリまで開放する。
		同時に今後、入浴の需要が出てくると思われるので「入浴無料開放」に向
		けた段取りに取り掛かる。利用者は当然だが、被災した職員の安否や状況
		を把握しながらシフトを組む。結局、デイサービスは2日間休止し、その
		間、出勤職員全員で安否確認・状況の把握に努めた。同時に法人内の入所
		施設は被災者の緊急入所対応を行うことになる。
		3 日目【2004. 10. 25】社会福祉法人としての使命・・・電話殺到
		法人全体会議で社会福祉法人の使命として、各施設の機能を最大限に生
災		かし全面協力していくようにとの指示を受ける。当施設では、入浴施設の
害		無料開放を行うことなる。この時から被災者や報道機関より「お風呂やっ
災害復旧		ていますか?」の電話が殺到していた。あまりにも問い合わせが多いので
<u></u> の		近郊で営業している入浴施設を調べ、紹介することでその場をしのぐこと
の時期		しか出来なかった。
初	Ⅱ∶応急住宅対策期	4日目【2004.10.26】貯水タンクに水が足りない…風呂稼動できず
	(4日~3週間程度)	デイサービス・配食サービスを再開させる。
		入浴施設については設備に問題はないが水がなくて稼動できない状況
		が続いている。肝心の水だけが来ない。長岡市水道局に現状を伝え「そう
		いうことであれば全面協力する」と状況を確認してもらう。「給水は出来
		ており、長岡市のロングライフセンター下の貯水池には貯まっているので
		高台にある縄文の杜関原は時間がかかるのではないか」とのことであっ
		た。待つしかない。
		5日目【2004.10.27】水道復旧し入浴無料開放
		前日の期待通り、夜間でようやく貯水タンクが満水となり、やっと入浴
		設備が稼動できる。職員総出、勇んで清掃・準備にあたった。また法人事
		務局を通じて「入浴無料開放」を各報道機関へ連絡する。午前中に大きな
		余震あり、安全装置が作動し再び機器が停止してしまうハプニングがあっ
		赤展めり、女主表直が「F動し行り「機器が「F正しくしょう・・クーン)があり たが、今回は施設管理員の指導の元、全職員が復旧の方法を享受していた
		たが、う回は他成員性負の指導の元、主職負が復回の方法を学文していた 為、なんなく対処できた。この日入浴された方々は195名、今までは1
		日に多くて 30 名位の利用しかなかった入浴施設であるため 195 名という
		数はかなりのものである。
		6 日目【2004. 10. 28】避飴所からの入浴…ケアマネジャー仙緊急派遣
		テレビやラジオなどで縄文の杜関原、無料開放が伝えられた為、この日
		の入浴者は513名と大きく膨れ上がった。各避難所におられる方も多く、

その表情は疲れきっておられる。さすがに入浴の効果はてき面である。入 浴後の皆さんの表情からはホッとされた安堵感や感謝の言葉を頂くこと ができ、これが対応職員自身の元気にもつながった。

長岡市新産体育館には太田地区の方々が避難されていた。避難所から入浴に来られた方より「俺ら車で通われるモンはいいけど、避難所には交通手段の無い年寄りがいる」「なんとかならないものか…」とのこと。当然、介助が必要な方々の入浴希望もあった為、私たちは、直ちにケアマネジャーを避難所に派遣し要介護者の状況把握に努めた。同時に、長岡市医師会から避難所に派遣されていた関原地区の医師からも「避難所には寝たきりのお年寄りが何人かおられる」「入浴できないだろうか…」との依頼があった。やはり避難所にはこのようなニーズがある。私どもは、法人のバスで送迎サービスを行い、希望のある方、当然、要介護者も含め、避難所におられるご希望者全員に入浴していただいた。これには当施設だけでは対応できないので法人内の入浴施設も夜の9時まで時間を延長し対応した。この日以降、要介護者に対する入浴提供というシフトが始まる。

9日目~【2004.10.31】~希望のある方は絶対にお断りしない

入浴者数がピークを迎えてきた。入浴可能な稼働状況を大きく超えた 為、デイサービスの浴室を開放し地域交流スペースを入浴待合室にして対 応した。引き続き「普段使っている他のデイサービスセンターが休止して いて入浴できない」「家に寝たきりのお年寄りがいるけれど入浴できない だろうか」「避難所にも車椅子で入浴できない方々がいる」等の声が多く 聞かれる。今まで介護保険や福祉サービスを使ったことがない方々も多い のでリスクの面でも懸念されたが、家族同伴を条件に市町村の担当者やケアマネジャー、そして法人事務局と連絡を取り合い、希望のあった全ての 方々に入浴して頂くことができた。

以後、民間の入浴施設が11月8日に無料開放を終了するが、この被災者に向けた入浴開放サービスは大晦日の12月31日まで続け延べ1万人の方々が利用される。このような状況で施設の機能を発揮するには的確な状況把握と、それに対してどのような対応を行い、具体的に指示を出すかが今回のポイントであったと思う。

10日目~13日目(避難所・ボランティア宿泊施設としての機能)

[2004. 11. $1 \sim 11. 4$]

関原地区の避難所となる。余震活動が落ち着きをみせる中、まだ怖くて 自宅へ帰れない・・と学校に避難していた高齢者6名が宿泊。急きょ宿直 体制を組む。

15 日目~34 日目【2004. 11. 6~11. 30】

新潟県老人福祉施設協議会・関東ブロック連絡協議会から緊急受入している施設に応援に来てくださったボランティア延91名が宿泊。宿直/給食、早出体制組む。

Ⅲ:仮設住宅生活期(3週間~1年)

| 49 日目~(仮設住宅に入居者に対する支援)

山古志村が主催しているリハビリ教室を当地域交流スペースで開催。今年度も継続して行っている。(毎月3回 計36回)

山古志村仮設住宅に対して食事サービス。これについては当法人内 6 施設がシフトを組み、一日 3 食の配達を行った。

参考資料

中越大震災震災記録集「私たちの記録、そしてこれから」社団法人新潟県 老人福祉施設協会 平成 17 年 10 月

事例名		44. 魚沼市(旧堀之内町)特別養護老人ホームうかじ園
-100 सर		(→特別養護老人ホーム八色園)
概要		中越大震災にどう立ち向かったか
	I 発災期	2 日目~12 日目 法人内の 3 施設に分散避難
	(発災から3日間)	(公人下)V2 3)地页(C) 7 取姓舞
災害	Ⅱ∶応急住宅対策期	12 日目~約 100 日目
有復	(4 日~3 週間程	・ 15km離れた旧大和町(現在南魚沼市)「八色園」の古い園舎を借用
災害復旧の	度)	して、特別養護老人ホームの非難生活を送る。
時		・ 「うかじ園」の復旧工事は、災害救助法の適用を受け、国、県の補助を含めて、約4,000万円の工事となり、約4ヶ月を要した。
期		
	Ⅲ∶仮設住宅生活期	約 100 日目以降
	(3週間~1年)	・「うかじ園」に戻る。
問題	・課題等	・ 地震が職員のいる時間帯(ほとんどの方が食堂に集まっていた)であ
		ったことが幸いしたが、降雪期や夜間帯であったら、避難も混乱を極
		めた可能性が高い。
		・ 通信手段(電話・携帯電話など)が遮断され、緊急連絡網がきのうし
		なかった、安否確認に時間を要し、職員非常召集は、職員の自主的な
		判断に任された状況であった。
		・ 非常食はもちろん、非常電源、非常物質の備蓄など数日間の避難に足
		りる量の確保が必要であった。
		・ 「うじか園」が被災したことで、在宅要介護高齢者のための、長期的
		にわたる介護環境がたもたれる避難施設の確保が困難であった。
備考		「八色園」及び「ゆきぐに大和病院」の大きな支援によって、分散避難生
		活の長期化もなく、1ヶ所での避難生活が可能となり、無事に避難生活を
		終えることができた。
参考		中越大震災震災記録集「私たちの記録、そしてこれから」社団法人新潟県
		老人福祉施設協会 平成 17 年 10 月

事例名		45. 魚沼市(旧大和町)特別養護老人ホーム八色園
		(←特別養護老人ホームうかじ園)
概要		後方支援の実際 〜被災施設入居者の受け入れ〜
	I∶発災期	1日目 平成16年10月23日仕)17時56分
	(発災から3日間)	震度6の強い揺れが2回。少し置いて3回目。丁度夕食中という事が幸
		いし、入居者は皆リビングへ集まっていた。食器棚などが倒れてくる恐れ
		もあり、揺れが治まるまで出来るだけ食堂の中央へ身を寄せ合っていた。
		通信網も遮断され、非常召集を布く事もできず、ただ自発的に駆けつける
		職員を待つのみだった。夜は集まった職員が入居者の側で一緒に休んだ。
	Ⅱ∶応急住宅対策期	一夜明けて、被害状況を確認し、人的にも物的にも被害は無かった。 4日目 10月26日
	(4 日~3 週間程	4 日日 10 月 20 日 小千谷市のグループホーム利用者 8 名の行き場が無く「厚生連魚沼病院
	度)	待合室」にいるとの受け入れ要請あり。2台の送迎用バスに職員4名が乗
	127	り、緊急輸送のステッカーをフロントガラスにつけて迎えに行った。
		とりあえず、会議室で受け入れ、その後6日間、会義室を生活の場とし
		て過ごす事になった。夜間は当直の他2名でグループホーム対応に入り、
		日中は相談員、機能訓練指導員、介護支援専門員など、2名ずつ交替で対
		応したが、本来の仕事もありなかなか大変であった。大和町社会福祉協議
		会にボランティア要請した。
		5 日目 10 月 27 日
		大和町社協から早速2名来てもらった。同時に大和医療福祉センターか
		らは、業務の空き時間に交代で応援あり、職員1名とボランティアで対応
災害		した。この日、小千谷市のひとり暮らしの方が、担当の方と訪れた。自宅
災害復旧		が半壊で行き場がないという。グループホームの人たちと一緒に会議室で
旧の		生活することとなる。 川口町・特養あおりの里から 24 名の避難場所を探しているとの要請も
時期		入ってきた。受け入れに当たって、大和町とケアマネジャーに依頼し短期
		入所者の予約を調整しベッドを空けた。長期入所者と家族にも被災地支援 の理解を頂き、受け入れ期間2人部屋でお願いした部屋もある。
		8日目 10月30日
		特養あおりの里から 10 名の入居者と職員 4 名が自衛隊の輸送車で八色
		園に入った。この時、埼玉県立大学保健医療福祉学部のボランティアチー
		ムが支援に入った。ホールは、物々しい雰囲気と人間の多さで騒然として
		いた。
		1名は自衛隊員6名に囲まれ担架で運ばれてきた。経菅栄養の方で脱水
		症状があり口腔内に痰が溜まっていた状態で早急の吸引処置が必要だっ
		た。医療班の揃った埼玉県立大の方々の機敏な動きに感謝。吸引器をセットし吸引する人、バイタルを測る人、入居者の状態に合わせて的確な指示
		トレ吸引する人、ハイタルを側る人、八店有り仏態にロガゼ C的確な指示
		9 日目 10 月 31 日
		社会福祉協議会の呼びかけで、町内の婦人会からも応援に来てもらっ
		た。1日2~3名、環境が変化し落ち着かない方の話し相手になってもら
		った。大勢の方が交代で来園し、その都度説明し指示を出さなければなら
		なかった。介護する人数が増えた上にボランティアの対応に不慣れな職員
		と経験のないボランティアでは正直言って現場は大変だった。結果的に
		は、毎日の受け入れで職員は指示の出し方など習得し、目配りの仕切れな
		い部分をかなり助けていただき感謝の気持ちで終わった。

	10日目 11月1日 会議室のグループホームの方々がユニット仮設の2人部屋へ移った。全体では10数箇所2人部屋を設定し、18名の被災者をユニットで受け入れることになった。 うかじ園から旧八色園の使用について、堀之内町長から大和町長に要請あり。 11日目 11月2日代 全国グループホーム協会より岩手県の7名の介護職員が5日間支援に入った。うかじ園受け入れの準備、空き時間には、八色園へ。この時も、他施設の方の支援など経験がなく、相手も又、支援に入るのは初めてで、何をどうしてよいか分からず話し相手と、救援物資の配給、リネン交換など間接的な事にとどまった。 大勢の人たちが出入りする環境の中で、現場の職員はそれだけで疲れていた。直接的な介護の部分を支援してもらう為要請をした。スムーズに介護に入ってもらえる様にケアプランの日課表を部外者が見ても理解できるようにアレンジした。 17日目 11月8日 東京都社協から1週間交代で1ケ月間5名ずつ、長野県の特養「敬老園」から1ケ月間3名、それぞれユニットに分散し、日課表を基に動いてもらった。そうした中、あおりの里の職員5名が八色園で勤務することになり、東京都社協の支援は最初の1週間で打ち切った。「敬老園」の支援も12月6日、グループホーム利用者の帰宅に合わせて同日終了した。現地・川口町への支援隊から宿泊場所確保の要請もあった。群馬県精神保健センター、同県メディカルソーシャルワーカー協会にそれぞれDSC、研修室を提供した。
Ⅲ:仮設住宅生活期 (3週間~1年)	
問題·課題等	この度の震災で後方支援という立場でいろいろな経験をした。 ・緊急時のボランティアの受け入れ体制が確立しておらず、どんどん入ってくるボランティアに適切な対応が出来なかった。今後のために、地域ボランティア、派遣職員の受け入れ体制を明示しておく必要がある。 ・派遣職員を受ける際、スムーズに介護に入れるような情報の提供の仕方を工夫すること。 ・地震の時には同地域内は一緒に被災する。そのため少し距離のあるところと直ぐに SOS を出せるような体制をとっておく必要がある。
備考	
参考資料	中越大震災震災記録集「私たちの記録、そしてこれから」社団法人新潟県 老人福祉施設協会 平成 17 年 10 月

事例名		46. 民間事業者 入浴サービス
概要		行政主導の入浴サービスの中での民間事業者の関わり
災害復旧の時期	Ⅱ:応急住宅対策期 (4 日~3 週間程 度)	28 日以降 ・ 長期化が予想される 7 ヶ所の避難所に自衛隊の大規模野外テント風呂や民間企業が提供した三連の簡易浴室等が設置された。 ・ 長岡市では、高齢者センターをはじめとする公立あるいは民間の入浴施設、そして先進的な社会福祉法人が多数存在し、それぞれに強力な支援をしていただいた。 ・ 入浴サービス担当部局は、施設側や避難所担当者、浴槽提供企業等と
		の調整や入浴施設の把握、整理をしながら、マスコミの協力を得ての情報提供を行った。 11 月上旬以降 ・ 入浴は、早い段階から社会福祉法人、民間デイサービスセンターの入浴施設の提供、さらにはスーパー銭湯などが無料開放や無料券の提供などを行った。
問題·課題等		_
備者	Ť	
参考資料		中越大震災―自治体の危機管理は機能したか 長岡市災害対策本部編/ ぎょうせい 2005年7月初版

事例名		47. 民間事業者 コムスン
概要	臣	コムスンとグループ会社のグッドウイル
		被災地域にコムスンのケアセンターやグッドウイルの支店がある。特に
		被害の多かったのは長岡ケアセンターで利用者やスタッフが多く被災し
		た。
	I:発災期(発災から	
	3日間)	
	Ⅱ:応急住宅対策期(4	・長岡ケアセンターのスタッフは独居の利用者の安否確認を続けた。
	日~3週間程度)	・自ら避難所生活を続けながら利用者のケアに出たスタッフ、車の生活を続
災害復旧		
一		けながら利用者のケアに出たスタッフもいる。
復		・市の要請により、被災者のリハビリのために千葉から招聘されたマッサー
0		ジ師の移動介助も行った。
の時期		・グループ会社とグッドウイル合同でタオル 2,000 枚支給(11月5日)
期		・日本在宅介護協会の呼びかけのもと、他の介護事業者とともに訪問入浴サ
		ービスを提供した(11月8日から1週間)。
	Ⅲ 仮設住宅生活期(3	
	週間~1年)	
 問題・課題等		
IN NEW TOWNS 1		
/±± →	<u>*</u>	
備考		
参考資料		コムスンタイムスニュース 2004年11月29日

		= 利利が1 医八展久 10
事例	 名	48. とうきょう災害ボランティアネットワーク ①
概要	Ę	民間企業によるボランティアへの支援事例(ただし、高齢者支援にしぼっ
		たものではない。)
災	Ⅱ 応急住宅対策期	被災地内の災害ボランティアセンターへの情報伝達ツールの提供
害	(4日~3週間程度)	今回の活動では、ヒューレット・パッカード株式会社、日立製作所株
復旧		式会社、DDIポケット株式会社から、合わせて「パソコン30台」「プ
の		リンター10台」「モバイルカード30枚、および3ヶ月の無料使用権」
時		が提供されたので、各被災地のボランティアセンターに配布
期		
問題	頁・課題等	
備者	<u> </u>	・ ボランティアネットワークに確認したところ、企業側から上記のような
		ことの提案があり、パソコン等の提供があった。
		・ 災害時に企業からの提供は比較的多い。
		サービス面では、同じ系列のホーム等には、被災していないホームから、
		被災地のホームへの人材の派遣はよくある。
		・ そのほか、被災地への入浴サービス等は行われることは多い。
参考	資料	連合東京ボランティアサポートチームホームページ
		http://www.tosaibo.net/disaster/2004/niigata.html
		2004年11月5日更新版

		■新潟県中越大震災-49
事例	列名	49. とうきょう災害ボランティアネットワーク②
概要	更	とうきょう災害ボランティアネットワークが捉えた小千谷市の状況
災害	Ⅱ 応急住宅対策期 (4日~3週間程度)	10月29日
復旧の時期		・午後から、葛飾区議会議員と共に小千谷市に入った。エアーテントにて 被災者を収容しているピース・ウィンズ・ジャパン現地責任者と会合し 今後の見通しなどについて協議。
**)		・小千谷VC全体ミーティングに参加。ニーズ吸い上げについて十日町の 例を提示し、地元出身のボランティアを巻き込んだ積極的な活動を推進 することを提示し、合意を得た。
		・小千谷応援社協職員の方々とミーティングにはいる。市や民生委員との 連携、障害者・独居老人・在日外国人の調査、アレルギー除去食品対応 や子供たちの遊び支援などについて意見交換。小千谷社協中心に盛り立 てていくことを確認した。
		小千谷ボランティアセンター 2004年10月31日 ・小千谷にて、今後の支援の方向について、シャンティ国際ボランティア会事務局長、東災ボ事務局長で意見交換。 →東災ボとしては、ドンドン人を送りこむというスタイルではなく、小さい地元にもともとあるイベントなどを支援する形で支援した方がよいと思われる。放っておいてもボランティアは来る。現在避難所などで保たれているコミュニティをも混乱させるような動きはよくない。 →小千谷VCでヒアリングをして、ニーズを調査。
		・小千谷VCでは、ボランティアコーディネート=VCの運営に混乱が見られる。炊き出しに関しては、VC、VCの隣で開設しているJC、と窓口が複数ある。毎日擦り合わせを行ってはいるものの、現場で2つの炊き出しがバッティングするなどの混乱も生じている。今日から市災害対策本部前でとちぎのYさんがテントを張り、炊き出しを始めた。

	・小千谷市には大量のボランティアが入っているが(31日800名)、ボランティアコーディネートのシステムがまだ不充分なので、さばききれていない。
	被災地域への炊き出し支援 東京災害ボランティアネットワークでは、11月5~7日の予定で、小千谷 市、長岡市を中心にボランティア55名を派遣し、炊き出し活動、および励 ましとなる催しを開催。
	開催場所(予定) 小千谷市東小千谷中学校(両日) 小千谷市山寺地区(両日) 長岡市柿小学校 ほか数ヶ所
問題・課題等	
備考	
参考資料	資料:連合東京ボランティアサポートチーム <u>HP</u> http://album.nikon-image.com/nk/NAlbumTop.asp?key=461668&un=83 <u>598&m=0</u>

		■新潟県中越大震災-50
事例	列名	50. 小千谷市ボランティアセンター (小千谷市の状況)
概要	要	小千谷市ボランティアセンターが伝える仮設住宅集会場でのいきいきサロン
		「地域のお茶の間」の状況
災害復旧の時期	Ⅲ 仮設住宅生活期(3週~1年)	
		市内ボランティアさんによる、仮設住宅の方とのクリスマスリースづくり
		・ 小千谷市災害ボランティアセンターは12月19日午後4時をもちまして 閉所いたしました。長期にわたるご支援、本当にありがとうございまし た。12月20日より小千谷市社会福祉協議会が各組織等と連携し、引き続 き、小千谷市の復興に向けたボランティア活動を展開していきます。市 民の皆様でボランティア活動が可能な方は、ご協力をお願いします

12月19日午後4時から行われた閉所式

		 10月27日(水)に設置・活動してきました「小千谷市災害ボランティアセンター」は、ボランティアへの依頼件数も数える程になったことから、来たる12月19日(日)16:00に閉所。 市内外から駆けつけて活動していただいた2万人超のボランティア。
問題・課題等		_
備考	<u>,</u>	
/> -	資料	小千谷市ボランティアセンター公式ホームページ

事例名	1. 国 関係省庁:内閣府、総務省、厚生労働省、国土交通省 災害時要援護者の避難対策に関する検討会
概要	災害時要援護者の避難支援ガイドライン(改訂版) (平成 18 年 3 月、災害時要援護者の避難対策に関する検討会)
問題・課題等	平成16年7月の梅雨前線豪雨、一連の台風等における高齢者等の被災状況等を踏まえると、災害時要援護者(以下「要援護者」と略す。)の避難支援については、①防災関係局と福祉関係部局の連携が不十分であることなど、要援護者や避難支援者への避難勧告等の伝達体制が十分に整備されてないこと、②個人情報への意識の高まりに伴い要援護者情報の共有・活用が進んでおらず、発災時の活用が困難なこと、③要援護者の避難支援者が定まっていないことなど、避難行動支援計画・体制が具体化していないこと、の三つが大きな問題として挙げられた。 ・ 自助・地域(近隣)の共助を基本 ・ 要支援者に関する情報(住所、情報伝達体制、必要な支援内容等)を平常時か
	ら収集し、電子データ、ファイル等で管理・共有するとともに、一人ひとりの 要援護者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画(以下 「避難支援プラン」と称す。)を策定しておくことが重要
	課題1 情報伝達体制の整備 ・ 「災害時要援護者支援班」を設け、要支援者の避難支援業務を的確に実施すること。 ・ 市町村は、福祉関係者に対する防災研修を定期的に実施するとともに、国は、福祉関係者が必要な防災研修や訓練を受講する仕組について検討すること。 ・ 要支援者を支援するための専用の通信手段の構築やインターネット(電子メール、携帯メール等)、災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板サービス(携帯電話を使用した安否確認サービス)、衛星携帯電話、災害時優先電話、公衆電話、簡易無線機等の様々な手段を活用すること。
	 課題2 災害時要支援者情報の共有 ・ 平常時からの要支援者情報の収集・共有が不可欠である。 ・ 福祉関係部局や民生委員等が要支援者情報の収集・共有等を福祉施策の一環として位置付け、その保有情報を基に要接護者と接すること。関係機関共有方式との組合せを積極的に活用することが望ましい。 ・ 対策者の範囲についての考え方を明確にし、避難行動要支援者や被災リスクの高い者を重点的・優先的に進めること。 ・ 関係機関共有方式により対象とする要支援者の情報を共有し、その後、避難支援プランを策定するために必要な情報をきめ細かく把握するため、同意方式により本人から確認しつつ進めることが望ましい。昔ながらのひとのつながりによりあらかじめ十分な情報を有している場合や、福祉関係部局や民生委員等が利用目的の範囲内で保有情報を活用できる場合、対象者がそれほど多くない場合は、同意方式のみにより(手上げ方式との複合も含む。)取組むことも効果的である。 ・ 取り組み事例も参考にしながら関係機関共有方式や同意方式を積極的に活用しつつ、市町村を中心に要支援者情報の収集・共有を図っていくことが重要である。

課題3 災害時要援護者の避難支援計画の具体化

- ・ 適宜訓練や確認作業を実施するとともに、関係機関共有方式を活用しつつ、登録情報の更新を行うこと。
- ・ 防災だけではなく、声かけ・見守り活動や防犯抑止活動等、地域における各種 活動を通じて人と人とのつながりを深めるとともに、要援護者が自ら他地域に とけ込んでいくことができる環境づくりに努めること。
- ・ 要支援者の避難行動時間の短縮及び避難支援者への負担軽減を進めること。
- ・ 国、都道府県、市町村は、福祉関係部局担当者、社会福祉協議会、民生委員、 福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者の理解を深める取組を進める こと。
- ・ 国は、先進的な取組み事例の把握・収集に努め、様々な機会を活用し、積極的 に奨励していくこと。

課題4 避難所における支援

- ・ 災害時に、要援護者班は、各避難所内に要援護者用の窓口を設置し、要援護者 からの相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を実施すること。
- ・ 高齢者、障害者等の枠組みにとらわれず、「一番困っている人」から柔軟に、機 敏に、そして臨機応変に対応すること。
- ・ 福祉避難所としては、施設がバリアフリー化されているなど、要援護者の利用に適ており、生活相談員等の確保が比較的容易である老人福祉センター、養護学校等の既存施設を活用すること。適切な場所にこのような施設がない場合又は不足する場合は、必要に応じて公的な宿泊施設、民間の旅館、ホテル等の借上げや、応急的な措置として、教室・保健室を含め、一般の避難所に要援護者のために区画された部屋を「福祉避難所」(仮称)として対応することも効果的であることも留意すること。
- ・ 福祉避難所となり得る施設の情報(場所、収容可能人数、設備内容等)を取りまとめて周知を図り、要援護者が自分に合った避難所を選択できる状況となるように努めること。

課題 5 関係機関等の間の連携

- ・ 市町村の福祉関係部局及び防災関係部局は、福祉サービス提供者との連絡を密 に取り、積極的に支援していくこと。
- ・ 市町村は、福祉サービスの災害時における運用方針等に関し、都道府県、国と 緊密に連絡をとるとともに、地域防災計画等において災害時における福祉サー ビスの継続の重要性を明確に位置付け、福祉サービスの継続に必要な体制を確 立すること。
- ・ 被災市町村は、発災後も可能な限り速やかに介護認定審査会を開催するなど、 新規認定や要介護度の変更等をはじめ介護保険制度関係業務の継続を図ること。
- ・ 大震災時における要援護者への直接的な支援に関し、被災市町村等は避難所に 応援派遣された保健師、看護師等を積極的に活用するとともに、これらの者が 効率的かつ効果的な活動で実施できるように、十分な調整を実施すること。
- ・ 市町村は、要援護者避難支援連絡会議(仮称)を適宜開催し、関係機関等の支援活動の実施状況や人的・物的資源の状況、避難所等における要援護者のニーズを把握し、共有すること。
- ・ 要援護者避難支援連絡会議等を通じ、市町村の災害時要援護者支援班、関係機 関等、ボランティアセンター等の間で情報共有や支援活動の連携を図ること。

出典

高齢者・障害者の災害時の避難支援のポイント

災害時要援護者避難支援研究会《編著》

事例名	■国・自治体の施泉-2 2. 中央防災会議 (事務局:内閣府)
7111	民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会
	研究会での意見・提言等
問題・課題等	○防災まちづくりを推進する環境整備についての意見
in the same of	<意見募集による内容>
	高齢者関係の団体なら、高齢者の避難について案や問題点を提起するなど、
	専門家として特色を生かした防災対策を打ち出すほうが、連携していく上で
	もわかりやすい。行政は企業・NPOを集めてその発表の場を提供すること
	と、調査・対策にかかる費用の支援などが行えると思う。
	○的確な防災情報の提供と共有化促進策についての意見
	<意見募集による内容>
	1人暮らしのお年寄り世帯など、災害発生時に支援が必要な世帯や家屋などを
	行政が調査し、各地の市民団体・ボランティア・企業が一定地域を担当する
	こと(災害発生時の安否確認や支援物資の提供など)を平時から取り決めて
	おく。訓練も必要。
備考	・ 意見として高齢者に関することは出ているが、企業による具体的な活動は
	「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会」の中では、
	出ていない。
	中央防災会議「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会」
	中央的次云殿 「氏順と川場の力を石がした防灰力向上に関する専門嗣重云] 委員名簿(敬称略・五十音順)
	座長 樋口公啓 日本経済団体連合会顧問
	(東京海上火災保険株式会社相談役)
	委員 伊藤滋 財団法人都市防災研究所会長 青山佳世 フリーアナウンサー
	大林厚臣・慶應義塾大学助教授
	齋藤忠衛 セブンイレブンジャパン総括マネジャー
	柴田いづみ滋賀県立大学教授
	田畑日出男東京商工会議所まちづくり委員長 (国土環境株式会社代表取締役会長)
	中谷幸俊 アクセンチュア株式会社ディレクター
	中林一樹 東京都立大学教授
	西浦英次 日本損害保険協会専務理事 福澤 武 大手町・丸の内・有楽町地区再開発計画推進
	協議会長(三菱地所株式会社会長)
	前田正尚 日本政策投資銀行政策企画部長
	松岡和良 中部経済連合会常務理事
	松岡勝博 那須大学教授 松原武久 名古屋市長
	目加田説子中央大学教授
	安井潤一郎全国商店街震災対策連絡協議会理事長
	(早稲田商店会長)
ш₩	山口ひろこイゴス環境・色彩研究所所長
出典	民間と市場の力を活かした防災戦略の基本的提言
	平成 16 年 10 月 民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会
	民間と印場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会 中央防災会議(事務局:内閣府)
	下大四八云硪 (尹伤河·P']) 例

概要	民生児童委 登録総数約 け、登録者 委員の日常 ことなく、
①災害時地域の助け合いネットワーク ・高齢や障害などにより自力で避難が困難な人(災害時要援護者)の が地域に提供する制度。本人が登録した情報をあらかじめ地域の というの名。 ・本人からの申し込みを区役所、障害福祉会館、福祉事務所で受付る簿を作成し、民生児童委員、消防署、警察署に提供する。民生活的な訪問などにより地域の協力関係づくりを進める。 ②杉並区ひとり暮らし高齢者等安心ネットワーク ・ ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が地域社会で孤立する健康で安心して暮らせるよう、地域のボランティア(あんしん)	民生児童委 登録総数約 け、登録者 委員の日常 ことなく、
んしん協力機関)による声かけや相談を受ける形で日常的なり う。在宅介護支援センターを拠点とする。平成17年度より実施 ③緊急通報システム(高齢者対応) ・無線発報器等により緊急事態を消防署に通報するシステム。救急に ボランティア(緊急通報協力員)の協力を得ながら早期救助を行 ④24時間安心ヘルプ事業 ・夜間や緊急時の介護が必要な場合、無線発報器等による通報によ 派遣されるシステム。平成17年6月より実施。 ⑤杉並区ふれあい収集 ・高齢者等で自ら集積所にごみを持ち出すことが困難な世帯に対し 燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみを収集する。平成12年6月より実施	見守りを行 施。 隊が近隣の う。 りルパーが 、戸別に可
問題・課題等 ○各制度の利用を高めるための抜本的対策が必要 ・区の高齢者・障害者数に対し、各制度の登録数が大変少なく、認知・その理由は①支障なく日常生活を送っている人は緊急時・災害時について感心が低い、②各制度の住み分けが分かりにくく、事業者が限定的であることなどからサービス対象者にとって「使いづはないか、③区民特性や現在の高齢者世帯の価値観とのミスマッではないか、など。 ○担い手の確保とネットワーク強化 ・区在住の災害時要援護者は数万人にのぼる。支援の担い手の確保に題。区内の限られた人材や組織を有効に活用する方策が必要。 ○災害時要援護者データベースの必要性 ・データベースづくりと災害時の活用の仕組みづくりが早急に必要 ○災害時要援護者支援総合的なプランづくりの必要性 ○地域の相互扶助活動の活性化に向けた新たな方策の必要性 備考	の安全安心 ごとに対象 らい」ので チがあるの は大きな問
出典 杉並区災害時要援護者対策調査 杉並区保健福祉部管理課/(財) 名 究所 2005 年 12 月	都市防災研

■災害時要援護者の分類と主な支援内容例 []内は該当人数(平成 17 年の概数: * は推計値)

属 性(生活の基盤が自宅にあるもの)		災害時の主な支援内容例 (一般健常者への対応と同様の場合除く)				平時の準備対応例 (減災対応/一般
	生活状態等	避難勧 告発令	発生 直後	避難時	発生後(避難直後~ 避難生活)	健常者と同様の場 合除く)
障害者 (高 齢 者 除く)	身障者手帳、愛の 手帳、精神保健手帳、所有者(家族と 同居、及び独居) 【6,000】	情報伝達:本人または 族へ	安否確認、救助支援	避難行動支援	健康状態等の把握・ケア	・支援対象者の状況把握、必要支援対象を支援者の必要を支援者のでで、データペーストを基に、災害支援用として災害対域単位で作成・更新)
高齢者	高齢者世帯、独居、 及び高齢者のみの 生活時間帯が一定 以上ある場合 (要介護、虚弱高齢 者以外)【30,000*】 【参考:独居15,000、 高齢世帯員25,000、 + α】	情報伝達	安否確認、救助支援	避 難 行動支援	健康状態等の把握・ケア	・同上
【参考:計 92,000】	虚弱高齢者(要介護 認定なし) 【2,400】	情報伝達:本人 または家族へ	安 否 確認、救助支援	避 難 行動支援	健康状態等の把握・ケア	・同上
	要介護認定者 【16,000】	情報伝達:本人 または家族へ	安否確認、救助支援	避 難 行動支援	健康状態等の把握・ケア	·同上
乳幼児 【参考:0- 6 歳児計 23,000】	一人親家庭など(家族以外による支援が必要) 【参考:児童手当と児童育成手当てを併給して受給する世帯数1,000】	情報伝達:家族	安 否 確 認、必じ に応援 助支援	が必要な	健康状態等の把握	·同上
外国人 【参考:計 11,000】	日本語能力が不十 分、日本に不慣れ で、支援可能な日本 人等が身近にいな い場合【1,000*】	情報伝達	_	_	健康状態等の把握	(町内会等による 把握)
上記以外 で支援が 必要な傷 病者等	妊婦(家族以外の支援が必要)	(情報伝 達)	(安否確認、必じでででである。 認、心じででである。 でもでいる。 でもできまする。 では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ		健康状態等の把握	・妊婦については 母子手帳等を基に 上記データベースへ (町内会等による 把握)

[※]支援内容:()内はできればあった方が望ましいもの

■国・自治体の施策-4

事例	列名	4. 川崎市 防災版ハンドブック等
概要	 - - - - - - - - - -	川崎市では、以下のハンドブック、マニュアルを 2006 年 3 月に発行。 ○わが家の防災ハンドブック 災害からいのちと生活を守るために ○災害弱者に配慮した防災行動マニュアル 地域で助け合い 身を守ろう ~高齢者・障害者などを、災害から守るために~ ○災害弱者のための防災マニュアル 災害から身を守ろう ~「いざ」という時上手に助け合い、身を守るために~
災害復旧の時期	O:平常時	 ○災害弱者に配慮した防災行動マニュアルの構成(詳細は別紙) ①防災のための住民の自主的活動に参加しよう ②災害に備えて身の回りを整えておこう ③災害時には、まず身の安全を確保しよう ④災害時の安否確認に協力しよう ⑤避難所への避難に協力しよう ⑥避難所での生活に協力しよう ⑦避難しない場合でも協力しよう ○災害弱者のための防災マニュアルの構成 ①要介護高齢者とその家族、高齢者のみ世帯、ひとり暮らし高齢者のために(詳細は別紙) ②痴呆性高齢者とその家族のために(詳細は別紙) ③幼いこどものいる家族のために ④目の不自由な人のために ⑤体の不自由な人のために ⑤嫌病、内部障害の人のために ⑤知的障害者とその家族のために ⑧精神障害者とその家族のために
問題·課題等		
備者	Š	
出典	<u> </u>	川崎市資料 2006 年 3 月

この調査研究事業は独立行政法人福祉医療機構から 長寿社会福祉基金(一般分)の助成金を受け行われ たものです。

災害時における高齢者への効果的な支援方策に関する調査研究事業 報告書

平成 19 年 3 月 発行 内容照会先 社団法人シルバーサービス振興会 健康長寿のまち推進センター 〒102-0083 東京都千代田区麹町 3 丁目 1 番地 1 TEL:03-5276-1555 FAX:03-5276-1601